

瀬戸内海沿岸域における総合的管理の
在り方調査
報 告 書

平成 16 年 3 月

国土交通省 国土計画局

はじめに

「世界に比類のない自然環境と美しさを誇る景勝地」として国内初の国立公園に指定された瀬戸内海は、優れた景観や豊かな生態系など環境上貴重な資源を有している。一方、環境悪化が進行しやすい我が国最大の閉鎖性内海であり、全体にわたり、鉄鋼、化学をはじめとした産業や、漁業、観光、レクリエーション等の多様な利用の要請が輻輳し、多くの関係者間の調整を要するといった我が国でも極めて特殊な国土空間を形成している。

その瀬戸内海沿岸域が、昨今の社会経済情勢の変化により、人口の社会減少やモノづくりを柱とした産業活動の低迷、観光入込客の減少、都市機能の低下に加え、水質改善の遅れや赤潮の発生、自然環境の質的・量的悪化などにより、沿岸域の活力が総じて低下してきている。

このような瀬戸内海沿岸域における多様な問題を解決する1つの有効な方策として、沿岸域の総合管理は、環境と経済を同時に再生できる有効な手法・ルールとなり得るものと考えられ、国においても平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を決定し、地方公共団体等による沿岸域圏総合管理計画の策定を支援しているところである。

以上の背景のもと、平成14年度調査では、地域（岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）による瀬戸内海沿岸域の総合的な管理へ取り組んでいこうとする動きを支援するため、瀬戸内海においてモデル沿岸域を設定し、現況分析を踏まえて、沿岸域管理上の課題の洗い出しや解決策の検討を通して、瀬戸内海全体での沿岸域管理の必要性及びその枠組みについて検討した成果をとりまとめた。

本調査は、平成14年度調査の成果を踏まえ、瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの構築に向け、「広域管理指針」及び「沿岸域圏総合管理計画」の試行的・モデル的な検討を通じて、実効性の確保に向けた諸課題の解決策を探るとともに、今後、総合的な管理を実現していく上での取組方針等についてとりまとめたものである。

本成果を踏まえ、今後、沿岸各県さらには多様な関係者の協働により、瀬戸内海沿岸域の総合管理に向けた取組が進むことを期待するものである。

なお、本調査は瀬戸内海沿岸域における総合的な管理の在り方調査委員会（委員長：黒田勝彦神戸大学大学院教授）の指導・助言をもとに、広島県並びに財団法人日本システム開発研究所の協力を得て実施したものである。

平成16年3月

国土交通省 国土計画局

目 次

はじめに

序 調査概要	1
1. 調査企画	1
2. 委員会における議論概要	9
3. 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの概要（15年度調査成果の要約）	11
I. 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的な考え方	13
1. 総論的事項	13
(1) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの理念	13
(2) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの必要性	14
(3) 瀬戸内海沿岸域における総合管理の定義	17
(4) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの内容	17
(5) 地域の住民が本気で取り組むための仕組みづくり	23
(6) 瀬戸内海沿岸域総合管理の対象範囲・対象事象	24
(7) 瀬戸内海沿岸域総合管理施策の構築メカニズム	24
(8) 瀬戸内海沿岸域総合管理の対象エリア	25
(9) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの対象期間及び見直し	26
(10) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの性格・法的位置付け	26
(11) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの実効性の確保	26
(12) 主導権を発揮する主体と国の役割	28
(13) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの構築に向けた取組方針	29
(14) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムにおける環境と開発の捉え方	30
(15) 国の指針と瀬戸内海沿岸域総合管理システムとの関係	30
(16) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムと行政区域との関係	31
(17) 河川と沿岸域との関係について	32
(18) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムと瀬戸内海環境保全特別措置法との関係	32
(19) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムと自然再生推進法との関係	33
2. 各論的事項	34
(20) 広域管理指針の考え方	34
(21) 沿岸域圏総合管理計画の考え方	34
(22) ゾーニングの基本的な考え方	35
(23) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の定義	38
(24) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体へ参画する各主体の役割	39
(25) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の委員の選定方法	40
(26) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体への有識者の参画の在り方	41
(27) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の権限	42
(28) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の機能	42

(29) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体に設ける下部組織	43
(30) 瀬戸内海沿岸域総合管理システム及び瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の財源	44
(31) 広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画と諸計画の調和	44
(32) 瀬戸内海沿岸域総合管理施策の実行方法と進行管理	44
(33) 広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画の承認	45
(34) 関係団体への要請	46
(35) 調査・研究の推進	46
(36) 情報の収集・整備・提供と情報公開	46
(37) 日常的な管理	47
(38) 関係図面	47
3. 広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項	48
(39) 広域管理指針に盛り込むべき事項	48
(40) 沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項	50
II. 瀬戸内海沿岸域の総合管理のモデルシステム	51
第1部 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理指針の在り方	51
1-1 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理指針（案）	51
前文	54
第1章 瀬戸内海沿岸域の課題と総合管理システムの構築	56
第1節 瀬戸内海沿岸域の特性と課題	56
1. 瀬戸内海沿岸域の特性	56
2. 瀬戸内海沿岸域の課題	58
3. 瀬戸内海沿岸域において求められる対応	58
第2節 広域管理指針の役割	60
1. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの概要	60
2. 瀬戸内海沿岸域の総合管理の理念と行動目標	62
3. 広域管理指針の目的及び役割	64
4. 広域管理指針の対象範囲	65
5. 広域管理指針の目標期間	65
6. 広域管理指針に基づき取り組む施策の基本方針	66
第2章 瀬戸内海沿岸域全体からみた各沿岸域圏の課題と役割並びに広域施策推進区域の設定	67
第1節 各沿岸域圏の課題と役割	67
1. 福山沿岸域圏	67
2. A沿岸域圏	68
3. B沿岸域圏	68
4. . . .	68
第2節 広域施策推進区域	69
1. A広域施策推進区域	69
2. B広域施策推進区域	69
3. . . .	69

第3章 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画に対する考え方	70
第1節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の内容	70
1. 概要	70
2. 策定の目的	70
3. 策定主体	71
4. 対象範囲	71
5. 策定等の手続	71
6. 盛り込むべき事項	72
7. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理施策の構築の在り方	73
第2節 ゾーニング	74
1. 意義と必要性	74
2. ゾーニング	74
3. ゾーニングの手続	74
4. その他	75
第3節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画策定のための委員会について	79
1. 概要	79
2. 沿岸域圏委員会の構成	79
3. 部会の設置	80
4. 事務局	80
5. その他	81
第4節 その他必要な事項	82
1. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の見直し	82
2. 個別施策・計画等との調整	82
3. 総合管理施策の実行と進行管理	83
第4章 広域管理指針において取り組むべき事項	84
1. 広域管理指針に基づき取り組む施策	84
2. 広域管理指針と諸計画等の調和	84
3. 調査・研究の推進	84
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開	84
5. 広域管理指針の実行の確保	85
第5章 広域管理指針の見直し等	86
1. 広域管理指針の見直し	86
2. 沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会からの広域管理指針の 変更要請に対する対応	86
1-2 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理協議会設置要綱（案）	87
第2部 モデル福山沿岸域圏総合管理計画の在り方	97
2-1 モデル福山沿岸域圏総合管理計画（案）	97
第1章 沿岸域圏総合管理計画の目的等	99
1. 計画の目的	99

2. 当該沿岸域圏の特性と役割	99
3. 対象範囲	102
4. 目標期間	103
5. 基本理念（全体目標）	103
6. 行動目標	104
第2章 総合管理施策	105
1. ゾーニング及び総合管理施策について	105
(1) 福山沿岸域圏全体の地域分けと基本目標の設定について	105
① 地域分けと地域ごとの課題	105
② 各地域の基本目標	105
(2) 各地域のゾーニング及び実施すべき総合管理施策について	109
① J F E スチール敷地～箕沖地域	109
② 内海地域	114
③ 海域全般（特に福山港沖合及び松永湾）	119
④ 芦田川河口堰～田尻地域	119
⑤ 鞆の浦～阿伏兎観音地域	119
⑥ 沼隈地域	119
⑦ 松永地域	119
2. 沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和	120
3. 調査・研究の推進	120
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開	120
5. 地域支援体制の構築及び地域支援	121
6. 沿岸域圏委員会の役割	123
7. 沿岸域圏総合管理計画の実行の確保	124
第3章 沿岸域圏総合管理計画の実行，管理及び見直し	126
1. 沿岸域圏総合管理計画の実行と管理	126
2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し	126
2-2 モデル沿岸域圏委員会設置要綱（案）	127
Ⅲ. 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの実現に向けて	139
1. 今後の課題	139
2. 今後の対応	140
用語解説	141

序 調査概要

ここでは、本調査の進め方、委員会における議論の概要並びに本調査の成果でもある瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの概要について整理した。

序 調査概要

1. 調査企画

(1) 調査目的

瀬戸内海は、我が国最大の閉鎖性内海であり、我が国最初の国立公園として、沿岸部には大小様々な小島や白砂青松などの世界に比類のない豊かな自然環境と美しい景観、歴史的・文化的な資源を有するとともに、近代以降は、国策による重厚長大産業の配置により、高度経済成長を牽引し、多様な産業技術の集積によって我が国の発展の一翼を担ってきた。

また、瀬戸内海沿岸域は、このように環境上貴重な資源を形成する一方で、内海全体にわたり、産業、観光、レクリエーション等多様な利用が輻輳し、多くの関係者間の調整を要する極めて特殊な国土空間を形成している。

この瀬戸内海沿岸域が、昨今の社会経済情勢の変化により、人口の減少や産業活動の低迷、低未利用地の拡大、観光客の減少といった問題に直面するとともに、水質改善の遅れや赤潮の発生、自然海浜、藻場、干潟の減少に見られるように自然環境が質的・量的に悪化するなど、沿岸域の活力が総じて低下し、環境、経済両面から地域の再生が大きな課題となっている。

こうした課題に的確に対応し、環境、経済両面から地域の再生を図るためには、環境の保全・修復に加え、瀬戸内海の特性を活かした新産業の創出など環境と融合した秩序ある利活用を進めるといった沿岸域の総合管理方策が必要であることから、平成14年度、福山市周辺地域をモデル海域として設定し、現況分析や、現行制度における沿岸域管理上の課題の洗い出しや解決策の検討など、瀬戸内海沿岸域における総合管理の在り方について検討を行った。

その結果、今後、総合管理を推進していくためには、管理の基本的な方向を示す広域管理指針や管理の実践に向けた沿岸域圏総合管理計画の策定など総合管理システムの構築が必要であること、また、システムの構築にあたっては、共通認識の醸成のもと、「多様な主体の参画」、「総合管理手法の確立」、「各既存制度との調整」及び「総合管理体制の整備」といった実効性の確保に向けた課題があること等が明らかとなった。

このため、平成15年度調査では、総合管理システムの構築に向け、「広域管理指針」及び「沿岸域圏総合管理計画」の試行的・モデル的な検討を通じて、実効性の確保に向けた諸課題の解決策を探るなど、新たな枠組みを含め、具体的かつ総括的な検討を進めるとともに、今後、総合的な管理を実現していく上での取組方針（課題）等について検討することを目的として実施した。

《調査のポイント》

① 総合管理システムの構築について

「広域管理指針」及び「沿岸域圏総合管理計画」の試行的・モデル的な策定を通じて、新たな枠組みを含め、総合管理システムの構築に向けた総括的検討を行った。

② 総合管理システムの実効性について

真に実効ある総合管理システムの構築に向け、既存制度との調整、財源の確保、組織体制の構築といった諸課題について幅広く検討した。

③ 総合管理システムの実現に向けた今後の取組方針について

総合管理システムの実現に向け、市民、NPO、企業、行政（市町村、県、国）等の連携と協働による今後の取組方針について検討した。

(2) 調査対象地域

本調査における対象地域は、平成14年度調査と同様に、中国・四国の瀬戸内海沿岸域とした。なお、モデル沿岸域についても福山市周辺海域とした。

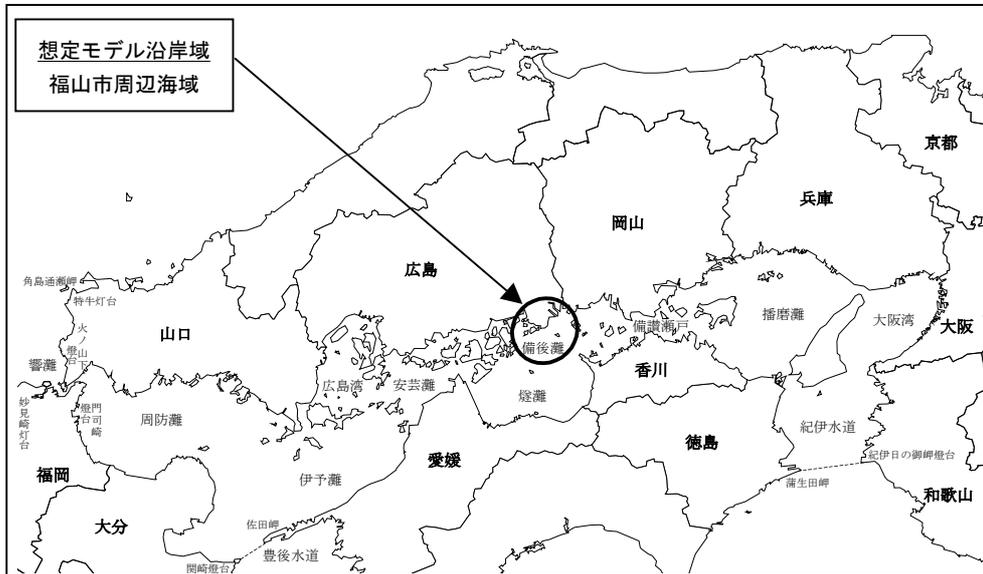


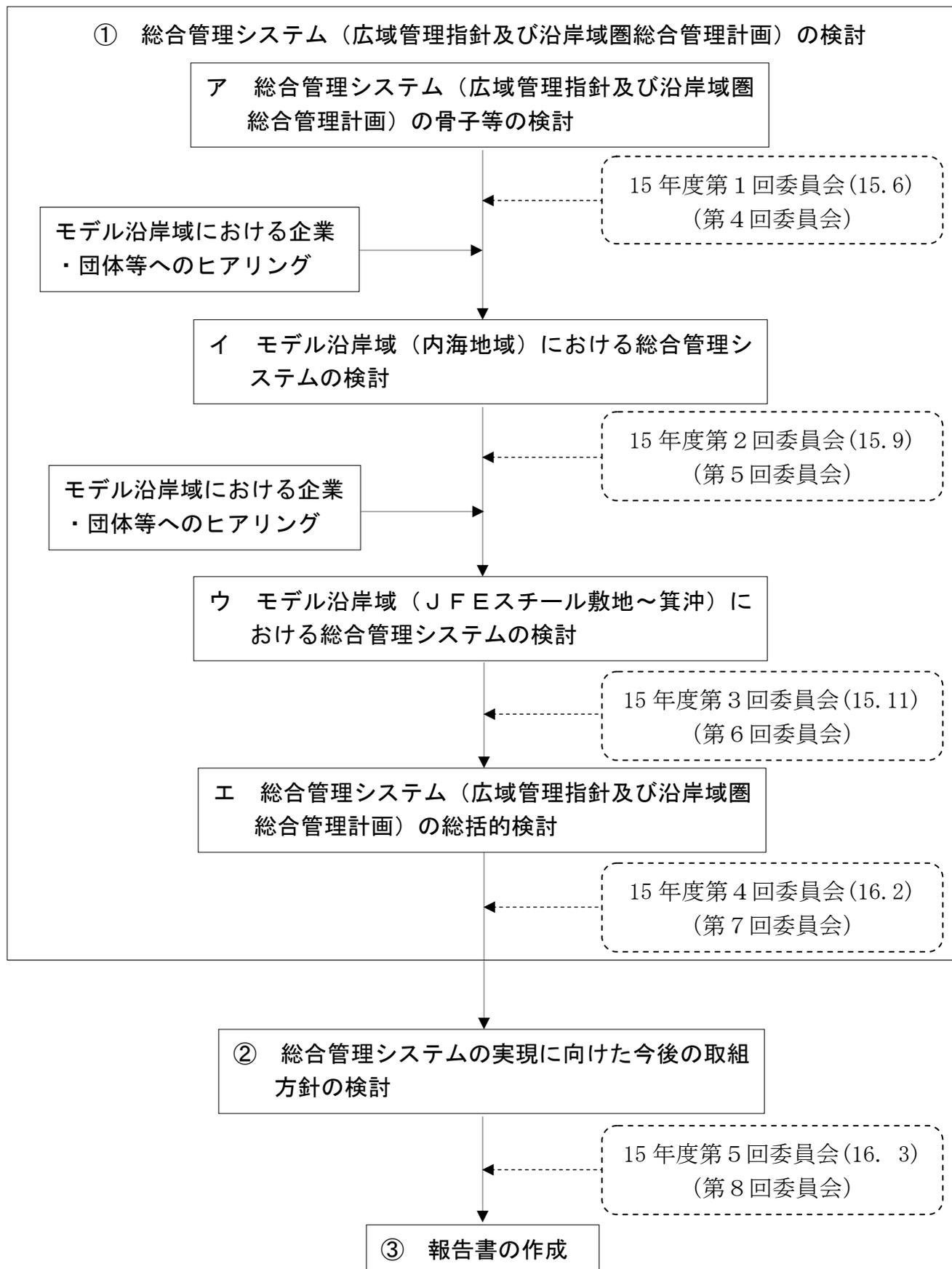
図 調査対象地域およびモデル沿岸域位置



図 モデル沿岸域概要図

(3) 調査全体の流れ

本調査全体の流れは以下のとおりとした。



(4) 調査内容

① 総合管理システム（広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画）の検討

平成14年度調査結果を踏まえ、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムについて、その全体像、「瀬戸内海沿岸域広域管理指針」と「沿岸域圏総合管理計画」との関係、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画が備えるべき事項等を検討した。さらに、モデル沿岸域における企業、団体等利害関係者に対するヒアリング*結果等に基づき、段階的に管理システムの熟度を高めていくこととした（「(2) 調査全体の流れ」参照）。

また、真に機能するシステムとなるよう、多様な主体の参画、既存制度との調整、財源の確保、組織体制の構築といった課題について、十分に精査した。

なお、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画が備えるべき事項については、委員会等においてより具体的な検討が行われるよう、必要に応じて項目を分けて、重点的に整理・分析した。

ア 主な検討項目

- 広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画の関係性
- ゾーニングに対する考え方
- 総合的管理に資する事業・施策等の考え方
- 各種計画との調整のあり方
- 指針・計画の策定推進体制に対する考え方
- 情報共有・住民参加のあり方
- 指針・計画の実効性、財源確保に対する考え方

イ ヒアリング調査について

広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画の策定に向けた基礎情報を収集するため、モデル沿岸域を対象に、関連する団体、企業、有識者等に対し、ヒアリング調査を実施した。

《ヒアリング項目》

- ・モデル沿岸域が抱える問題点・課題について
- ・上記問題点・課題と既存制度とのかかわりについて
- ・上記問題点・課題の解決方策について
- ・総合的管理（地域計画等）の必要性について
- ・沿岸域圏総合管理計画の考え方（盛り込むべき視点等）について

- ・沿岸域圏総合管理計画の実効性（組織体制，財源等）について
- ・沿岸域圏総合管理計画の策定・推進にかかわる役割（何ができるか等）について

《想定される問題点》

- ・低未利用地の増大
- ・各種規制による産業利用の停滞
- ・環境の悪化・水産資源の減少
- ・海面利用（漁業と海レク，港湾・航路利用等）を巡る競合
- ・歴史・文化資源の維持・管理を巡る競合
- ・親水空間の乏しさ

《ヒアリング対象》

- ・物流業者 ・立地企業 ・漁協組合 ・観光団体
- ・市民団体 ・行政 ・有識者 など

② 総合管理システムの実現に向けた今後の取組方針の検討

これまで検討した瀬戸内海沿岸域の総合管理システム（広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画）を実行に移す上で，民間企業(団体)，市民団体等 NPO，市民，学識者，行政（市町村，県，国）等が果たすべき役割や，総合的な管理を図っていく上での今後の取組方針，課題等について検討した。

③ 報告書の作成

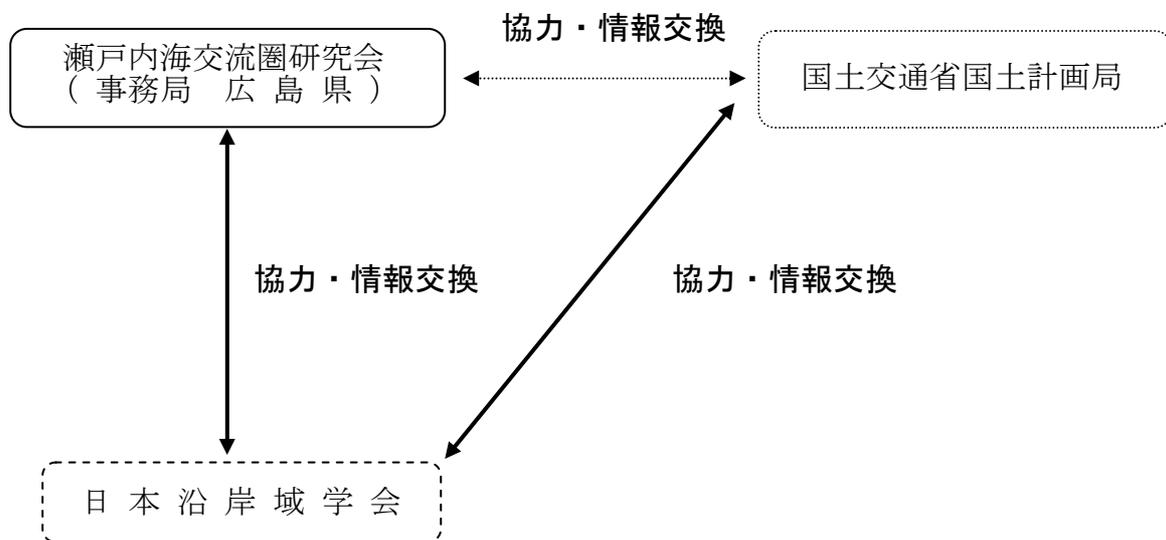
以上，①及び②の検討結果に基づき，報告書を作成した。

(5) 調査体制

① 調査体制

本調査は、平成14年度調査を踏まえ、更に、瀬戸内海沿岸域の総合的管理の在り方について検討を深めるものであることから、その調査体制は、平成14年度調査の枠組みを踏襲し、多様な関係者により構成される調査委員会を設置した。なお、調査委員会は、年度内に5回開催した。

また、調査執行体制は以下のとおりとし、本調査設置委員会の委員に加え、沿岸域問題の専門家が多い日本沿岸域学会の会員からも適宜情報交換ならびに指導・助言を得るものとした。



② 委員構成

本調査を進めるにあたり、以下に示す、学識経験者、専門家、関係地方公共団体代表などからなる委員会を設置し、指導・助言を得た。

平成 15 年度 瀬戸内海沿岸域における総合的管理の在り方調査委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職
有識者	黒田 勝彦	神戸大学大学院自然科学研究科	教授
	上嶋 英機	(独)産業技術総合研究所中国センター	産学官連携コーディネータ
	加藤 峰夫	横浜国立大学経済学部	教授
	小島 治幸	九州共立大学工学部	教授
	花輪 恒	花輪環境デザイン(株)	代表取締役
	原 真志	香川大学経済学部	助教授
	松浦 勉	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所 経営経済部比較経済研究室	室長
	松岡 俊二	広島大学大学院国際協力研究科	教授
地元関係者	国竹 卓美	環境市民ネット松永	代表
	古本 哲史	スイゲンゼニタナゴを守る会	代表
	福永 重孝	福山商工会議所	産業政策部長
	田村 勇	福山市観光協会	専務理事
	兼田 伯男	福山地区水産振興対策協議会	会長
	高橋 達人	JFEスチール(株)技術企画部	スラグSBU主任部員(部長)
	山田 泰秀	福山市市長室企画課	課長
	深坂 穰	沼隈町企画課	課長
経済界	青江 敬介	中国経済連合会	理事・事務局長
	小原 文雄	四国経済連合会	常務理事
関係県	神田 益穂	岡山県企画振興部企画振興課	課長
	太田 光宣	山口県総合政策局政策企画課	課長
	美馬 茂	徳島県企画総務部	参事(政策担当)
	天雲 俊夫	香川県政策部政策課	課長
	長谷川 寿	愛媛県企画情報部管理局企画調整課	課長
	津山 直登	広島県総務企画部政策企画局	企画監
国	岡田順一郎	国土交通省国土計画局総務課	課長(海洋計画室長)

※内海町は平成15年2月に福山市へ編入。

(順不同, 敬称略)

オ プ ザ ー バ ー	国土交通省中国地方整備局
	国土交通省中国運輸局
	水産庁瀬戸内海漁業調整事務所
	水産庁計画課
	環境省

事 務 局	国土交通省国土計画局総務課
	広島県総務企画部政策企画局
	財団法人 日本システム開発研究所

2. 委員会における議論概要

(1) 15年度第1回委員会（第4回委員会）

平成15年度調査の進め方を確認するとともに、総合管理システムの基本的考え方及び骨子について検討した。「基本理念の考え方」、「今年度調査の進め方」、「広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画の考え方」、「委員会の進め方」等に係る意見が出され、以降事務局において検討を深めることとなった。

(2) 15年度第2回委員会（第5回委員会）

広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画における組織体制等の基本フレームについて検討するとともに、モデル沿岸域において、内海地域を対象に、より詳細なケーススタディを実施した。「対象とする沿岸域の範囲（陸域を含めて）」、「各組織の役割と実効性」、「関係者の動機付け」等に係る意見が出され、次のケーススタディ並びに委員会資料に反映させることとなった。

(3) 15年度第3回委員会（第6回委員会）

広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画の基本フレーム及び基本的考え方について検討するとともに、モデル沿岸域において、JFEスチール敷地～箕沖地域を対象に、より詳細なケーススタディを実施した。「システムの理念と目標」、「システムの実効性」、「ゾーニングの考え方」、「国の役割」等に係る意見が出され、次回委員会資料に反映させることとなった。

(4) 15年度第4回委員会（第7回委員会）

前回委員会の論点について確認するとともに、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的考え方、モデル広域管理指針並びにモデル沿岸域圏総合管理計画について検討した。「民間に対する誘導」、「システムに不可欠な視点」、「ゾーニングの考え方」、「調査結果の有効範囲と限界」等に係る意見が出され、最終委員会に向け、事務局において検討を深めることとなった。

(5) 15年度第5回委員会（第8回委員会）

報告書の最終とりまとめに向け、前回委員会の論点でもあるゾーニングの考え方、地方公共団体の役割、人材育成の際の視点、システムの実現に向けた課題及び対応等を検討した。その中で、2カ年の調査成果を次年度以降の具体的な取組につなげていくことが確認された。報告書については、今回の意見等を反映した上で、本委員会の提言としてとりまとめることとなった。

3. 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの概要（平成15年度調査成果の要約）

① 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的な考え方

多様な機能が集積する陸域・海域が一体となった瀬戸内海沿岸域を共通の財産として捉え、

- (1) 美しく安全で活き活きとした姿の瀬戸内海沿岸域に復元・創造し、その恵みを次世代へ継承すること、
- (2) 良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の調和を通じて、多様な地域資源を活かし、魅力ある自立的な瀬戸内海地域を形成することを旨として、
- (3) 多様な主体が参画した広域的な枠組みのもと、関係者間の合意形成を通じて、環境の保全・修復と、環境と調和した利活用を総合的に推進することにより資源の有効活用を推進し、環境・経済を中心とした活性化を通じて地域の新たな社会経済システムの基礎づくりを促進するシステムである。

●「沿岸域の総合管理」の考え方

上記の考え方を踏まえ、保全と利活用のマネジメントを行うため、次の行為を行うこと。

- ① 総合管理の必要性・理念・目標の共有化を図ること
- ② ゾーニングを柱として、地域の基本目標や総合管理施策を盛り込んだ沿岸域圏総合管理計画をつくること
- ③ 計画を策定・推進するため、市民、NPO、漁業者、企業、行政等が参画した総合管理組織体を構築すること
- ④ 計画を実行に移すこと………ルールの実行、関係者間の調整、施策の実施、情報公開、調査研究、施策評価、普及啓発等

② 総合管理における「総合性」の概念

「総合性」とは、次のことをいう。

- ① 空間の総合的視点 ……陸域・海域が一体となった沿岸域空間の総合化（流入河川を含む）
- ② 管理対象分野の総合的視点 ……良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の相互調整
- ③ 行政区域・圏域の総合的視点 ……個別地域から広域まで、行政区域及び圏域を越えた取組
- ④ 関係主体の相互調整 ……市民、漁業者、企業、行政、有識者等多様な関係者の連携・協働
- ⑤ 管理方針の一体化 ……利害調整、住民参加、調査・研究、情報共有、監視・評価等取組方針の一体的推進
- ⑥ 制度・施策・事業の相互調整 ……森、川、海に係る既存の法制度並びに関連する施策・事業の連携・調整

③ 試行的・モデル的な瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの概要

本調査では、上記1.及び2.の考え方を踏まえ、瀬戸内海沿岸域の総合管理の基本的方向を示す広域管理の指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案

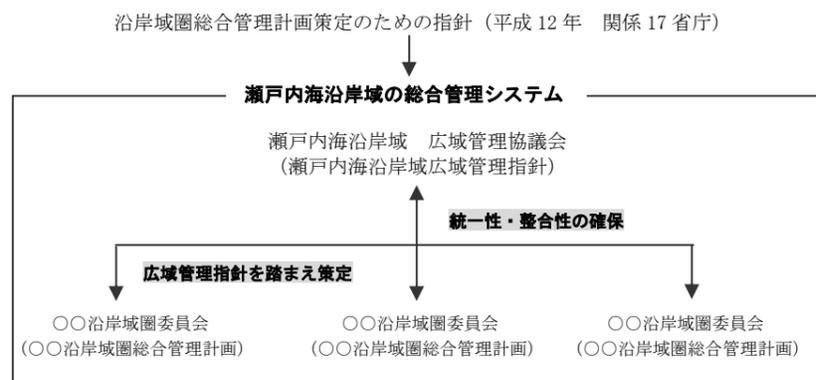
《広域管理協議会》

広域レベルの多様な主体が参画した広域管理協議会が、総合管理の基本的な方向や、広域的対策、地域が総合管理を実践するための基本的考え方を示す「広域管理指針」を策定

《沿岸域圏総合管理委員会》

指針を踏まえ、当該沿岸域圏委員会が、地域主導の合意形成によって、ゾーニングを柱とした「沿岸域圏総合管理計画」を策定し、総合管理（保全と利活用のマネジメントによる地域資源の有効活用）を実践

～試行的・モデル的な瀬戸内海沿岸域の総合管理システム～



④ モデル広域管理指針とモデル沿岸域圏総合管理計画の概要

《広域管理指針》

- 瀬戸内海の課題とシステムの構築
 - ・特性と課題
 - ・指針の役割
 - ・基本方針（目的、理念、目標等）
- 各地域の課題と役割

《沿岸域圏総合管理計画》

モデル広域管理指針を踏まえて作成

- 基本的事項
 - ・基本方針（目的、理念、目標等）
 - ・当該沿岸域の範囲
 - ・当該沿岸域の特性と役割
 - ・目標期間
- 具体的推進方策
 - ・地域毎の基本目標
 - ・ゾーニングを活用して構築した施策とその推進方策
 - ・情報の収集・整備・提供に向けた取組方策
 - ・調査研究の推進方策
 - ・個別計画等との調整
 - ・地域住民等の活動支援方策
 - ・実効性の確保に向けた取組方策

《沿岸域圏総合管理計画》

モデル広域管理指針を踏まえて作成

- 沿岸域圏総合管理計画に対する考え方
 - ・計画の内容
 - ・ゾーニングの方法と手続
 - ・選択と集中による総合管理施策の構築方法
 - ・計画策定の具体的手続
 - ・計画の策定委員会の設置方法
- 広域対策の推進方策
- 実効性の確保に向けた取組方針

個別計画の上位に立つ基本方針

個別計画の策定の労を省くための考え方、手法を整理したもの（辞書的機能）

個別計画で対応不可能な問題を解決する広域的対策をまとめたもの（広域計画）

沿岸域の総合管理を実践するための地域の基本計画

⑤ ゾーニング手続による総合管理施策の構築（イメージ）

モデル沿岸域圏総合管理計画のゾーニング手続（例示）

広域管理指針 → 個々の沿岸域の役割・課題及び広域施策推進区域

沿岸域圏総合管理計画 → 沿岸域圏総合管理計画の全体目標

ア 沿岸域圏の地域分け
イ 基本目標の設定 → ①地域（基本目標） ②地域（基本目標） ③地域（基本目標）…

ウ ゾーニング（ゾーン設定） → 環境保全ゾーン 環境修復ゾーン 産業活動促進ゾーン…

エ 取組の誘導・推進 → 水質底質改善 例：水質浄化事業 自然再生 例：養魚修復事業 新産業創出 例：低未利用地地盤整備事業

整合を確保

環境保全ゾーン
環境修復ゾーン
産業活動促進ゾーン
港湾振興ゾーン
低未利用地環境創出ゾーン（緑化による市民の憩いの場の創出）
海洋性レクリエーション振興ゾーン
生活・文化振興ゾーン（水と緑に溢れた生活振興を促進）

※安全・防災、流域管理ゾーンは芦田川を中心に住宅地、企業集積地等全域にかかる

⑥ 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの構築に向けた今後の対応

- 人材の育成や、市民等の活動に対する具体的な支援策、ゾーニング手法等の課題に関する調査研究の推進
- 試行的な瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの検証と改善等を通じた総合管理計画策定等具体的・先導的な取組の推進

I. 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的な考え方

ここでは、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的考え方として、総論的事項と各論的事項とに分け、前者ではシステムの根幹となる事項を、後者では後述する広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画を策定または運用する際に留意すべき事項について、それぞれ示した。

また、上記各事項を踏まえ、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項についても、併せて整理した。

I. 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的な考え方

1. 総論的事項

(1) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの理念

これまで、我が国の発展の一翼を担い、生活の礎となってきた瀬戸内海沿岸域については、自然環境や景観での輝きが褪せ、自然、海、島、人々の生活、文化が織りなす瀬戸内海の香りも失われてしまったと指摘する声が多い。また、これまで整備した社会資本についても十分に活用されていないものが存するほか、右肩上がり成長してきた地域経済も、予想を超えた急激な社会経済の枠組みの変化等によって、長く構造的な不況に苦しんでいる。

このような状況にあって、地域住民の価値観が多様化するとともに、地球化時代、投資余力の衰退、分権改革や構造改革といった時代の変革を踏まえ、真に豊かでゆとりのある生活を求める声が高まっている。

このような瀬戸内海沿岸域の問題は、単に環境や経済といった問題に止まらず、地域に暮らす人々、生活、それを支える行政の仕組みといった地域を取り巻く社会経済システムの在り方そのものに起因するものであり、従来型の単独・単発的な施策では瀬戸内海沿岸域に係る諸問題に抜本的に対処するのは難しいのではないかと考えられる。

このため、21世紀を迎え、環境と経済をこれまでのように対立軸として捉えるのではなく、「守るべき資源」、「治すべき資源」、「利用すべき資源」を適正に管理（保全と利活用のマネジメント）し、環境と経済の統合によって持続的な経済発展を図るという考え方の下、

- ① 瀬戸内海沿岸域の自然環境の回復及び持続可能な発展の確保
- ② 瀬戸内海沿岸域に対する住民の関心を高めることを始めとした社会全体の意識改革・構造改革（社会環境、生活環境等の改革）
- ③ 瀬戸内海沿岸域における地方自治・住民自治の確立

という3つの方針に基づき各種施策を総合的に推進していくことにより、「世界に誇れる瀬戸内海地域」を構築することが瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの理念である。

なお、このような理念に基づき諸施策を実施していくことにより、保全・再生された自然環境が、新たな魅力を放ち、瀬戸内海に多くの人を引きつけ、新たな産業と技術、賑わいや雇用をもたらす、地域の人々や生活、引いては、地域社会にとって大きな活力をもたらすと同時に、新たな保全・再生への取組を促し、資源の利活用の面においても地域の活性化が図られるなど好循環の瀬戸内海沿岸域（いわば「瀬戸内海ブランド」）が創り出されると期待される。

(2) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの必要性

① 瀬戸内海沿岸域の特殊性

瀬戸内海沿岸域の特殊性は以下の通りである。

ア 沿岸域には、生態学的に脆弱で、人工的改変に対して極めて無力な、自然環境・景観が存在し、水環境、土壌環境、生物生息環境は、広域にわたり相互に影響を及ぼしやすく、河川流域、湾域、内海全域にわたる広域的な影響を視野に入れた取組に加え、沿岸域環境を健全な状態に復元・再生し、次世代へ確実に継承していく取組が求められていること。

イ 沿岸域は、自然災害を受けやすいとともに、多様な産業、文化・歴史、知的資本、インフラ等の地域資源の集積によって、産業、交通、レクリエーション等の多様な社会経済活動が営まれており、まちづくりの視点も含め、環境・経済両面から地域の生命線を形成していること。

ウ 沿岸域は、多様な利用の要請が輻輳するなど、多くの関係者間の調整を必要とする特殊な空間が形成されており、地球環境保全への要請も踏まえ環境と調和した秩序ある利活用が求められていること。

② 直面する課題と新たな潮流の変化

このような沿岸域が今、人口減少や少子高齢化、我が国の一翼を担ってきた産業活動の低迷、国民共通の財産である自然環境の量的・質的改善の遅れなど、地域固有の構造的な課題に起因して、地域の活力低下が顕在化し、更に、IT化の急速な進展、経済の低迷の長期化、デフレ経済の進行、構造改革や分権改革など、予想をはるかに超えた情勢の急速な動きの中で、「環境の世紀」、「成熟社会」、「投資余力の減衰」、「開発から管理（地域マネジメント）への移行」、「広域連携」、「参画・協働」、「地域主導の個性ある地域づくり」といった新たな時代の要請に直面している。

③ 環境・安全・利用の調和の視点

このような状況の中で、多様な機能を持つ沿岸域を、自然の系として一体的に捉え、良好な環境の形成、安全の確保、多面的な利用の視点から保全と利活用の調和を図り、持続的、自立的に発展していく魅力ある地域を形成していくためには、多様な主体の参画を得て、関係者との調整、各種法律、計画等との調整を十分に図り、環境と調和した多面的な利活用を広域的に進める仕組みが必要となっている。

④ 空間の一体性の視点

また、瀬戸内海沿岸域の貴重な自然環境や産業活動等は、瀬戸内海が環境悪化の

進行しやすい閉鎖性水域であることにより，外部からの広域的な影響を受けるとともに，さらに外部へ影響を与えながらそれぞれ形成され，展開されていることから，陸域からの社会経済活動の視点のみならず，沿岸域の自然連続性の確保，景観，風景，海洋文化の継承といった海側からの視点についても留意し，陸域・海域からなる沿岸域空間を一体的に捉えた上で，総合管理システムを構築または運用していく必要がある。

⑤ 長期的な視点

総合管理システムは，瀬戸内海沿岸域，さらには対象となる沿岸域圏のあるべき姿（将来像）を想定し，個別の施策等の取組みに係る基本的方向について示すものであり，その意味では短期的かつ個別的施策とは異なり，比較的長い期間を視野に入れつつ，普遍的なシステムとしていくことが望ましい。

広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画においては，10年程度先の目標を設定し，5年ごとに見直すことを想定しているが，水質・底質の保全，総合的な土砂管理，生物生息環境の確保など，特に「良好な環境の形成」を実現するための諸課題は，短い期間の中で目標を立て，解決し得るものではないことから，国が策定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」に基づき，概ね50年程度先の将来を見据えたものとなるよう配慮する必要がある。

⑥ 総合的な視点

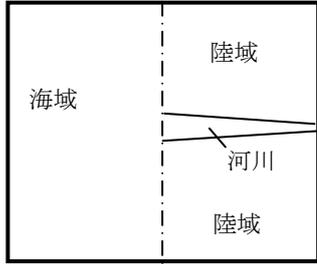
さらに，沿岸域固有の課題や新たな時代の要請に的確に対応しつつ，こうした仕組みづくりを進めるためには，従来のような単一の施策或いは単一の自治体・部局のみによる対応では困難なことから，

ア 部局という垣根を越えて，多様な主体の参画を得た広域的な枠組みによって，地域の取組の方向と目標を定めるゾーニングを柱として，沿岸域の多様な機能・資源を適正に保全・再生し，環境と調和した多面的な利活用を図るための広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画を策定し，

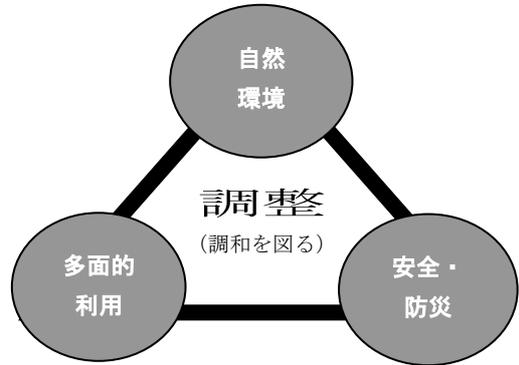
イ 選択と集中の視点に立って，ソフト・ハード両面から，各地域の取組方針に沿った優先順位の高い施策への重点的な取組を効率よく推進するなど，各種施策を総合的，統一的に実施する瀬戸内海沿岸域総合管理システムが必要と考えられる。

《空間の総合的視点》

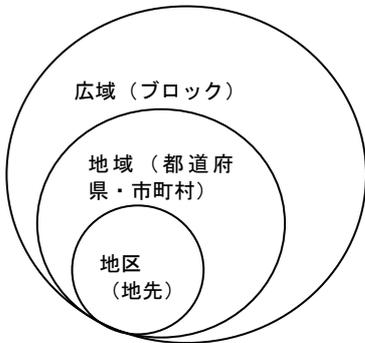
(陸域・海域が一体となった空間の総合化)



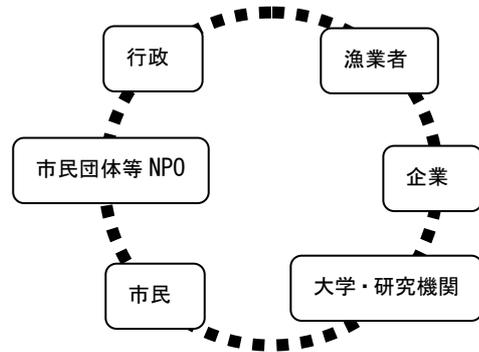
《管理対象分野の総合的視点》



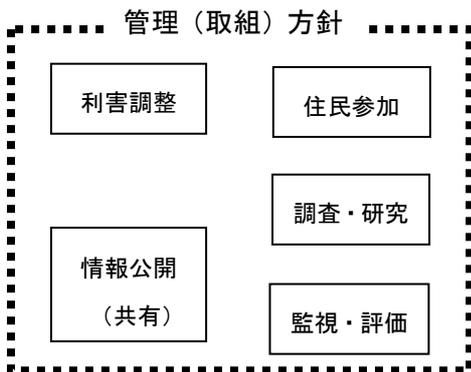
《行政区域・圏域の総合的視点》



《関係主体の相互調整》

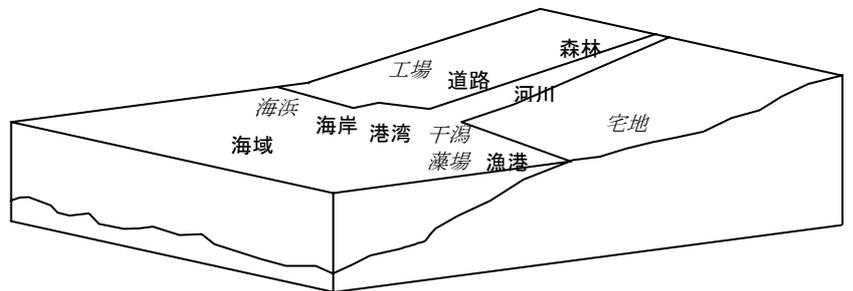


《管理方針の一体化》



《制度・施策・事業の相互調整》

(沿岸域空間における)



(3) 瀬戸内海沿岸域における総合管理の定義

瀬戸内海沿岸域の総合管理とは、

- ① 従来の単一の自治体・部局によって実施されている施策を、沿岸域に関係する多様な主体により合意された理念・目的に基づき、瀬戸内海沿岸域総合管理（陸域・海域の一体的な空間の総合調整，環境・防災・多面的利活用の総合調整，行政区域・圏域・部局を越えた総合調整，各主体間の総合調整，施策の総合調整等）という『フィルター』を通して、必要な施策を連携・再編（ハード・ソフト両面で、優先順位の高い施策への重点的，集中的な取組を促進し，各々の施策の効果を更に高めていくことを含む。）・選定するとともに、必要に応じて新たな総合管理施策を構築すること，並びに
- ② 上記施策をとりまとめた沿岸域圏総合管理計画の策定や当該計画の策定・推進等を行う管理組織体の形成等を通じて、総合調整がなされた施策の実施又は実施の支援を行うことである。

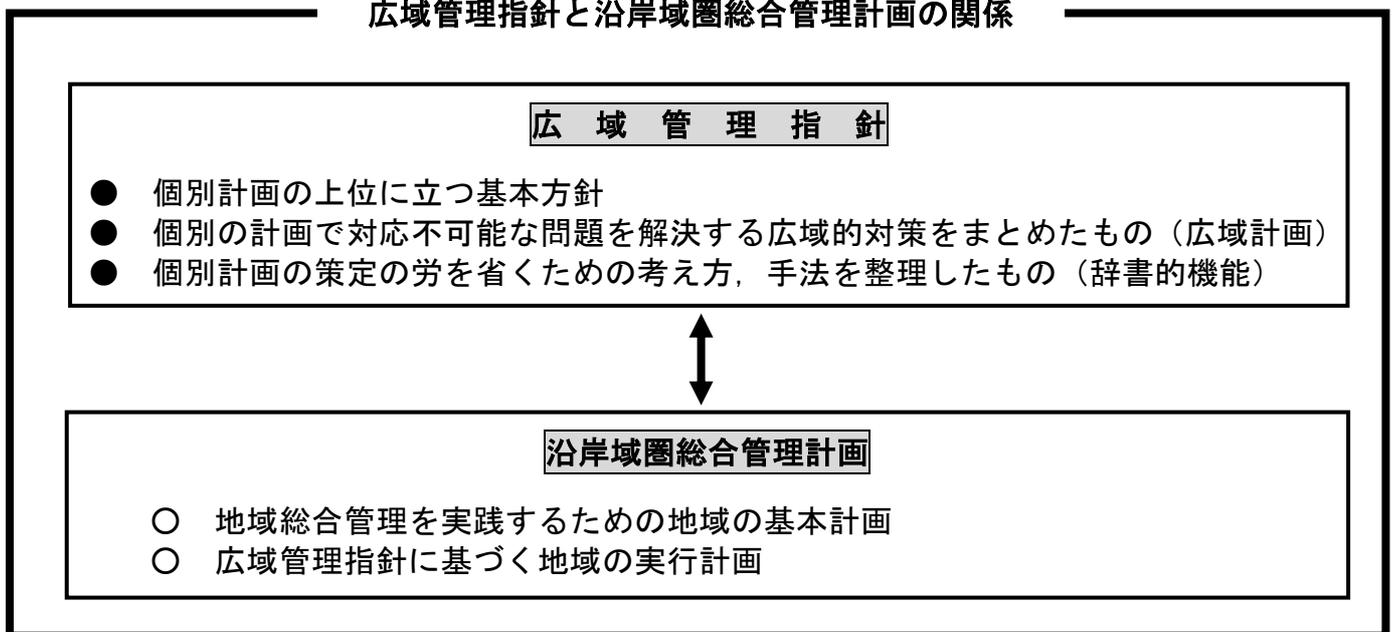
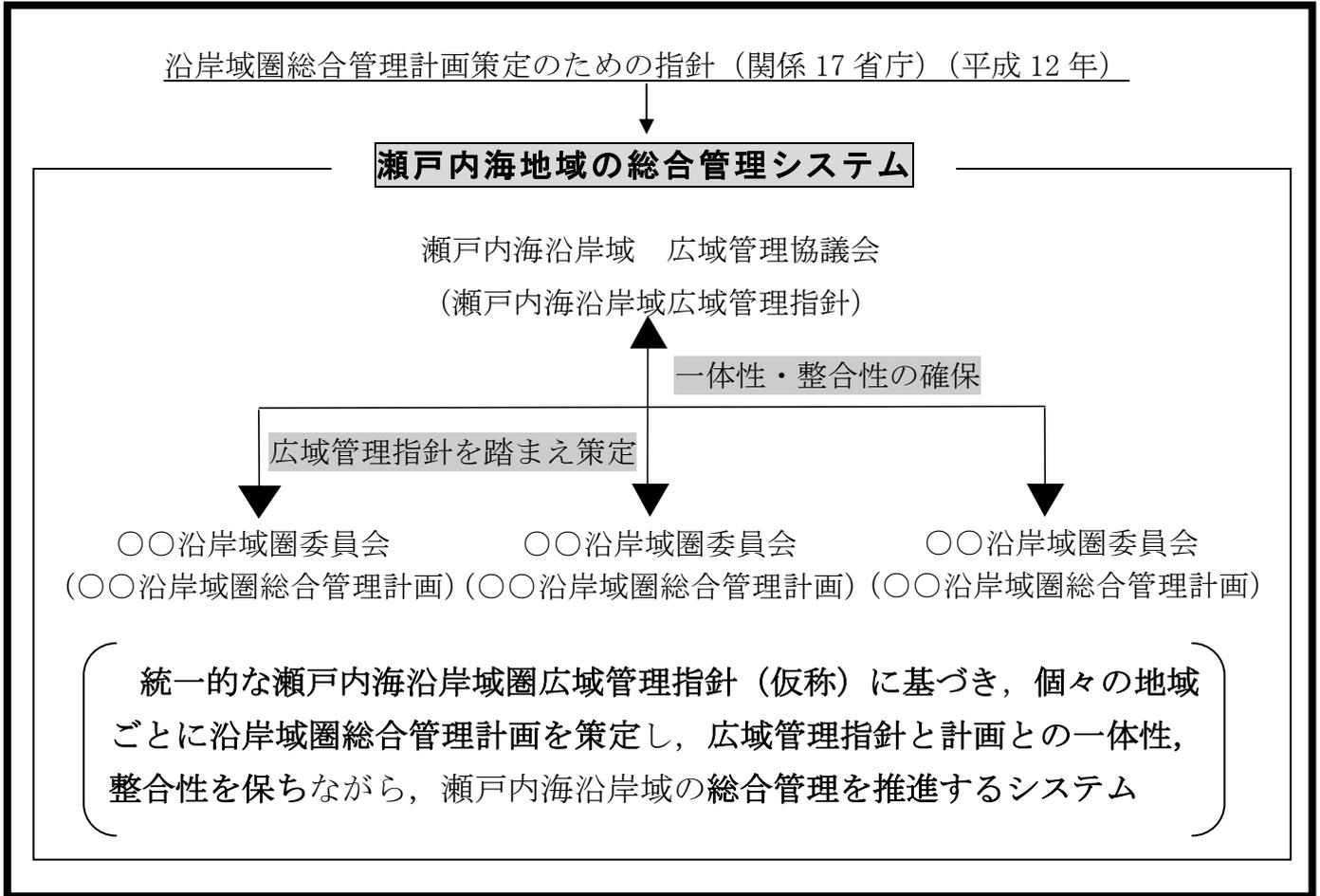
(4) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの内容

- ① 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムとは、「環境」、「成熟社会」、「投資余力の衰退」、「広域連携」、「参画・協働」といった時代の要請を踏まえ、多様な機能を有する陸域・海域が一体となった沿岸域を共通の財産として捉えた上で、
 - ア 美しく安全で生き生きとした姿の沿岸域を復元・創造し、次世代へ継承すること，並びに
 - イ 各主体の参画のもと，良好な環境の形成，安全の確保及び多面的な利用の調和を通じて，多様な地域資源を活かし，魅力ある自立的な地域を形成すること，を旨として，多様な主体が参画した広域的な枠組みによって，沿岸域を自然の系として一体的に捉え，沿岸域の持つ多様な機能・資源の保全・復元を図りつつ，安全を確保し，環境と調和した多面的な利活用を推進することにより，環境・経済を中心として地域の活性化を図り，瀬戸内海沿岸域の新たな社会経済システムの基礎づくりを促進するシステムである。
- ② システムの具体的な内容としては，
 - ア まず，国が策定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を踏まえ，広域レベルの多様な主体が参画した瀬戸内海沿岸域総合管理組織体（広域管理協議会）が，瀬戸内海沿岸域全域における総合管理の基本的な方向や，個々の地域では対応不可能な問題を解決するための広域的対策，地域が沿岸域圏総合管理計画を策定し当該沿岸域の総合管理を実践するための基本的な考え方を，「広域管理指針」として示した上で

イ この広域管理指針に基づき、地域レベルの多様な主体が参画した総合管理組織（沿岸域圏委員会）が、当該沿岸域の総合管理を実践するための地域の基本計画として、また、広域管理指針に基づく地域の実行計画として、地域主導の合意形成によって策定するゾーニングを柱とした沿岸域圏総合管理計画を通じて、地域特性に基づき総合管理（保全と利活用のマネジメントによる地域資源の有効活用）を実践するものである。

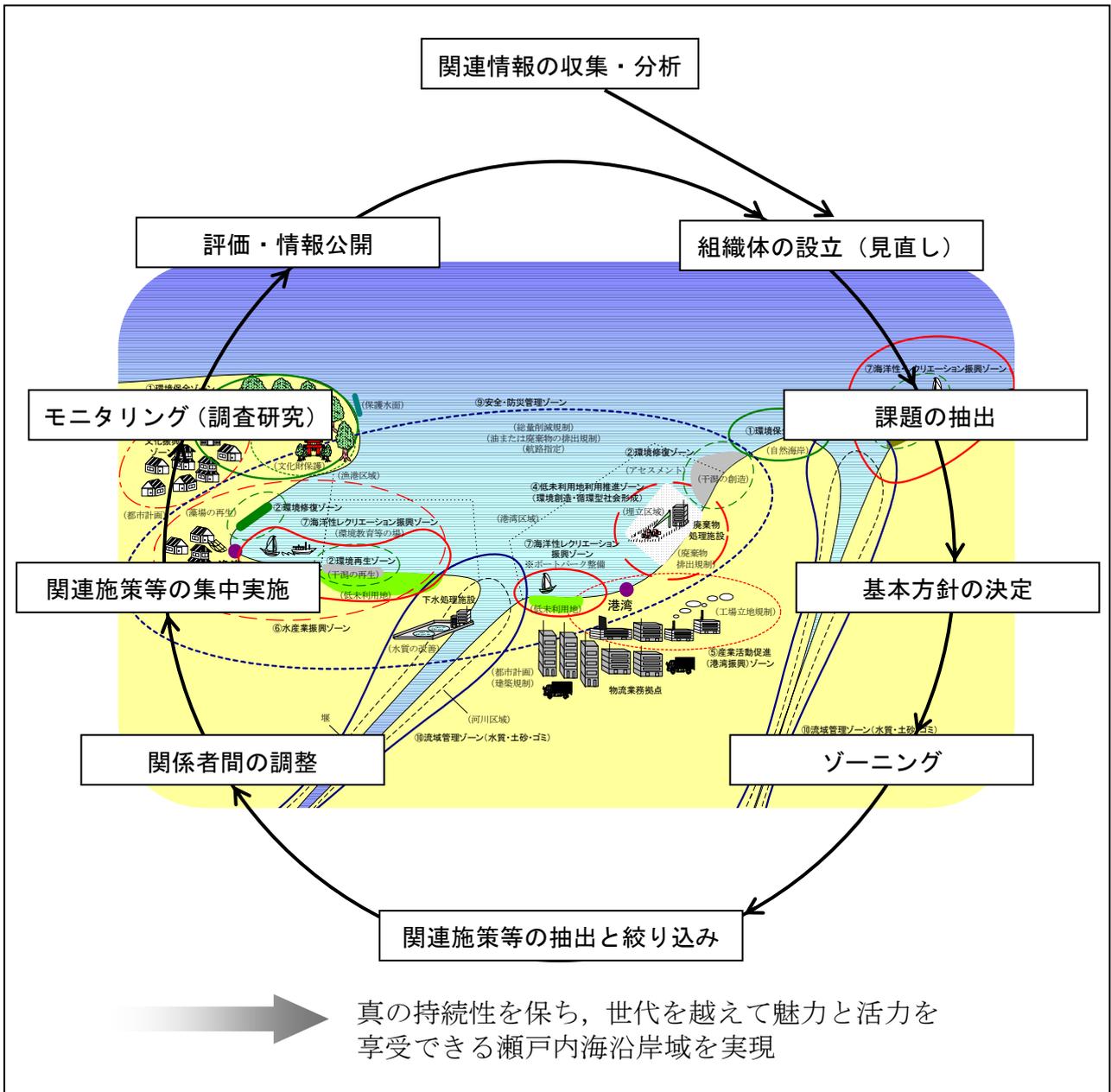
③ このように、広域レベル、地域レベルの双方が統一性、整合性を保ちながら、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの手順を踏まえ推進することによって、地域の潜在力が最大限に発揮され、国際的な競争力と魅力を高めながら自立的な発展を続けていくこと、すなわち、成熟社会における真の持続性を持った瀬戸内海地域づくりが促進されるものである。

[瀬戸内海沿岸域総合管理システムの概要について]

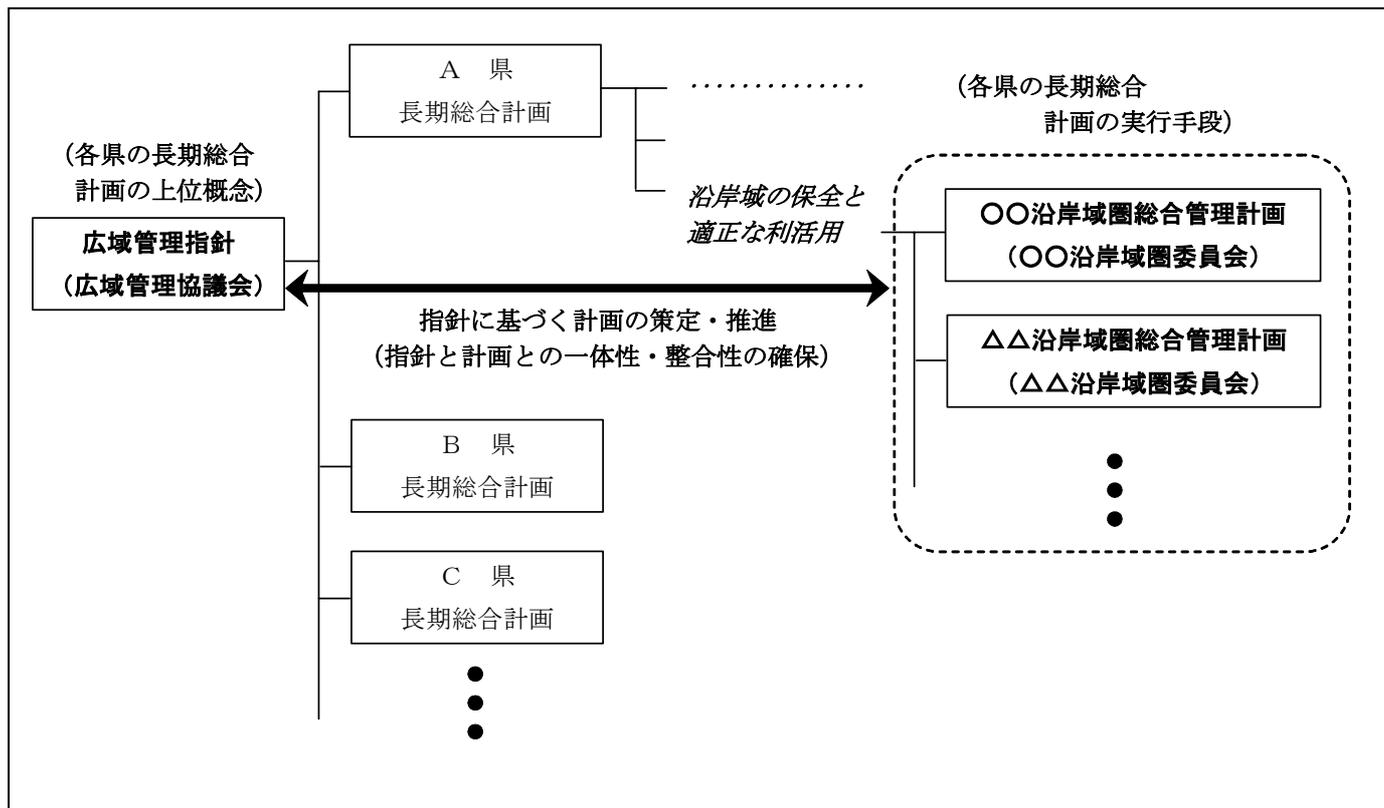


瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、情報の収集・分析から施策等の評価・情報公開に至るまで、一貫した手順のもと運用され、この仕組みを繰り返すことによって、瀬戸内海の環境保全、経済発展といった地域の真の活性化に繋げていくものである。

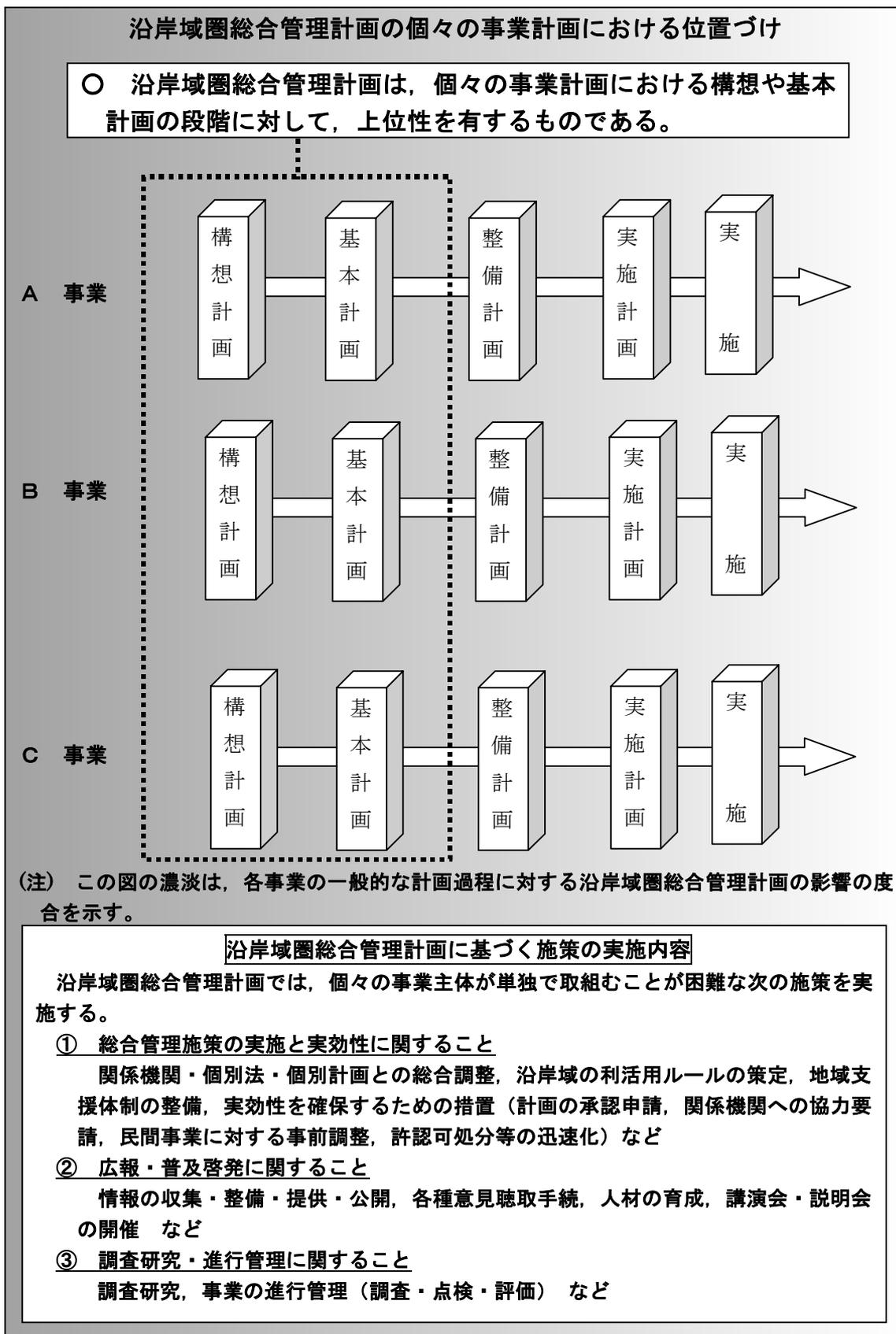
[一貫した瀬戸内海沿岸域の総合管理の手順]



〔広域管理指針並びに沿岸域圏総合管理計画の位置づけ〕



〔沿岸域圏総合管理計画の捉え方〕



※ 沿岸域圏総合管理計画は、構想・基本計画的な上位性を有した計画であるが、施策の特性に応じて、整備又は実施計画的な要素も含まれる。

(5) 地域の住民が本気で取り組むための仕組みづくり

① 沿岸域圏総合管理計画の策定及び実行を行う沿岸域圏委員会の委員の選定に当たっては、透明性・代表性等を重視しつつ、以下の方法も適宜取り入れることにより、地元で活動する熱心な人々、NPO等の人々が委員となるようにする。

ア 公募制

イ 関係機関に対して委員を割り当て、当該機関が適任者を委員として選定

ウ 意欲のある者から選挙等で選任

② また、瀬戸内海沿岸域において総合管理システムを構築し、適切な運用を図るためには、多様な主体の参画が欠かせないことから、その前提として、多様な主体が活動しやすい制度や環境の整備、支援策の構築が必要である。

このため、地域の多様な主体が当事者意識を持って積極的に取り組むことのできるよう、以下のように環境整備を進めることとする。

ア これまでの行政主体の行政体系から、市民と共同で行政を行う行政体系への転換（沿岸域圏総合管理計画、マニュアル等への地域の意見、提案の反映のみならず、市民が直接、原案段階から沿岸域圏総合管理計画策定に参加できるようにする。）

イ 地域活動に対する必要最低限の活動費の支援（保険加入費等の支援）

ウ 瀬戸内海沿岸域における総合管理の担い手の育成・指導（総合学習講座の開催等）

エ 各種情報の積極的提供、地元説明会、ミニ勉強会、パンフレット配布や講演会の開催など意識啓発等

③ また、こうした仕組みの検討に際しては、地域に存在する様々な意見をまとめ、率先して取組の方向性を誘導し、地域住民の活動をリードできる、見識、情熱、力量に溢れた人材を発掘または育成し、積極的に登用していく必要がある。

④ さらに、具体的なシステムづくりを進める中で、民間を含め、一定の責任と権限、報酬等が与えられる人材（プロジェクトマネージャ等）を配置するなど、新たな制度創設についても検討していくことが必要と考えられる。

(6) 瀬戸内海沿岸域総合管理の対象範囲・対象事象

- ① 対象範囲及び事象は、概ね以下の表の通りと考えられる。
- ② こうしたソフト・ハード両面の施策を総合的に推進するため、瀬戸内海沿岸域総合管理システムにおいて、関係者間の総合調整，調査研究，施策評価，情報公開等が行われるものと考えられる。

[瀬戸内海沿岸域総合管理の対象範囲・対象事象]

大項目	中項目	具体的施策（イメージ）
①良好な環境の形成	水質・底質・土壌の保全	・水質環境の保全，修復，再生（ミイグレーション，モニタリング，規制等） ・底質環境の保全，修復（浚渫，覆砂等） ・土壌環境の保全
	生物の多様性の確保	・総合的な土砂管理（砂浜等の維持） ・干潟，藻場等の保全，再生 ・人工海浜
	海洋環境保全	・流出油対策 ・海岸漂着ゴミ対策
	地球環境保全	・植樹等による緑化
		・資源，エネルギーの循環利用
	景観・歴史・文化資源の保全	・景観資源の保全
		・歴史，文化資源の保全
・遺産の保全		
環境管理	・環境モニタリング ・環境影響評価 ・環境教育，体験学習 ・NPO等の活動支援	
②安全の確保	国土保全	・海岸侵食対策
	安全対策	・防災拠点整備 ・高潮，波浪，津波等防災対策
③多面的な利活用	利用者間調整	・放置艇対策 ・利用者間調整ルール
	社会資本整備	・港湾，航路，漁港，道路，空港，発電所，廃棄物処分場，上下水道等の整備，歴史・文化・芸術施設等
	生活・産業振興（まちづくり）	・観光，物流，鉄鋼，化学，造船，自動車，商業・サービス業等 沿岸域の産業振興
		・まちづくり（生活・地域振興）
	低未利用地の有効活用	・自然とのふれ合いの場の創出
		・新たな産業の誘導
		・ウォーターフロントの再編
漁業振興	・沿岸漁業，沖合漁業等の振興	
	・漁業資源の適正管理	
海洋性レクリエーション	・レクリエーション施設の整備	
	・パブリックアクセスの確保	

(7) 瀬戸内海沿岸域総合管理施策の構築メカニズム

- ① 現在、沿岸域に係る各種施策の展開にあたっては、国・県・市町村等の下記の各部局が主に担っている。

環境部局：水質監視等……………水質モニタリング，水生生物調査，NPO 活動支援(海岸清掃)等
 港湾部局：港湾区域での港湾関連事業……………埋立，埠頭，緑地等の港湾施設整備，干潟・藻場造成等

土木部局：河川管理，海岸の管理……………河川管理（土砂，河川敷の草刈り），海岸保全施設の整備
水産部局：漁港区域，漁場での水産関連事業…漁港施設の整備，漁場環境の保全，栽培漁業等の実施
都市部局：沿岸域の都市計画決定……………埋立地等での用途地域（工業専用地域），建築・立地規制
商工部局：沿岸域の工場立地……………工場立地に伴う緑地規制，企業誘致，研究開発の促進
道路部局：道路の整備，管理……………都市計画道路，主要地方道等の整備，管理

② 瀬戸内海沿岸域総合管理施策の構築メカニズムとは，

ア 上記の施策について，総合管理（陸域・海域の一体的な空間の総合化，環境・防災・多面的利活用の総合調整，行政区域・圏域・部局を越えた総合調整，各主体間の総合調整，施策の総合調整等）という『フィルター』を通して，必要な総合管理施策を連携・再編し構築するとともに，必要に応じて新たな瀬戸内海沿岸域総合管理施策を構築し，かつ，

イ 徹底した選択と集中の視点に立って，ハード・ソフト両面から，各地域の取組方針に沿った優先順位の高い施策への重点的，集中的な取組を促進し，各々の施策効果を更に高めていくための仕組みである。

（８）瀬戸内海沿岸域総合管理の対象エリア

① 瀬戸内海沿岸域総合管理の対象エリアについては，米国では，陸域・海域の一定範囲（例えば，カリフォルニア州では海域方向は沿岸水域（その中の陸地及びその下の地面を含む。），陸域方向は平均高潮線から陸域側 1,000 ヤード（約 1 km））が対象範囲として定められているが，このように一律に定めた場合には，自然の系の連続性や地形条件等の地域特性，多様な利活用による広範な環境影響等を踏まえた総合管理が困難となる場合が想定されるなどデメリットも指摘されているところである。

② このため，瀬戸内海沿岸域における総合管理の対象範囲としては，画一的に設定するよりも，地域特性に応じた柔軟な設定が望ましいと考えられる。

③ 具体的には，

ア 広域管理指針においては，瀬戸内海を一つの閉鎖性水域ととらえて，中国・四国地域の全域を対象とすることが適切であり，

イ 沿岸域圏総合管理計画においては，海岸線を挟む陸域及び海域であって，人の社会・経済・生活に係る活動が継続して行われ，かつ，自然の系として地形，水，土砂等に関し，相互に影響を及ぼす範囲を適切に捉え，一体的に管理する必要がある区域として，地域特性に応じて柔軟に設定することが望ましいと考えられる。

(9) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの対象期間及び見直し

瀬戸内海沿岸域総合管理システムの対象期間は、当該沿岸域の望ましい将来像を想定し、長期的視点に立って設定されるべきものであるが、社会情勢の変化、技術水準の発達及び各種個別具体の施策との整合性を図る観点から、沿岸域圏総合管理計画の妥当性及び実効性を考慮し、段階的な見直しが行えるよう設定することが必要である。

特に広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画は、概ね10年程度先の目標等を設定しつつ、5年ごとに必要な見直しを行うことが適当と考えられる。

なお、広域管理指針が改訂される場合には、これに応じて、沿岸域圏総合管理計画の該当する部分を見直すなど、相互の関係性に配慮するとともに、沿岸域圏総合管理計画の動向等を踏まえ、広域管理指針の必要な改定を行うこととすることが必要である。

(10) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの性格・法的位置付け

瀬戸内海沿岸域総合管理システムについては、地方においては法制化を要望する動きがあるが、当面、以下の理由から、現行法制度に立脚した自主的な運用システムとして実施すべきものと考えられる。

- ① 地方分権の推進を受け、沿岸域に関する各種権限は、概ね地方に委ねられており、現行の各種法制度の枠内でも、現実的な対応が可能と考えられること。
- ② 自主的なシステムとして運用する方が、むしろ地方の実情に即して柔軟に対応できる面もあること。
- ③ 多様な主体が参画することから、自ら決定する過程が軽視される等の事態が生じるとは考えにくく、さらに関係自治体が承認等の行為を行うことによって、システム自体が社会規範化され、相当程度の実効性が確保されるものと考えられること。

(11) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムの実効性の確保

- ① 以下の理由から、現行制度下においても実効性は十分確保できると考えられる。
 - ア 瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、国、地方公共団体が各種施策の根幹に位置付けている多様な主体の参画と協働を柱としたシステムであり、国、県、市町村が一体となって関係者と調整を行っていくこと。
 - イ 住民、NPO、漁業者、企業、行政（国、県、市町村）など沿岸域に関係する多様な主体の代表者があらかじめ参画した総合管理組織体によって、地域の総合管理の方向や、施策が定められることから、少なくとも参画した者（特に地方公共団体及び国）についてはその施策を実施することが確実と考えられること。
 - ウ 沿岸域に関する各種権限のほとんどは地方に委ねられており、広域管理指針・沿岸域圏総合管理計画等に基づく施策は優先的に採択され、かつ、重点的、集中

的に実施されることが期待されること。また、民間事業についても、合意形成に要する時間が大きく短縮されること等により、許認可処分の迅速化等が図られること。

エ 住民等多様な主体が参画した沿岸域圏総合管理計画は、事実上、社会規範化し、多様な関係者に重みを持って受け止められ、それに違背する行為は、約束違反として道義的な責任を負うものと考えられること。

オ さらに、民間に対しては管理組織体としての最終的な規制力は持ち得ないが、

- ・ 環境の保全を基調としたゾーニングを柱として策定される沿岸域圏総合管理計画を、環境影響評価の項目や手法を定める方法書手続やアセスメントが必要かどうかの判定手続に活用するなど環境アセスメントの基準として活用すること等により民間事業に対する一定の影響力を確保すること、
- ・ 地方公共団体が有する支援制度の優先適用、国の承認を得た「びんご産業再生特区」など各種構造改革特区や地域再生制度の積極的活用など必要な支援策を確立すること、
- ・ 事前調整による許認可処分の迅速化等と相まって相当程度の動機付けを確立すること、
- ・ 関係者間の連携や市民の目による監視活動等を行うこと等によって、一定の実効性を確保していくこと、（なお、このような市民活動が生まれるよう、積極的に市民参加を勧める必要がある。）。

などを通じて実効性の確保に努めていくこと。

② なお、上記イ及びオの理由により行政及び企業にとってもシステムへの参画に当たって、相当のメリットが存するものと考えられる。

③ また、広域管理協議会における事務局の機能（会議運営、瀬戸内海沿岸域圏総合管理に関する調査研究、企画立案、情報の収集・提供、各種活動への助成、普及啓発等）を公益法人が担うことも現実的かつ有効な手法の一つと考えられるため、実績づくりの中で、既存法人の改組等も含め対応を検討していくこととする。

④ さらに、沿岸域圏総合管理計画の策定は、全国総合開発計画に基づく施策であるとともに全国的にみれば新たな仕組みであり、支援体制が十分に確立されていない等を踏まえ、国においても、財政事情を踏まえつつ、沿岸域の総合的な管理に係る意識高揚、保有している情報の提供、人材の斡旋・派遣、民間や非営利組織等の活力の誘導、諸事業の活用、総合管理施策として採り上げられた施策の実現に向け積

極的な支援等により地方公共団体を支援していくこととする。

なお、瀬戸内海沿岸域総合管理システムについては今後、経験と実績を積み重ねつつ、併せて実効性に関する検証を行い、条例又は法令によって対処しなければならない課題等が見いだされた場合は、現行制度による対応の是非を精査した上で、制度化に向けた検討を行うこととする。

(12) 主導権を発揮する主体と国の役割

① 瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、これまでの「国が経済的に困難な状況に直面している地方を一方向的に支援するといった時代」から「地方が自ら主体的・先導的な役割を果たし、それを国が後押しする時代」への流れに沿って、積極的に推進されるものである。

② その場合、

ア 沿岸域に係るほとんどの事務は県が所管し、事務事業のほとんどを県が執行していることや広域的な市町村間の調整は県の責務であること、

イ 一方、地域の多様に主体が本気で取り組むためには住民に近い市町村が先導的な役割を果たすことが必要であること、

から、市町村と県が、密接に連携を図りながら、国の協力を受けつつ、先導的かつ主体的な取組を推進するものとする。

③ 国は、分権が進み、かなりの権限が地方公共団体に付与されていることに十分注意し、地方の主体性を損なうことのないよう十分に留意した上で、瀬戸内海沿岸域総合管理システム構築の必要性を踏まえ、以下のような役割を果たしていくこととする。

ア 広域指針及び沿岸域圏総合管理計画の策定及び実行を支援するため、職員の派遣、専門技術の提供等、積極的な支援を行う。

イ また、その実行を支援するため、瀬戸内海沿岸域の総合管理に向け採り上げられた施策の実現に対する積極的な支援を行う。

ウ また、沿岸域の総合的管理を進めるためには環境等に関する調査研究や、市民の関心を高め参加してもらうことが必要であることから、調査研究や情報提供等を積極的に行う。

エ 関係県が国土総合開発法第6条に規定する地方総合開発審議会を設置した場合等瀬戸内海沿岸域の総合管理システム構築に関して具体的に目に見える進展がでてきた場合は、例えば、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した関係 17 省庁連絡会議のような省庁会議を開催することを通じて更なる支援方策に

ついて検討する。

オ 広域管理協議会の実効性のさらなる向上に向け、当該協議会の事務局の機能(会議運営、総合管理に関する調査研究、企画立案、情報の収集・提供、各種活動への助成、普及啓発活動等)を、公益法人が担うこと(既存法人の改組を含む。)についてその可能性を検討する。

カ さらに具体の広域管理指針又は沿岸域圏総合管理計画が策定された場合には、国としても、全国総合開発計画や中国地方総合開発計画等の各種広域圏計画において積極的に支援を行う。

(13) 瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムの構築に向けた取組方針

① 瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムは、理論的には、広域管理指針に基づき、個々の沿岸域圏が計画づくりと実践を通じて、瀬戸内海の失われた価値・魅力を創生し、「環境」、「広域連携」、「参画・協働」等の時代の要請に即して、沿岸域の持続性を確保していくことにあるが、理想的なシステムづくりを目指すと、時間がかかり、結果として、身動きのとれない事態に陥ることも懸念される。

② また、総合管理については、米国等の諸外国では、その効果が証明されているが、我が国では、発展途上にあり、現場で実践して初めて、その効果や、地域特性に応じた新たな管理手法等を見出す可能性も高いなど、実践が何よりもシステムを前進させる手だてであると考えられる。

③ 従って、理想的なシステムづくりを目標に置きつつ、まずは、粗々であっても、実地の取組を開始し、実践と経験を通じて、少しずつ補強・補正をしながら、地域の特性に応じたシステムづくりを進めることが必要と考えられる。

④ なお、理論的、理想的には、広域管理指針の策定に向けた取組を推進し、当該指針に基づき沿岸域圏総合管理計画の策定に向けた取組を行っていくことが望ましいと考えられるが、それについては、以下の問題等が存する。

ア 総合管理に対する経験と実績が全くない中で、広域管理指針を策定することは、実務上、困難であること、

イ 沿岸域圏総合管理計画の策定を先行させ、総合管理を実践し、一定のノウハウ・知見を得たうえで、広域管理指針を策定した方が、合理性と説得力を持った総合管理システムの構築が図られること、

ウ さらに、広域管理指針の策定を先行させると、それが策定されるまで、沿岸域圏総合管理計画の策定に向けた取組が出来ないことになり、結果として、先駆的

かつ具体的なシステムづくりを阻害することになること、

- ⑤ このためまずは、出来るところから取組を開始し、沿岸域圏総合管理計画の策定や実践を通じた実地の経験を積み重ねるとともに、こうした取組を各県の広域連携の取組に反映させるなど全域的な波及を図りながら、広域管理指針づくりを並行して進めるなど、中長期的な視点に立って、柔軟にシステムづくりを進めることが肝要と考えられる。

(14) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムにおける環境と開発の捉え方

- ① 瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、「環境」、「成熟社会」、「投資余力の衰退」、「広域連携」、「参画・協働」といった時代の要請を踏まえ、「良好な環境の形成」、「安全の確保」、環境と調和した秩序ある「多面的な利活用」を通じて、環境を基礎として多様な地域資源を活かし、魅力ある自立的な地域を形成することを旨として、地域の持続性を確保しようとするシステムである。
- ② また、昨今の異常気象など地球環境問題がますます深刻化する中、環境の許容量を超えた諸活動が制約を受けざるを得ない状況下にあることを踏まえれば、瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、環境負荷の少ない活動を伴いながら健全な経済の発展を図っていくといった環境と経済の調和を図る仕組みとして期待されているところである。
- ③ なお、瀬戸内海沿岸域総合管理システムにおいては、このように「環境の保全」をベースにして、地域全体の環境許容量を超えないような利活用を進めるといった考え方を堅持した上で、総合管理の方向を検討した結果、広域的な機能分担や地域の特性・魅力を活かす観点から、ある地域は「環境の保全・修復」や「海洋レジャー」に特化した地域づくり、ある地域では産業に特化した地域づくり、といった特徴ある内容になるケースも考えられる。

(15) 国の指針と瀬戸内海沿岸域総合管理システムとの関係

- ① 国の「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」は、「21世紀のグランドデザイン」に示された「沿岸域圏を自然の系として適切に捉え、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定するものとし、国は、計画策定指針を明らかにし」を受け、全国の沿岸域について行政界にとらわれず、自然の系として適切にとらえたものとなるよう具体的な圏域設定の考え方を整理するなど、地方公共団

体が総合的な沿岸域圏総合管理計画を策定する上で基礎となるものとして示されたものである。

- ② 一方、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムは、こうした国の指針の具体化を図るものであるが、敢えて、広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画による二重構造としたのは、次の理由によるものである。

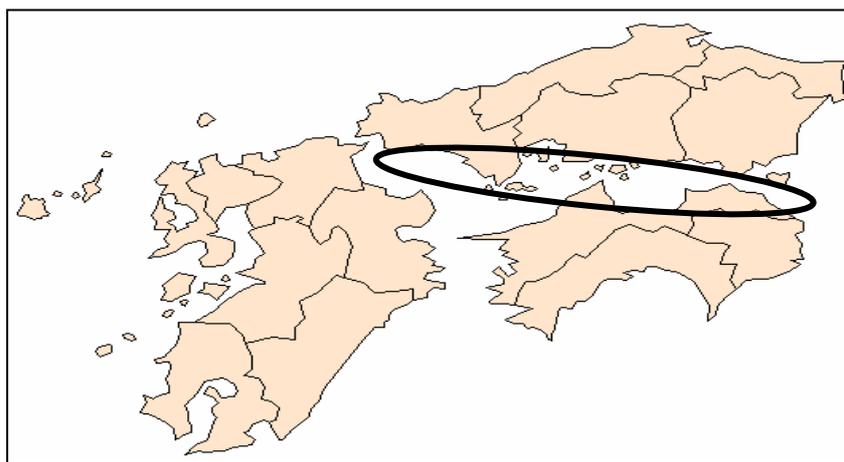
ア 国の指針は、全国一律の一般原則と考えられ、瀬戸内海の特殊性（広域的な環境悪化が進行しやすく相互に広範な影響を及ぼしやすい我が国最大の閉鎖性内海、我が国最初の国立公園、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特殊規制海域、こうした自然環境を背景とした産業集積や多様な利活用など）を踏まえれば、国の一般原則を踏まえつつ、地域特性に応じた広域的な総合管理の考え方（広域管理指針）が必要であること、

イ この広域管理指針に基づき、個々の地域が沿岸域圏総合管理計画を策定し、地域の特性に応じ実践することにより、瀬戸内海沿岸域全体として総合管理の整合性・一貫性が確保されると考えられること。

（１６）瀬戸内海沿岸域総合管理システムと行政区域との関係

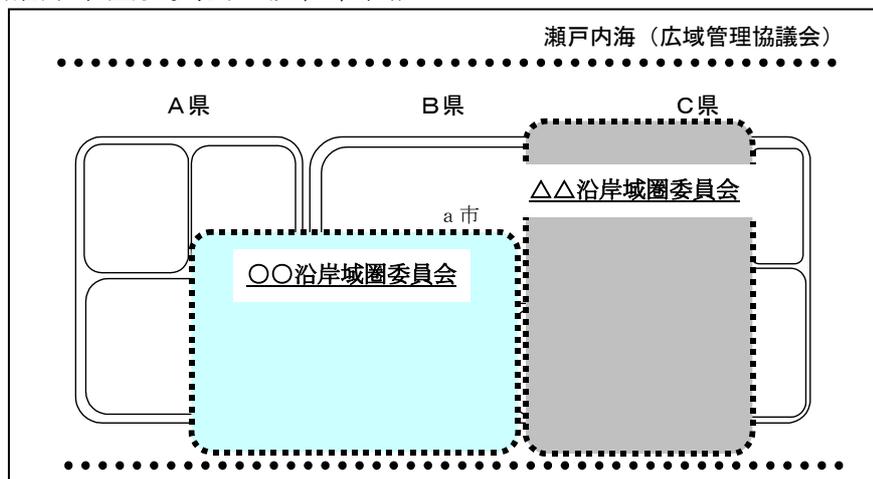
- ① 広域レベル、即ち、広域管理指針を策定する広域管理協議会は、中四国の全沿岸域をカバーするものと考えられる。

〔広域管理協議会の設置範囲〕



- ② 一方、地域レベルにおいては、大きく流域単位を基礎としつつ、自然の系や土地利用の連続性、地理的地形的条件等の地域特性、産業活動や市民活動の広がりやその関連性など社会的な特性等を踏まえて、複数市町村によって地域の沿岸域圏委員会が設置されるものと考えられる。

〔沿岸域圏委員会の設置範囲〕



- ③ この場合、地域特性によっては、県境を跨った沿岸域圏委員会の設定もあり得るものと考えられ、こうした場合には、県が積極的な調整等を担うことも期待される。

（17）河川と沿岸域との関係について

いわゆる流域圏の問題については、現在、国土審議会においてその在り方を検討中であるが、瀬戸内海沿岸域総合管理システムにおいては、河川流域は、土砂管理や環境影響の軽減等の観点から、重要であることから、どの流域範囲までを総合管理の対象とすべきか等、河川と沿岸域との関係を検討していく必要がある。

このため、国土審議会における議論や、具体的な沿岸域圏総合管理計画の策定の過程においてさらに検討を深めていく。

（18）瀬戸内海沿岸域総合管理システムと瀬戸内海環境保全特別措置法との関係

- ① 「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び同法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」において、瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、後世の国民に継承すべきものとして位置付けられている。
- ② この実現のためには、瀬戸内海に関係する人々が瀬戸内海の環境保全に対する理解を深め、環境保全に係る各種施策を総合的かつ計画的に推進することが求められていることから、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画はこの理念を尊重して策定されるものである。

(参 考)

* 「瀬戸内海環境保全特別措置法」 (昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号) の抜粋

第 3 条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画 (以下この章において「基本計画」という。) を策定しなければならない。

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第 4 条の 2 国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

* 「瀬戸内海環境保全基本計画」 (平成 12 年 12 月 27 日総理府告示 71) の抜粋

第 1, 1 計画策定の意義

瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。

(19) 瀬戸内海沿岸域総合管理システムと自然再生推進法との関係

- ① 自然再生推進法は、NPOをはじめとする多様な主体の参画と創意により、地域主導の合意形成によって進める新たな事業として、自然再生事業を位置付け、本理念や実施のための具体的手順を定めたものであるが、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画はそのような事業をも含んだ沿岸域の総合的な管理を行っていくとするものである。
- ② このことから、自然再生推進法に基づく各種施策は、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画の実施手段として位置付けることが可能である。

(参 考)

* 「自然再生推進法 (平成 14 年法律第 148 号) (抄)」

第 2 条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し若しくは創出し、又はその状況を維持管理することをいう。

2 この法律において、「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 略

2. 各論的事項

(20) 広域管理指針の考え方

- ① 広域レベルの多様な主体が参画した広域管理協議会によって策定される広域管理指針は、個々の地域が沿岸域圏総合管理計画を策定し、総合管理を実践するための拠り所となる基本的な考え方や、環境修復技術など広域的な課題に対処すること等を目的として示されるものである。
- ② 具体的には、
 - ア 対象とする瀬戸内海沿岸域の範囲，目標期間，基本理念，各主体の役割等
 - イ 瀬戸内海沿岸域全体で取り組むべき基本的な課題や，地域特性に応じた地域の役割や取組目標，個々の地域が沿岸域圏総合管理計画に盛り込むゾーンの種類やゾーニングの方法，ゾーンごとの総合管理施策の設定方法や選択と集中を踏まえた施策等の優先順位付けの考え方，施策等の総合管理目標の設定方法，関係者間の調整や個別法間の調整方法など，沿岸域圏総合管理計画策定に向けた基本的な事項
 - ウ 広域管理協議会の執行体制や広域的な課題に対する対処方法，財源を含め実効性の確保に向けた取組方法，
等が定められるものと考えられる。
- ③ なお，広域管理協議会は，広域管理指針の策定に加え，地域の取組を支援するとともに，個々の地域の取組では解決が困難な広域的な課題に対して，環境修復技術の調査・研究等の支援又は自ら行うこと等を予定している。

(21) 沿岸域圏総合管理計画の考え方

- ① 地域レベルの多様な主体が参画した沿岸域圏委員会によって策定される沿岸域圏総合管理計画は，
 - ア 地域主導の総合管理を実践するための基本計画として，かつ，
 - イ 広域管理指針に基づく地域の実行計画として，策定されるものである。
- ② 具体的には，
 - ア 当該沿岸域の対象範囲，総合管理の目標期間，基本理念，各主体の役割等が示されるとともに，
 - イ 対象沿岸域における各エリアの課題の洗い出し，エリアごとの具体的なゾーニ

ングを通じた目標設定，ゾーンごとの総合管理施策の抽出や優先順位付け，施策等の総合管理目標の設定や関係者間や個別法間の具体的な調整方法等が示され，ウ 沿岸域圏委員会の執行体制や地域課題に対する対処方法，財源を含めた実効性の確保に向けた取組方法，などが地域特性に応じて具体的に定められるものと考えられる。

- ③ なお，沿岸域圏委員会は，総合管理施策の進行管理に加え，各種部会等の取組を通じた総合調整，地域固有の課題に対する調査研究，情報公開，施策評価等の取組を行うことを予定している。

(22) ゾーニングの基本的な考え方

① 意義と必要性

ア 総合管理システムでは，環境を基礎とした利活用を基本として，地域主導の合意形成によって沿岸域の「守るべき資源」，「治すべき資源」，「利用すべき資源」を適正に管理・マネジメントしていくため，ゾーニング手法を採用する。

イ ゾーニングは，沿岸域を連続する自然の系として一体的に捉えた上で，ゾーンごとに当該沿岸域の総合管理の方向・目標や個別具体の施策その他の取組を定めるものであり，都市計画法のような規制を行うものではなく，当該目標に沿って緩やかに市民，企業，行政等の取組を誘導していく性質のものである。

ウ 従って，ゾーニングは地域の関係者が創り出した新たな地域の方向性（当該沿岸域圏総合管理の方向性），即ち，保全と利活用の在るべき将来像を導く手法として位置付けることが適当である。

エ これにより，地域の目標の実現に向け，総合管理の方向や個別具体の施策その他の取組目標が設定され，具体的取組が誘導されるなど，地域ぐるみの総合管理が効率よく効果的に実践されるものである。

② ゾーニング

ア ゾーニングとは，沿岸域圏総合管理計画の全体目標の達成を目的として，特定の地区ごとに個別目標や総合管理の個別具体の施策その他の取組方針を決定し，その方針に沿った取組を誘導するための手法であり，その取組方針が定められた特定の地区を「ゾーン」とする。

ゾーニングを設定するにあたり，

- ・ 対象圏域のうち，自然的，社会的，経済的，文化的諸条件や居住環境等を勘案して区分された一定のまとまりのあると考えられる地域に分け，各々の

地域をさらに特定の地区に区分化しゾーンを設定する。

- ・ 当該地域の合意形成によって定められた保全と利活用の基本的な方向（基本目標）を達成するため、当該地域の特性等を踏まえて特定の地区に区分けする。

イ このゾーニングは、都市計画法等のように、行政サイドが、現況の土地利用等に照らし、空間を区分するといった「はめ込み型」のものではなく、地域主導の合意形成によって導かれる保全と利活用の「目標」である。

③ ゾーニングの手続

ゾーニングは、ゾーンの大きさ（縮尺）など技術的な課題があることから、引き続き、技術的手法の確立に努めていくものとするが、当面、沿岸域圏総合管理計画においては、以下の手続により対応していくこととする。

ア 沿岸域圏の地域分け

（福山沿岸域圏のA～F（P107～108の図表参考）の個々の地域に該当）

沿岸域圏総合管理計画の対象圏域を、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や居住環境等を勘案したうえで、合意形成によって一定のまとまりのあると考えられる地域に複数区分する。

イ 基本目標の設定

（福山沿岸域圏のA～Fの各目標に該当（P107～108の図表参考））

沿岸域圏総合管理計画の全体目標を達成するため、隣接する他の地域の状況にも配慮しつつ、アで区分された地域ごとに、合意形成を図りながら、保全と利活用の基本的な方向（地域の将来像・基本目標）を設定する。

その際、環境の保全・再生を基礎とした利活用を基本に据えて、「環境再生を柱とした地域づくり」、「環境と経済の両立する地域づくり」、「産業再生を通じた活力の創出」、「美しく魅力と活力に溢れたウォーターフロントの形成」など、地域特性に応じた明確な目標を設定するものとする。

ウ ゾーニング（ゾーン設定）

（J F E スチール敷地～箕沖地域、内海地域の事例（P109、P114の図表参考））

イの基本目標の実現に向け、合意形成によって地域特性等を勘案し、地域内の特定の地区（ゾーン）ごとに個別目標や総合管理の個別具体の施策その他の取組方針を決定する。（例：ゾーンとしては、環境保全ゾーン、環境修復ゾーン、産業活動促進ゾーン、生活・文化振興ゾーンなど地域の創意工夫によって、様々なゾーンが想定される。）

エ 取組の誘導・推進

ウのゾーンに定められた個別目標や取組方針に沿って、多様な主体の取組を誘導し、地域ぐるみの総合管理を推進する。

④ その他

ア ゾーン間の重複

ゾーン間の重複は基本的にはないものとする。

イ ゾーニングの縮尺

沿岸域圏総合管理計画のゾーニングの縮尺は10万分の1程度とする。また、将来、広域管理指針でゾーニングを行う場合には100万分の1程度とする。

ウ 広域管理指針（広域施策推進区域の設定）

広域管理指針においては、今後、沿岸域圏総合管理計画の策定を前提とした地域ごとの役割や課題を個々に類型化していくとともに、必要に応じて、瀬戸内海沿岸域全域の広域的視点に立って、特に協調的かつ統合的に施策を進めていくことが求められる区域（以下「広域施策推進区域」という。）を設定していくこととする。沿岸域圏総合管理計画は広域施策推進区域が設定されている区域との整合を確保しなければならないものとする。なお、広域施策推進区域は、例えば、貴重な動植物の生育・生育環境や自然との触れ合いを確保するための環境保全区域、漁場等の再生や動植物の生育・生息環境等を復元する環境修復区域等を指し、政策目標に誘導していくものであり、当面は、規制力をもたないものとして位置付ける。

また、当面、ゾーニングを行わず、今後、沿岸域管理計画の策定を前提として地域ごとの役割や課題を、個々に類型することにとどめることとし、瀬戸内海沿岸域全体をおおまかにゾーニングすること等については、ゾーニングの対象規模の問題や技術的困難性を踏まえ、引き続き、その妥当性・合理性を検証した上でその是非を検討していく。

エ ゾーニングと私有地との関係

ゾーニングをする以上、一定の方向性を私有地に対しても与えることとなる。瀬戸内海沿岸域総合管理システムが対象とする私有地は、社会的な影響や地域の発展の方向性に重大な影響を与える可能性のある大規模なものと考えられる。

一般的な宅地等まで対象とすることについては、都市計画法の用途制限等を踏まえると、宅地と著しく異なった活動が行われるとは想定しにくい。

従って、私有地については、ゾーニングに規制力を持たせないとはいっても一定の方向性を示すものであることから、特に大規模な敷地の所有者等とは、沿岸

域圏総合管理計画原案の作成段階から、当該所有者の意向等を十分聴くなど、ゾーニングの内容についてきめ細かく意見交換と合意形成を行っていくこととする。なお、一般の宅地については、図面上ではゾーニングの範囲に含まれるものの、沿岸域圏総合管理計画に基づく具体的な取組を個々に求めることは想定しない。

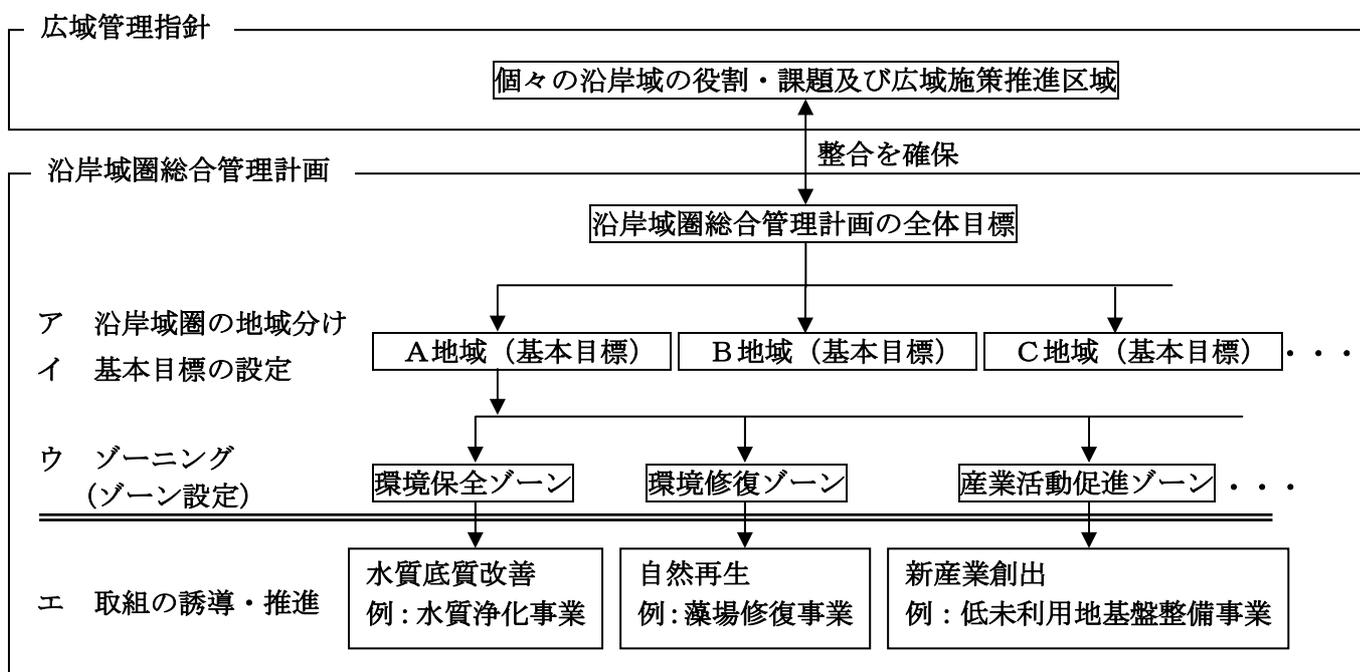
オ ゾーニングの規制力

ゾーニングは、案の作成段階で意見を求められた公的主体にとっては事実上の拘束力が働くこと等から、公的主体に対する実効性を確保できる。

- ・ 民間の事業に対しては、事前調整がなされ、許認可の迅速化などと相まって、相当の動機付けを確立すること
- ・ 環境の保全を基調としたゾーニングを柱として策定される沿岸域圏総合管理計画を、環境アセスメントの基準として活用すること等により民間事業に対する一定の影響力を確保すること
- ・ さらには、関係者間の連携や市民の目による監視活動等を行うこと等によって、一定の実効性を確保していくこと、(なお、このような市民活動が生まれるよう、積極的に市民参加を進める必要がある。)

等によって、実効性は確保できるものと考えられる。

[ゾーニングの手続]



(23) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の定義

瀬戸内海沿岸域総合管理組織体とは瀬戸内海沿岸域総合管理システムの推進等により、当該沿岸域の総合管理を推進する組織であり、広域管理指針の策定等を行う広域

管理協議会と沿岸域圏総合管理計画の策定等を行う沿岸域圏委員会から構成される。両者の概要は以下の通りである。

① 広域管理協議会

各県を跨る住民関係者，NPO関係者，漁業者代表，企業代表，有識者，行政主体からなる広域的な協議会で，広域管理指針の策定及び見直し，沿岸域圏総合管理計画の策定支援及び沿岸域圏総合管理計画の調整，環境修復技術等沿岸域管理上の広域的課題に対する調査研究，広域的な情報交換，関係機関への協力要請等を行うことを任務とするものである。

② 沿岸域圏委員会

住民関係者，NPO関係者，漁業者代表，企業代表，有識者，行政主体からなる沿岸域圏単位で構成する地域の委員会で，沿岸域圏総合管理計画の策定及び見直し，沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の進行管理，各許認可権者，関係機関，関係者等との調整と協力要請，地域支援制度の構築，調査研究及び収集した情報の公開などを行うことを任務とするものである。

(24) 瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体へ参画する各主体の役割

- ① 住民の役割としては，瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムの趣旨を踏まえ，瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体が策定する沿岸域圏総合管理計画や総合管理施策について，沿岸域に暮らし，地域をよく知る立場から積極的に協力することが期待される。
- ② また，NPOについては，環境保全活動など日常的な取組を通じてノウハウや経験を有している立場から，日常管理に対する協力をはじめ，情報提供や沿岸域圏総合管理計画づくり，施策への積極的な参画が期待される。
- ③ 漁業者については，日常的な漁業活動を通じて，敏感に沿岸域の変化を察知し，その原因も究明できるなど，海の環境監視のプロフェッショナルといった立場から，沿岸域圏総合管理計画策定や施策への協力・実施はもとより，的確な情報提供や原因事象の把握，さらには，日常管理の担い手として，積極的な参画が期待される。
- ④ 企業については，企業活動を通じて地域の活性化に貢献している立場から，計画づくりや沿岸域の振興策・まちづくりへの協力，地元貢献の観点から総合管理施策等に対する協力等が期待される。
- ⑤ 有識者については，広域的な環境影響や事後評価，環境修復技術の在り方など専門的・技術的な立場から客観的かつ合理的な判断を行い得る立場から，積極的な参

画が期待される。

- ⑥ 行政については、瀬戸内海沿岸域総合管理システムを推進する立場から、多様な主体の参画を得たシステムの仕組みづくり，沿岸域圏総合管理計画等の実効性の確保，施策主体となった場合における総合管理施策の円滑な実施など様々な分野で積極的な役割を果たすことが期待される。

なお，沿岸域圏委員会における事務局としての市町村並びに関係県の役割としては，当面，次のとおりと考えられるが，今後の権限移譲や財源移譲等の動向を注視しながら，適宜，役割分担の見直しを図っていくこととする。

《市町村の役割》

地域の行政サービスの推進母体として，基本的には，次の役割を担う。

- ア 会議：委員との連絡調整，会議の開催・運営
- イ 広報：収集・整備・提供と情報公開，説明会及び公聴会の開催
- ウ 庁内組織：庁内関係部局との調整（庁内連絡会議の立ち上げ等）
- エ 地元支援：地域活動への参加や財政支援等の地域支援体制の整備
- オ 施策実施：主としてソフト面の総合管理施策の実施
- カ 地元調整：総合管理施策の実施に関する地元調整等
- キ 財政負担：関係県との役割分担のもと総合管理組織体の運営活動費を負担

《関係県の役割》

広域的な行政サービスの推進母体であり，かつ，沿岸域に関する許認可を有し，公共事業の実施主体として，基本的には，次の役割を担う。

- ア 調整：個別法・個別計画，国等との調整
- イ 広報：広域的な収集・整備・提供と情報公開
- ウ 庁内組織：庁内関係部局との調整（庁内連絡会議の立ち上げ等）
- エ 施策の実施：主としてハード面の総合管理施策の実施
- オ 地元調整：総合管理施策の実施に関する地元調整等
- カ 財政負担：関係市町村との役割分担のもと総合管理組織体の運営活動費を負担

（２５）瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の委員の選定方法

- ① 瀬戸内海沿岸域総合管理システムは，瀬戸内海沿岸域の広域レベル，地域レベルのそれぞれ規模に応じて，多様な主体の参画を得た枠組みによって総合的に推進していくものであるため，委員の選定に当たっては，透明性，公平性，中立性及び代表性の確保に十分留意した選定方法を確立するとともに，地域的，専門的バランス

にも十分配慮し、選定する必要がある。

また、実効性のある広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画を策定し、更には実践していくためには、肩書き等に関係なく、地元で熱心な活動を行っている人々が委員として参画するなどの仕組みが必要である。

- ② 以上の観点から、瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムに関係する委員の選定については、透明性・代表性・公平性・中立性を重視しつつ、以下の方法も適宜とり入れることにより対応することとする。

ア 公募制

イ 機関に対して委員を割り当て、当該機関が適任者を委員として選定

ウ 意欲のある者から選挙等で選任

特に、現地に密着した計画となる沿岸域圏総合管理計画の策定・運用の際には、地元で活動する熱心な人々、NPO等を取り込むことが不可欠であるので、上記ウを重視した人選に努めるとともに、地方公共団体及び国は地元で熱心に活動する人々に対する支援やそのような人々がでてきやすい環境の整備等（情報の積極的発信、活動支援費の助成等）に努めるものとする。

- ③ なお、当然のことながら、沿岸域圏総合管理計画の策定など各種の決定の重要な局面では、パブリック・インボルブメント等により、幅広く住民の意見を聞く手続を経るものとする。

(26) 瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体への有識者の参画の在り方

- ① 瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体への有識者の参画は、総合管理施策の評価や、環境修復等の科学的知見の乏しい施策の評価、広域的な環境影響に関する評価・分析など、専門的・技術的な見地から公正かつ冷静に検討を行う上で重要である。

- ② この場合、沿岸域においては、検討の対象に応じて、環境、経済、海洋（水産、港湾を含む。）、都市計画、生物、土木、法律など多様な有識者の選定が必要と考えられるが、全ての分野の有識者を瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体の委員として選定することになると、委員数が膨大となり、社会通念に照らせば、機動的な運営が困難となることも想定される。

- ③ 従って、効率よく、瀬戸内海沿岸域圏総合管理組織体を運営するためには、
ア 主要課題となる3つ程度の分野の有識者を委員として選定したうえで、

イ 他の専門分野の有識者に関しては、部会の委員として参画し、専門事案に応じて、柔軟な対応とするなど、の仕組みが望ましいと考えられる。

(27) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の権限

- ① 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体は住民、NPO、漁業者、企業、行政（国、県、市町村）など沿岸域に関係する多様な主体の代表者が参画した組織であり、具体的な法的根拠・権限を有するものではない。
- ② しかしながら、瀬戸内海沿岸域総合管理システムは、国、地方自治体が各種施策の根幹に位置付けている多様な主体の参画・協働を柱としたシステムであり、広範な関係者の合意に基づき総合管理施策が実施されること、地方公共団体によって組織体が承認されること等を踏まえれば、組織体の実効性は十分に確保できるものと考えられる。
- ③ 従って、組織体に対する実効性の確保に向けた取組の優先的な方向としては、
ア まずは、瀬戸内海沿岸域総合管理に対する実績と経験を積み重ね、実効性に関する検証を行った上で、
イ 条例又は法令によって対処しなければならない課題等が存在すれば、現行制度による対応の是非を精査した上で、制度化による対応を検討すべきものと考えられる。
- ④ また、現行制度における現実的な対応策として、広域管理協議会における事務局の機能（会議運営、総合管理に関する調査研究、企画立案、情報の収集・提供、各種活動への助成、普及啓発活動等）を、公益法人（既存法人の改組等を含む。）が担うことも有効な手法の一つであるので、そうした対応についても検討する。
- ⑤ なお、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画の策定については、国土総合開発法第6条の地方総合開発審議会の活用等既存の制度の活用も一定程度可能であることから、この点についても留意するものとする。

(28) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の機能

広域管理協議会は、広域管理指針の策定、地域の取組支援など広域レベルで瀬戸内海沿岸域の総合管理を推進するために必要となる機能を、また、沿岸域圏委員会は、

沿岸域圏総合管理計画の策定，関係行政機関との調整など地域レベルで当該沿岸域の総合管理を実践するために必要な機能を，それぞれ有するものとする。

広域管理協議会及び沿岸域圏委員会が有すべき機能（取り扱う事項）は概ね次のとおりである。

なお，広域管理協議会及び沿岸域圏委員会は，瀬戸内海沿岸域において活動する各種NPO・団体など既存組織との連携・協力を努めていくものとする。

[広域管理協議会]

- ① 広域管理指針の策定及び見直し
- ② 沿岸域圏総合管理計画の策定支援及び沿岸域圏総合管理計画間の調整
- ③ 沿岸域圏委員会及び沿岸域圏委員会を設置しようとする者に対する指導及び助言
- ④ 環境修復技術等総合管理を推進する上での広域的課題に対する調査研究，広域的な情報交換，関係機関への協力要請
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか，瀬戸内海沿岸域の総合管理を達成するために必要な事項

[沿岸域圏委員会]

- ① 沿岸域圏総合管理計画の策定及び見直し
- ② 沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の実施・調査・点検・評価等の進行管理
- ③ ①に係る関係機関，関係者等との調整と協力要請
- ④ ○○沿岸域圏の総合管理に資する地域支援マニュアルの作成及び配布並びに地域支援制度の構築に対する支援
- ⑤ ○○沿岸域圏の総合管理に資する調査研究及び収集した情報の公開
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか，○○沿岸域の総合管理に資するために必要な事項

(29) 瀬戸内海沿岸域総合管理組織体に設ける下部組織

広域管理協議会及び沿岸域圏委員会の適正かつ円滑な運営を図るため，それぞれの組織体の中に，必要に応じて，関連組織（部会等）を設けることが適当である。

例えば，

- ① 沿岸域圏総合管理計画の策定など地域の取組を支援したり，施策の実施に際して関係行政機関等との調整を専門的に行う調整機能を持った部会や，
- ② 環境修復技術など沿岸域管理上の課題に対する調査研究，広域的な総合影響等に

関する評価・分析など技術的・専門的な見地から検討を行う部会，

- ③ 個別法，個別計画などを所管し，瀬戸内海沿岸域の総合管理に関係する行政機関との連絡調整を円滑にするための部会などが，広域管理協議会や沿岸域圏委員会のそれぞれの特性に応じて設置されるものと考えられる。

(30) 瀬戸内海沿岸域総合管理システム及び瀬戸内海沿岸域総合管理組織体の財源

- ① 瀬戸内海沿岸域総合管理システムに基づく施策は，その施策を実施する国，地方公共団体等のそれぞれが負担することになる。
- ② 一方，瀬戸内海沿岸域総合管理組織体に係る財源は，事務局は地方公共団体が務めることや基本的には地方公共団体に密接な関係を有する事務が多いと考えられることから，関係地方公共団体が負担すべきものと考えられ，国は沿岸域圏総合管理計画策定等の取組を支援する。

(31) 広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和

- ① 広域管理指針並びに沿岸域圏総合管理計画と関係する県，市町村及び国の行政機関その他の主体が策定した諸計画等及び今後，構築する各種施策とは調和が図られたものとする必要がある。
- ② 従って，沿岸域圏総合管理計画の実施段階においても，個別法・個別計画との緊密な調整を行うとともに，沿岸域圏に関わる国，地方公共団体等の新たな計画，施策等が当該計画の方向性に矛盾するなど適合性を欠く等の場合には，関係者の合意を得て策定された当該計画の主旨が最大限反映されるよう，必要に応じて諸計画等を見直すこととする。
- ③ 特に，沿岸域圏委員会においては，当該沿岸域に係る総合管理施策の企画・立案段階から，施策実施予定主体との緊密な連携や関係機関への要請等を行いながら，関係行政機関をはじめ関係者との十分な調整を行うなどによって，効率的な施策実施を確保していくこととする。

(32) 瀬戸内海沿岸域総合管理施策の実行方法と進行管理

- ① 広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画によって実施される施策は，各施策の実施主体が必要な財源を確保した上で，各主体の緊密な連携によって，それぞれの施策効果を高めながら効率よく実行するものとする。

この場合、沿岸域圏委員会は、国、県、市町村が施策実施予定者である場合には、必要な財源が確保されるよう、関係行政機関への要請など必要な支援を行うとともに、民間事業者が事業実施予定者である場合には、許認可処分の迅速化など事業の効率化等について関係行政機関へ要請するなど必要な支援を行うものとする。

- ② また、施策の実行に当たっては、沿岸域圏委員会に設置する部会を活用するなどして、進行管理体制を確立するとともに、施策の進捗状況及び実施効果等を把握するため進行管理目標を設定し、適宜、施策点検、施策評価を行うものとする。
- ③ 特に、単一の沿岸域圏の範囲を超えた広域的な影響等に関する事項については、広域管理協議会に設置する技術専門委員会が、既存の科学的知見に基づき、定期的かつ持続的に監視、分析、評価したうえで、その結果を施策に反映させ、必要な施策改善等に努めるものとする。その際、計画→実行→確認→反映→計画→……といった検証のサイクルを繰り返し行うことが必要である。
- ④ また、沿岸域圏委員会が実施する施策評価等については、関連NPO、漁業関係団体、民間企業、関係行政機関等が収集・蓄積している情報、データ等の積極的な活用を努めるものとする。

なお、広域管理協議会は、沿岸域圏総合管理計画に基づく施策や進行管理が適切かつ円滑に実施され、十分な施策効果が確保されるよう、必要に応じて、沿岸域圏委員会に対し、指導、助言を行うとともに、沿岸域圏総合管理計画間で齟齬が生じた場合には、その解消に努めるなど、積極的に地域間の調整及び地域の取組支援に努めるものとする。

(33) 広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画の承認

広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画の効力を確固たるものとし、万全な体制によって瀬戸内海沿岸域の総合管理を推進していくため、広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画を策定し又は変更した場合には、関係地方公共団体の首長（広域管理指針は県知事、沿岸域圏総合管理計画は市町村長）の承認を得るものとする。

このように、沿岸域に関して、ほとんどの許認可権を有する地方公共団体の首長の名において承認することにより、広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画が、法的な拘束力を有しない一種の約束（契約）ではあるものの、地方公共団体の首長の認定を受けることによって事実上の拘束力が更に強化されるものと考えられる。

(34) 関係団体への要請

広域管理協議会及び沿岸域圏委員会は、広域管理指針並びに沿岸域圏総合管理計画の重要性に鑑み、その構成員となる団体以外の当該指針並びに計画に係る関係団体においても本指針並びに計画が尊重されるとともに、今後、本指針並びに計画に基づき各種の総合管理に関する基本的な施策の方向が決定されていくことを深く認識し、これに積極的な協力がなされるよう、各種団体に対して要請していくものとする。

また、民間企業等に対しても本指針及び計画に対する積極的な協力を要請するとともに、これに適合する民間の事業については、関係団体が積極的な協力・支援を行っていくこととする。

さらに、本指針及び計画は、瀬戸内海沿岸域全域の市民等が広範囲に参画することによって策定されたものであることから、市民等が行動する上での規範となるものであり、市民等においても本指針及び計画に規定している施策の実現に積極的に協力することが求められる。

(35) 調査・研究の推進

瀬戸内海沿岸域総合管理システムの推進に際しては、総合管理施策等の評価や、環境修復等の科学的知見の乏しい施策の評価、広域的な環境影響に関する評価・分析などが不可欠であり、そのための調査・研究体制の整備は極めて重要な課題である。

特に、大学、公的研究機関、民間企業等との連携を強化し、新しい技術、仕組みを広域管理協議会並びに沿岸域圏委員会に取り込んでいくことが必要である。

例えば、環境修復技術ゾーニングの技術的手法、ミティゲーション手法、環境修復技術モニタリング、情報データベース（GIS）等の開発手法等について、関係機関等との連携のもと、積極的に調査研究を進めることが必要である。

(36) 情報の収集・整備・提供と情報公開

瀬戸内海沿岸域総合管理システムを真に機能させるためには、瀬戸内海沿岸域に係る情報の公開と沿岸域の概念、沿岸域の総合的管理の基本理念などについての関係者に対する意識啓発と浸透が重要である。

このため、広域管理協議会及び沿岸域圏委員会の中に統一的な情報公開窓口等を設置するなどして、瀬戸内海沿岸域に関する自然環境、産業活動等の情報などあらゆる情報を一元管理し、住民をはじめ関係者が扱いたい情報について、収集、発信していくシステムづくりが必要である。

また、住民等一般の人からの意見については、広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画の策定やゾーニングの実施など重要な局面においてパブリック・インボルメントや

地元説明会の開催などを通じて広域管理協議会及び沿岸域圏委員会において幅広く聴取し集約するとともに、さらに多様な関係者を対象とした沿岸域に関するアンケート調査、各種懇談会、シンポジウム、イベントの実施等の情報発信を継続的に行うことで、瀬戸内海の特長や、その総合管理にあたっての基本理念、沿岸域圏総合管理計画の周知徹底と「参加と連携」の意識を高めることが必要である。

(37) 日常的な管理

- ① 沿岸域においては、気象の変化や陸域や海域での活動によって、水環境、土壌環境、生物生息環境等が相互にかつ広範囲に影響を及ぼしあうなどの特性を有しており、日常的な監視・管理は、赤潮等環境悪化の早期発見や、他の施策による環境影響の把握、あるいはこうした情報の瀬戸内海沿岸域総合管理組織体への反映などの面で重要である。
- ② 一方、日常的な管理をするためには、沿岸域の住民や沿岸域で活動するNPO、漁業者、企業など、日常的に沿岸域で活動する人々の協力が不可欠であり、かつ、こうした人々の協力によって得られた情報が、地域の総合管理組織体へ確実に反映され、関係者間の情報の共有化と併せて、進行中の総合管理施策等へ還元される仕組みが必要と考えられる。
- ③ 現在、市町村においては、既に、住民と市町村を繋ぐ行政区、自治会・町内会など、緩やかな枠組みによる住民組織機構が存在しており、今後、日常管理を推進するためには、漁業者やNPOをはじめ、こうした組織・機構の連携・協力を得るためのマニュアル（地域活動支援プログラム等）を策定し、運用していくことが有効な方策の一つとして考えられる。

(38) 関係図面

瀬戸内海沿岸域における総合管理の地理的な対象範囲を明確にしておくため、総合的管理の実現に資する事業や施策等を記した図面を作成・添付しておくことが必要である。

この場合、

- ① 広域管理指針では、100万分の1の図面を、
 - ② 沿岸域圏総合管理計画では10万分の1の図面を、
- それぞれ目安として作成・添付しておくことが必要である。

3. 広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項

(39) 広域管理指針に盛り込むべき事項

「1. 総論的事項」及び「2. 各論的事項」を踏まえ、広域管理指針においては、概ね次の事項を定めるものとする。なお、広域管理協議会の設置に際しては、別途、協議会設置要綱を定めるものとする。

広域管理指針に盛り込むべき事項

第1章 瀬戸内海沿岸域の課題と総合管理システムの構築

第1節 瀬戸内海沿岸域の特性と課題

1. 瀬戸内海沿岸域の特性
2. 瀬戸内海沿岸域の課題
3. 瀬戸内海沿岸域において求められる対応

第2節 広域管理指針の役割

1. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの概要
2. 瀬戸内海沿岸域の総合管理の理念と行動目標
3. 広域管理指針の目的及び役割
4. 広域管理指針の対象範囲
5. 広域管理指針の目標期間
6. 広域管理指針に基づき取り組む施策の基本方針

第2章 瀬戸内海沿岸域全体からみた各沿岸域圏の課題と役割並びに広域施策推進区域の設定

第1節 各沿岸域圏の課題と役割

1. 福山沿岸域圏
2. A沿岸域圏
3. B沿岸域圏
4. . . .

第2節 広域施策推進区域

1. A広域施策推進区域
2. B広域施策推進区域
3. . . .

第3章 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画に対する考え方

第1節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の内容

1. 概要
2. 策定の目的
3. 策定主体
4. 対象範囲
5. 策定等の手続
6. 盛り込むべき事項
7. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理施策の構築の在り方

第2節 ゾーニング

1. 意義と必要性
2. ゾーニング
3. ゾーニングの手続
4. その他

第3節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画策定のための委員会について

1. 概要
2. 沿岸域圏委員会の構成
3. 部会の設置
4. 事務局
5. その他

第4節 その他必要な事項

1. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の見直し
2. 個別施策・計画等との調整
3. 総合管理施策の実行と進行管理

第4章 広域管理指針において取り組むべき事項

1. 広域管理指針に基づき取り組む施策
2. 広域管理指針と諸計画等の調和
3. 調査・研究の推進
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開
5. 広域管理指針の実行の確保

第5章 広域管理指針の見直し等

1. 広域管理指針の見直し
2. 沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会からの広域管理指針の変更要請に対する対応

(40) 沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項

「1. 総論的事項」及び「2. 各論的事項」を踏まえ、沿岸域圏総合管理計画においては、概ね次の事項を定めるものとする。なお、沿岸域圏委員会の設置に際しては、別途、委員会設置要綱を定めるものとする。

沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項

第1章 沿岸域圏総合管理計画の目的等

1. 計画の目的
2. 当該沿岸域の特性と役割
3. 対象範囲
4. 目標期間
5. 基本理念（全体目標）
6. 行動目標

第2章 総合管理施策

1. ゾーニング及び総合管理施策について
 - (1) 福山沿岸域圏全体の地域分けと基本目標の設定について
 - ① 地域分けと地域ごとの課題
 - ② 各地域の基本目標
 - (2) 各地域のゾーニング及び実施すべき総合管理施策について
 - ① JFEスチール敷地～箕沖地域
 - ② 内海地域
 - ③ 海域全般（特に福山港沖合及び松永湾）
 - ④ 芦田川河口堰～田尻地域
 - ⑤ 鞆の浦～阿伏兎観音地域
 - ⑥ 沼隈地域
 - ⑦ 松永地域
2. 沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和
3. 調査・研究の推進
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開
5. 地域支援体制の構築及び地域支援
6. 沿岸域圏委員会の役割
7. 沿岸域圏総合管理計画の実行の確保

第3章 沿岸域圏総合管理計画の実行、管理及び見直し

1. 沿岸域圏総合管理計画の実行と管理
2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し

II. 瀬戸内海沿岸域の総合管理のモデルシステム

ここでは、「I. 瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの基本的考え方」を踏まえ、具体の瀬戸内海広域管理指針並びに福山沿岸域圏総合管理計画の在り方について、モデル的に検討した結果を示した。

なお、これらのモデルは、瀬戸内海沿岸域もしくは福山沿岸域圏を対象とした総合管理のケーススタディ調査の結果によって導かれた試行的なものであり、必ずしも実行等を約束するものではないことに留意されたい。

Ⅱ. 瀬戸内海沿岸域の総合管理のモデルシステム

第 1 部 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理指針の在り方

1 - 1 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理指針（案）

(注) 本モデル指針は、瀬戸内海沿岸域を対象とした総合管理のケーススタディ調査の結果によって導かれた試行的なものであり、実行等を約束するものではありません。

目 次

前 文	54
第1章 瀬戸内海沿岸域の課題と総合管理システムの構築	56
第1節 瀬戸内海沿岸域の特性と課題	56
1. 瀬戸内海沿岸域の特性	56
2. 瀬戸内海沿岸域の課題	58
3. 瀬戸内海沿岸域において求められる対応	58
第2節 広域管理指針の役割	60
1. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの概要	60
2. 瀬戸内海沿岸域の総合管理の理念と行動目標	62
3. 広域管理指針の目的及び役割	64
4. 広域管理指針の対象範囲	65
5. 広域管理指針の目標期間	65
6. 広域管理指針に基づき取り組む施策の基本方針	66
第2章 瀬戸内海沿岸域全体からみた各沿岸域圏の課題と役割並びに 広域施策推進区域の設定	67
第1節 各沿岸域圏の課題と役割	67
1. 福山沿岸域圏	67
2. A沿岸域圏	68
3. B沿岸域圏	68
4.	68
第2節 広域施策推進区域	69
1. A広域施策推進区域	69
2. B広域施策推進区域	69
3.	69
第3章 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画に対する考え方	70
第1節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の内容	70
1. 概要	70
2. 策定の目的	70
3. 策定主体	71
4. 対象範囲	71
5. 策定等の手続	71
6. 盛り込むべき事項	72
7. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理施策の構築の在り方	73

第2節	ゾーニング	74
1.	意義と必要性	74
2.	ゾーニング	74
3.	ゾーニングの手續	74
4.	その他	75
第3節	瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画策定のための委員会に ついて	79
1.	概要	79
2.	沿岸域圏委員会の構成	79
3.	部会の設置	80
4.	事務局	80
5.	その他	81
第4節	その他必要な事項	82
1.	瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の見直し	82
2.	個別施策・計画等との調整	82
3.	総合管理施策の実行と進行管理	83
第4章	広域管理指針において取り組むべき事項	84
1.	広域管理指針に基づき取り組む施策	84
2.	広域管理指針と諸計画等の調和	84
3.	調査・研究の推進	84
4.	情報の収集・整備・提供と情報公開	84
5.	広域管理指針の実行の確保	85
第5章	広域管理指針の見直し等	86
1.	広域管理指針の見直し	86
2.	沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会 からの広域管理指針の変更要請に対する対応	86

本指針は、別添設置要綱に基づき設置された〇〇広域管理協議会において、関係者の合意を踏まえ、策定されたものである。

前 文

瀬戸内海沿岸域は、温暖寡雨な気候を背景に、美しい海や風光明媚な多島美、恵み豊かな白砂青や自然環境など世界に比類のない静穏海域として、これまで、個性的で重厚な歴史、文化を育み、戦後、欧米型社会を目標に、我が国が目覚ましい経済発展を遂げる中で、沿岸域に集積する企業群を中心に、その一翼を担ってきた。

その間、「三橋」をはじめの社会資本や多極型の都市機能が整備され、地域住民の生活水準は大幅に向上するなど、一定の成果を上げてきた。しかしながら、今、瀬戸内海沿岸域を見わたしたとき、自然環境や景観はその輝きが褪せ、自然、海、島、人々の生活、文化が折り重なって育まれた瀬戸内海の香りも失われつつあるのではないかと懸念される。

また、環境を犠牲にしてまで整備した社会資本は十分に活かされているとは言えず、地域経済も、予想を超えた急激な社会経済情勢の変化等によって、長く構造的な不況に苦しんでいる。

さらに、地球化時代、投資余力の衰退、分権改革や構造改革といった時代の変革期にあって、地域住民の価値観が多様化し、真に豊かでゆとりのある生活を求める声も高まっている。

そうした背景や要因を今一度振り返ってみると、

- ① 我が国にとってかけがえのない財産である瀬戸内海の自然環境やその「恵み」は有限であり、脆弱で壊れやすいものであることを、本当に心に思い行動してきたか。
- ② 環境の許容量を越えた活動は、結果として経済活動を阻害することを、十分に認識して利活用を進めてきたか。
- ③ 個々の利活用に当たって、そのことが広範囲にかつ相互に深く影響し合うことを、考え行動してきたか。
- ④ 一方、環境への取組の面では、保全を重視するあまり、住民に瀬戸内海を身近なものと感じさせたり、自然とふれ合う機会を提供したりする取組を怠ってはいなかったか。
- ⑤ 自然、文化、景観、技術、インフラなど培われた資源を「見直し活かす」ことよりも、とにかく「新たにつくる」ことに専念してこなかったか。

など、率直に反省すべき点が多々あると考える。

こうした点を踏まえると、瀬戸内海沿岸域の問題は、単に環境や経済といった問題に止

まらず、地域に暮らす人々、生活、それを支える行政の仕組みといった地域を取り巻く社会経済システムのあり方そのものが正に問われていると言える。

少なくとも、我々が何ら手だてを講じないまま、瀬戸内海沿岸域をこのまま放置しておいたのでは、地域の真の再生を図ることが出来ないことは明らかである。

新世紀を迎え、新たな時代のうねりが実感できる今こそ、我々は、瀬戸内海沿岸域について自ら考え行動し、世代を越えてその魅力と活力が確実に享受できる「世界に誇れる瀬戸内海沿岸域」を創りあげていくことが今を生きる者の使命と考えた。

こうした強い信念のもと、具体的取組の第一歩として、地域全体で「守るべきは守る」、「治すべきは治す」、「利用すべきは利用する」といった、瀬戸内海沿岸域故の環境を基礎とした利活用の基本に立ち返り、地域の保全と利活用を総合的にマネジメントする新たな時代にふさわしい仕組みを構築することとするものである。

第1章 瀬戸内海沿岸域の課題と総合管理システムの構築

第1節 瀬戸内海沿岸域の特性と課題

1. 瀬戸内海沿岸域の特性

瀬戸内海沿岸域は、広大な面積を誇る閉鎖性内海として、以下に示す特性を有する。

(1) 自然環境

瀬戸内海は、世界に比類のない豊かで美しい自然環境を背景として、我が国初の国立公園に指定されるとともに、環境悪化が進行しやすい我が国最大の閉鎖性水域である。そのため、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく水質の特殊規制海域に指定され、総量規制等を通じた水質保全是もとより、富栄養化対策、自然海浜の保全、干潟・藻場等の修復などの海域環境保全対策が実施されているが、失われた自然環境を完全に回復するまでには至っていない。

① 水質・底質改善の遅れ

平成12年度の海域CODの環境基準達成率は約40%であり、全国平均の58%に比してと低い値にとどまっている。

また、CODの発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法にもとづく総量規制が導入された昭和54年以降減少しているが、近年はその傾向が鈍化している。

② 自然海岸の減少

瀬戸内海に存在する自然海岸は、全体の37%となっており、全国平均の55%と比較しても少ない状況にある。特に、広島、徳島、福岡、大分は人工海岸が多く、50%を超えている。

③ 干潟・藻場の減少

瀬戸内海における干潟・藻場の面積は減少傾向にある。干潟は明治31(1898)年から現在までの約100年間で、藻場は昭和35(1960)年から現在までの約40年間で、各々ほぼ半減している。

④ 漁業生産量の減少

瀬戸内海における漁業生産量は昭和60年頃を境に減少傾向にあり、藻場・干潟等の減少など沿岸の水質・底質環境の悪化が影響していることを伺わせる。

(2) 文化・歴史

瀬戸内海沿岸域は、温暖寡雨な気候を背景に、美しい海や多島美、白砂青松などの恵み豊かな自然環境と貴重な自然景観を特徴とする静穏海域として、これまで、地域特有の個性的で重厚な歴史、文化を育んできた。大小の島々が織りなす風光明媚な美しい自然景観をはじめ、遣唐使、朝鮮通信使等の歴史航路、世界遺

産の厳島神社，史跡や大山祇神社などの国宝・文化財，城下町と歴史的な町並み，陶器，人形などの郷土芸能，塩田，瀬戸の農水産物など，内海の利活用を通じて培われてきた。

(3) 人口・産業

瀬戸内海沿岸域は，近代以降，国策として産業立地政策が進められ，鉄鋼，造船，自動車，化学などの重厚長大産業を中心として，我が国の高度経済成長を牽引するとともに，ものづくりを柱とした高度な技術と裾野の広い産業の集積は，地域のゆとりと豊かな生活を下支えしてきた。さらに，昭和 63 年に開通した児島・坂出ルートを皮切りに，平成 9 年度には神戸・鳴門ルート，同 10 年度には尾道・今治ルートが全線開通するなど三橋時代が到来し，重要港湾等の機能強化と相まって，瀬戸内海における陸上・海上の交通基幹インフラが整備され，海を挟む南北間の交流基盤が整ってきている。

① 人口とGDP

瀬戸内海沿岸域の人口・県内総生産の対全国シェアは，減少局面を迎えており，瀬戸内海沿岸域の地位の低下が懸念されている。

② 製造業の状況

瀬戸内海沿岸域の製造品出荷額等の全国シェアは，近年 12%前後で推移しており，昭和 50 年当時とすると 2%ほど落ち込んでいる。また，製造品出荷額等も平成 2 年を境に減少に転じている。

(4) 多様な空間利用

上記の特徴を有す瀬戸内海沿岸域は，多様な産業，文化・歴史，知的資本，インフラ等の地域資源の集積によって，産業，交通，レクリエーション等の多様な社会経済活動が営まれており，まちづくりの視点も含め，環境・経済両面から地域の生命線を形成している。

① 埋立の進行

(社)瀬戸内海環境保全協会資料によると，関係 8 県の埋立面積は，瀬戸内海環境保全特別措置法が施行される昭和 48 年までは年平均 1,000ha 以上の埋立がなされている。一方，運用上，埋立を厳に抑制すべきとされている同法の施行後については，年平均 100～500ha 程度の埋立がなされている。

② 低未利用地の増加

県有地，企業所有地ともに 10ha 以上のまとまった規模の低未利用地が多く存在する。また，そのような大規模用地は工業専用地域内に多いことがわかる。

2. 瀬戸内海沿岸域の課題

このような沿岸域が今、

- (1) 人口減少や少子高齢化，我が国の一翼を担ってきた産業活動の低迷，国民共通の財産である自然環境の量的・質的改善の遅れ，漁獲量の減少など，地域固有の構造的な課題に起因して，地域の活力低下が顕在化し，
- (2) さらに，IT化の急速な進展，経済の低迷の長期化，デフレ経済の進行，構造改革や分権改革など，予想をはるかに超えた情勢の急速な動きの中で，「環境の世紀」，「成熟社会」，「投資余力の減衰」，「開発から管理（地域マネジメント）へのシフト」，「広域連携」，「参画・協働」，「地域主導の個性ある地域づくり」といった新たな時代の要請とも相まって，
- (3) 環境面では，本格的な地球環境時代を迎え，失われた自然環境の修復・再生や，温暖化，廃棄物など深刻化する環境問題への広域的な対応が迫られ，
- (4) 経済面では，産業構造の転換がなかなか進まない中で，国際競争力の低下，生産拠点の海外進出等に伴う産業の空洞化，低未利用地の増大などへの有効な対策が見えないなど，極めて厳しい状況に遭遇し，
- (5) 成熟社会の到来と投資余力の減衰の中で，環境，歴史，文化，産業・技術，社会資本，知的インフラなど地域に培われた多様な資源の広域的な有効活用による地域の再生が一層求められるなど，広域連携によって真に克服すべく多くの課題に直面している。

3. 瀬戸内海沿岸域において求められる対応

このような瀬戸内海沿岸域の課題に適切に対処し，真に持続性を持った沿岸域として後生へ望ましい形で継承していくためには，以下の視点を有した総合管理システムの構築が必要となっている。

(1) 環境・安全・利用の調和の視点

多様な機能を持つ沿岸域を，自然の系として一体的に捉え，良好な環境の保全・形成，安全の確保，多面的な利用の視点から保全と利活用の調和を図り，持続的，自立的に発展していく魅力ある地域を形成していくためには，多様な主体の参画を得て，関係者との調整，各種法律，計画等との調整を十分に図り，環境と調和した多面的な利活用を広域的に進める仕組みが必要となっている。

(2) 空間の一体性の視点

瀬戸内海沿岸域の貴重な自然環境や産業活動等は、瀬戸内海が環境悪化の進行しやすい閉鎖性水域であることにより、外部からの広域的な影響を受けるとともに、さらに外部へ影響を与えながらそれぞれ形成され、展開されていることから、陸域からの社会経済活動の視点のみならず、沿岸域の自然連続性の確保、景観、風景、海洋文化の継承といった海側からの視点についても留意し、陸域・海域からなる沿岸域空間を一体的に捉えた上で、総合管理システムを構築または運用していく必要がある。

(3) 長期的な視点

総合管理システムは、瀬戸内海沿岸域、さらには対象となる沿岸域圏のあるべき姿（将来像）を想定し、個別の施策等の取組みに係る基本的方向について示すものであり、その意味では短期的かつ個別的事業とは異なり、比較的長い期間を視野に入れつつ、普遍的なシステムとしていくことが望ましい。

広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画においては、10年程度先の目標を設定し、5年ごとに見直すことを想定しているが、水質・底質の保全、総合的な土砂管理、生物生息環境の確保など、特に「良好な環境の形成」を実現するための諸課題は、短い期間の中で目標を立て、解決し得るものではないことから、国が策定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」に基づき、概ね50年程度先の将来を見据えたものとなるよう配慮する必要がある。

(4) 総合的な視点

さらに、沿岸域固有の課題や新たな時代の要請に的確に対応しつつ、こうした仕組みづくりを進めるためには、従来のような単一の施策、あるいは単一の自治体・部局のみによる対応では困難なことから、

- ① 部局という垣根を越えて、多様な主体の参画を得た広域的な枠組みによって、ゾーニングを柱として、沿岸域の多様な機能・資源を適正に保全・再生し、環境と調和した多面的な利活用を図るための指針や計画を策定するとともに、
- ② 選択と集中の視点に立って、ソフト・ハード両面から、各地域の取組方針に沿った優先順位の高い事業への重点的な取組を、事業効果を高めながら効率よく推進するなど、各種施策を総合的、統一的に実施する必要がある。

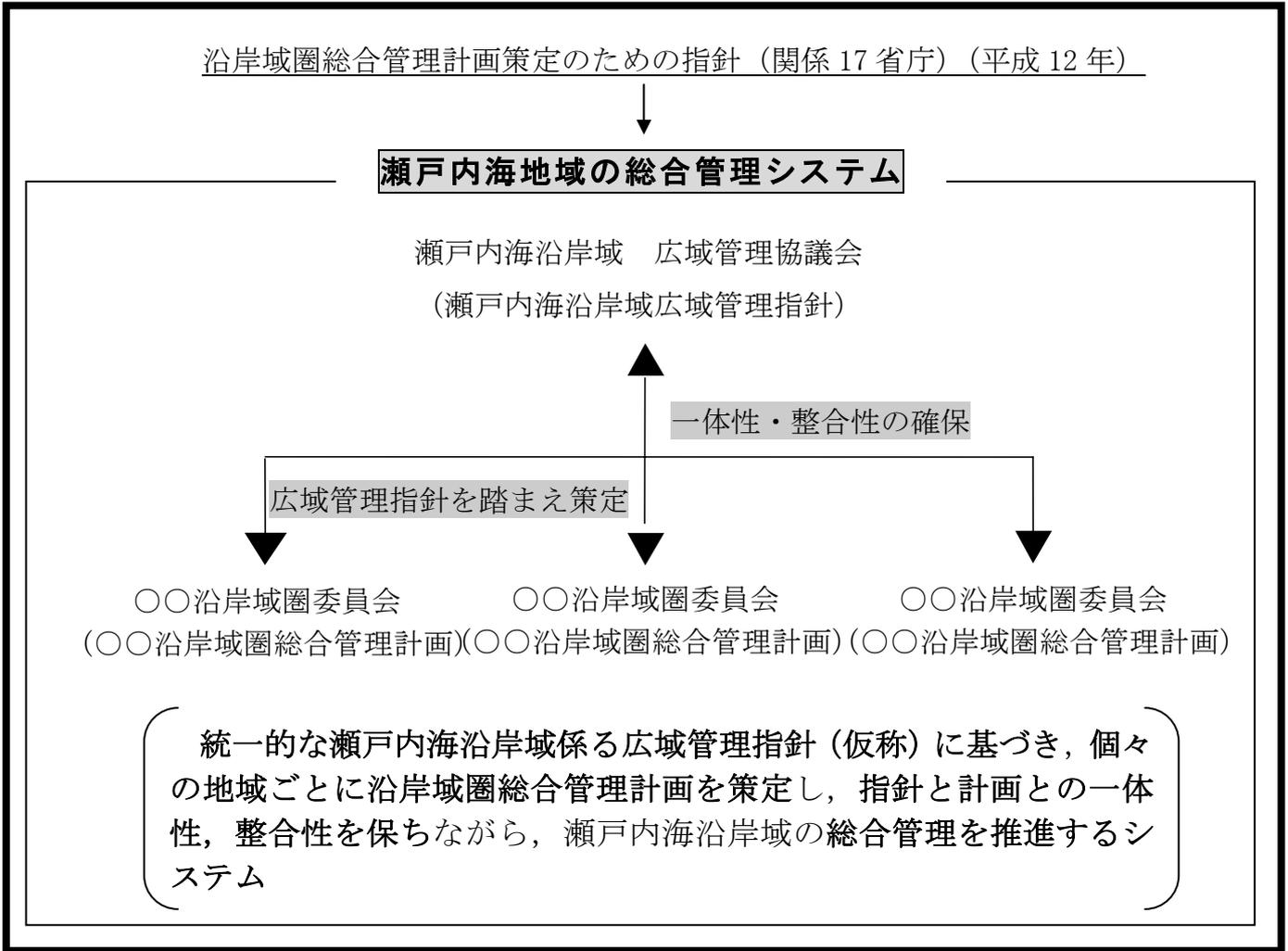
第2節 広域管理指針の役割

1. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの概要

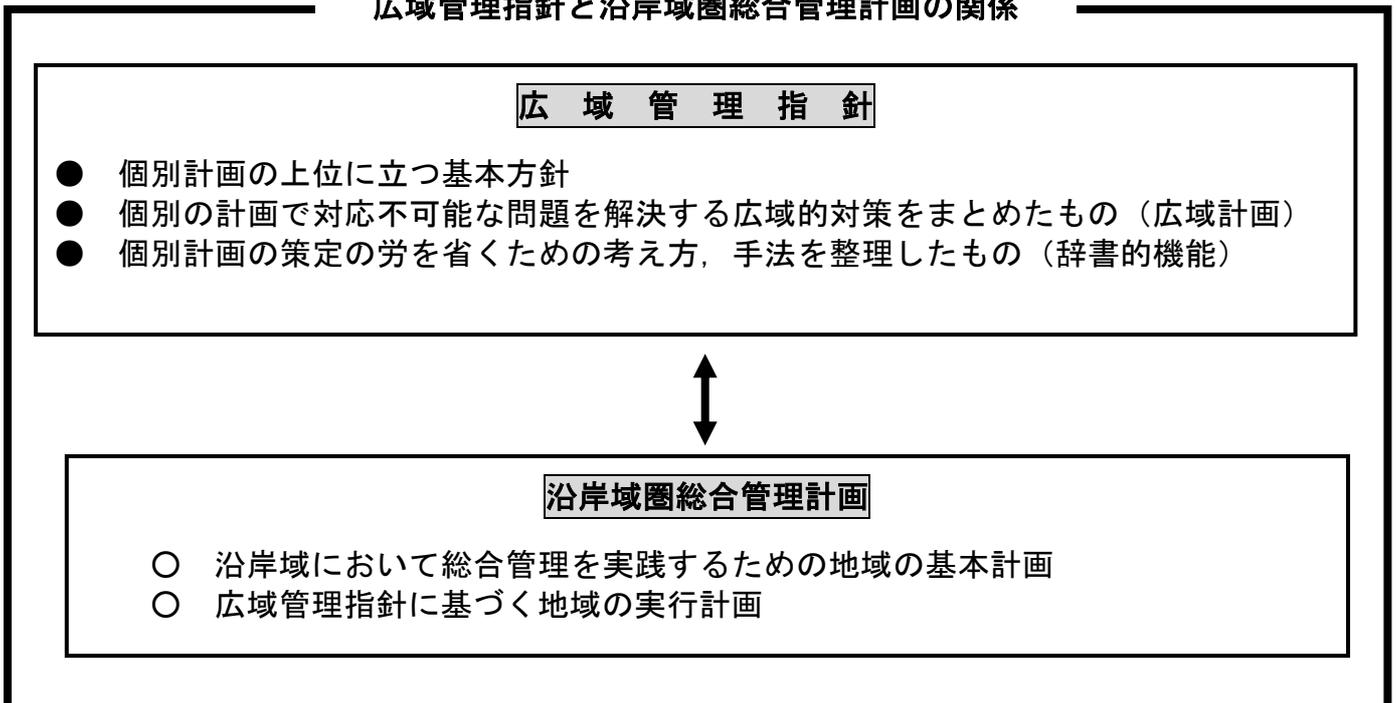
瀬戸内海沿岸域における総合管理システムとは、

- (1) 国が策定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を踏まえ、広域レベルの多様な主体が参画した総合管理組織体（広域管理協議会）が、瀬戸内海沿岸域全域における総合管理の基本的な方向や、個々の地域では対応不可能な問題を解決するための広域的対策、地域が沿岸域圏総合管理計画を策定し総合管理を実践するための基本的な考え方を、「広域管理指針」として示した上で
- (2) この広域管理指針に基づき、地域レベルの多様な主体が参画した地域の総合管理組織（沿岸域圏委員会）が、総合管理を実践するための地域の基本計画として、また、広域管理指針に基づく地域の実行計画として、地域主導の合意形成によって策定するゾーニングを柱とした沿岸域圏総合管理計画を通じて、地域特性に基づき総合管理（保全と利活用のマネジメントによる地域資源の有効活用）を実践するものである。

[瀬戸内海沿岸域総合管理システムの概要について]



広域管理指針と沿岸域圏総合管理計画の関係



2. 瀬戸内海沿岸域の総合管理の理念と行動目標

これまで、我が国の発展の一翼を担い、生活の礎となってきた瀬戸内海沿岸域が、今、自然環境や景観は残念ながらその輝きが褪せ、自然、海、島、人々の生活、文化が織りなす瀬戸内海の香りも失われ、環境を犠牲にしてまで整備した社会資本は十分に活かされているとは言えず、右肩上がり成長してきた地域経済も、予想を超えた急激な社会経済の枠組みの変化等によって、長く構造的な不況に苦しんでいる。

さらに、成熟社会の到来の中で、地球化時代、投資余力の衰退、分権改革や構造改革といった時代の変革期にあって、地域住民の価値観が多様化し、真に豊かでゆとりのある生活を求める声が高まっている。

このような瀬戸内海沿岸域の問題は、単に環境や経済といった問題に止まらず、地域に暮らす人々、生活、それを支える行政の仕組みといった地域を取り巻く社会経済システムのあり方そのものを問うものであり、少なくとも、何ら手だてを講じないまま、瀬戸内海沿岸域をこのままにしておいたのでは、こうした問題に対処することはできない。

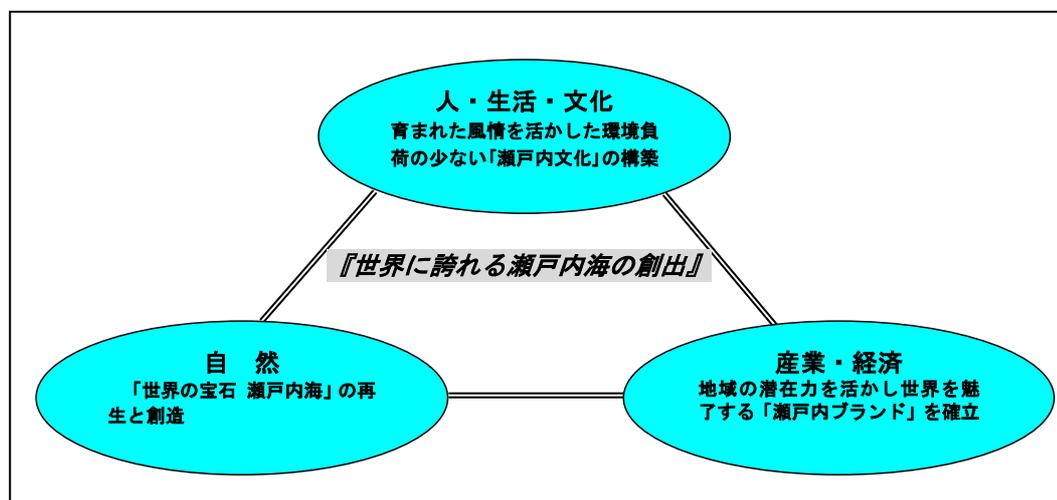
そこで、21世紀を迎え、新たな時代のうねりが実感できる今こそ、

- ① 世界に誇れる瀬戸内海の恵みを、将来の世代にわたって確実に享受できるようにすること。
- ② 瀬戸内海を忘れ、又は瀬戸内海から離れていった人々を、再び、瀬戸内海に呼び戻すこと。
- ③ 地域が自ら瀬戸内海を考え行動すること。

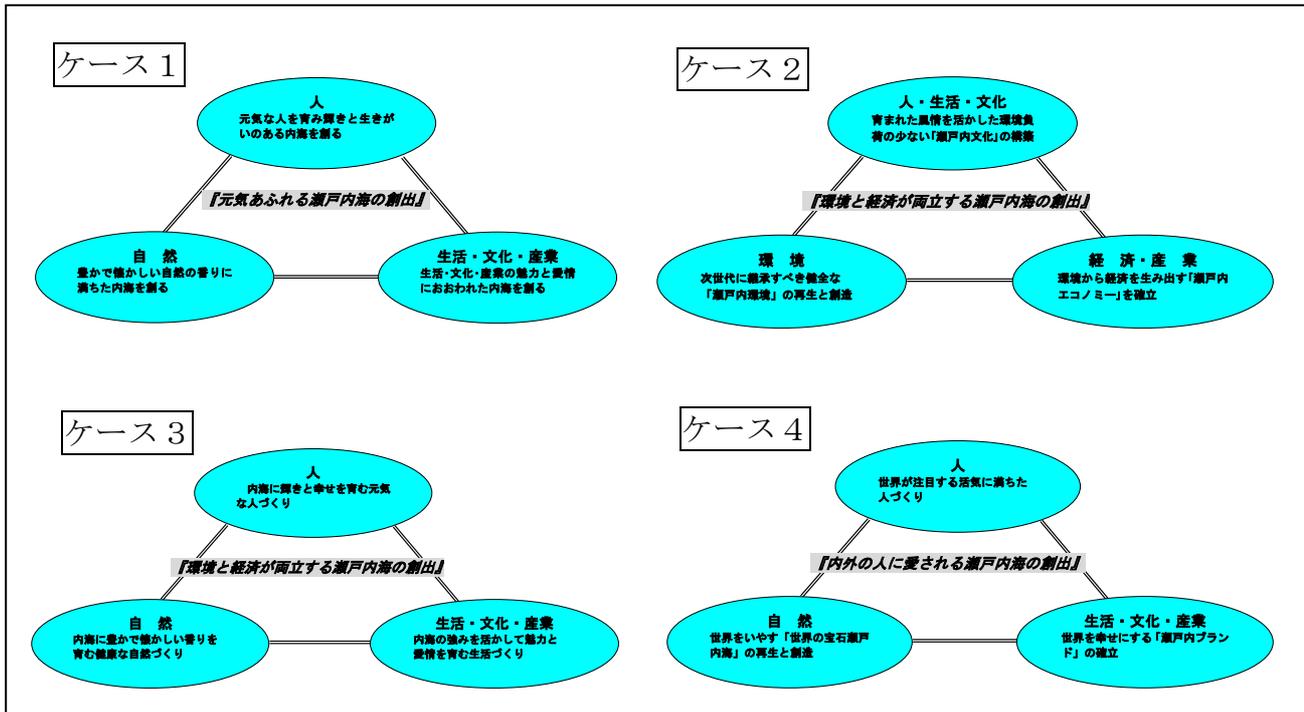
という3つの取組方針のもと、

地域全体で「守るべきは守る」、「治すべきは治す」、「利用すべきは利用する」といった、瀬戸内海沿岸域故の環境を基礎とした保全と利活用の基本に立ち返り、世代を越えてその魅力と活力が確実に享受できる「世界に誇れる瀬戸内海沿岸域」を創りあげていくことを「瀬戸内海沿岸域の総合管理システム」の基本理念とする。

〔基本理念〕



[他に考えられる基本理念の例]



また、基本理念の実現に向けた各種総合管理施策の具体化を図る指標として行動目標を、次のとおり設定する。

〈行動目標〉

- ・干潟、藻場を 1950 年代ベースに復元
- ・真に社会的公益性のある埋立を除き原則埋立禁止
- ・〇兆円規模の瀬戸内海産業(海洋環境産業・リサイクル産業)を創出

[他に考えられる行動目標の例]

- ・創業起業社数を〇〇社増加
- ・環境学習等に取り組むNPO、ボランティア活動団体を〇〇団体増加
- ・漁獲量を平成元年ベースに回復
- ・瀬戸内海沿岸域のネットワーク型世界遺産の実現
- ・瀬戸内海沿岸域の利用数を年間〇%増加
- ・地域経済の実質成長率をプラスに転換

3. 広域管理指針の目的及び役割

上記の観点から、本指針は、これら瀬戸内海沿岸域が抱える課題に総合的に対処できる仕組みとして瀬戸内海沿岸域の総合管理システムを構築し、地域全体で、人と瀬戸内海とのふれ合いを促進し、環境の保全・修復と、環境と調和した秩序ある利活用を広域的に推進することによって、地域の総合的な再生を図り、世代を越えてその魅力と活力が確実に享受できる「世界に誇れる瀬戸内海沿岸域」を実現していくことを目的として策定するものである。

また、瀬戸内海沿岸域の広範な主体が参画した広域管理協議会によって策定される本指針の役割は、

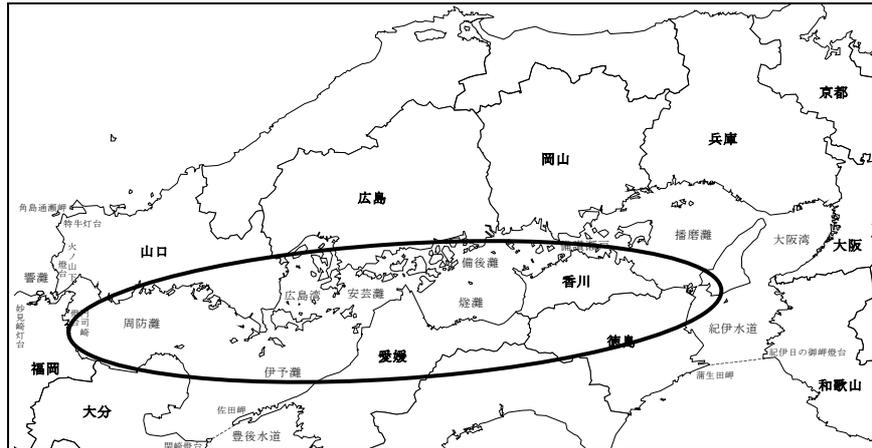
- (1) 瀬戸内海沿岸域全体における総合管理の基本的な方向を示すこと、
- (2) 瀬戸内海沿岸域の個々の地域では対応不可能な問題を解決するための広域的対策を示し実践すること、
- (3) さらに、瀬戸内海沿岸域の個々の沿岸域圏が沿岸域圏総合管理計画を策定し総合管理を実践するために必要な、総合管理の目標期間、範囲の設定、総合管理の基本理念、各主体の役割、個々の地域特性に応じた地域の役割や取組目標、個々の沿岸域圏が同計画に盛り込むゾーンの種類やゾーニングの方法、ゾーンごとの総合管理施策の設定方法や選択と集中を踏まえた施策等の優先順位付けの考え方、施策等の総合管理目標の設定方法、関係者間の調整や個別法間の調整方法など、基本的な事項を示すことである。

このように、本指針と個々の沿岸域圏委員会が策定する沿岸域圏総合管理計画とが、それぞれ統一性、整合性を保ちながら、瀬戸内海沿岸域全域において一貫した総合管理が推進されるものである。

4. 広域管理指針の対象範囲

瀬戸内海沿岸域広域管理指針が対象とする〔沿岸域〕は、中国、四国地域が接する瀬戸内海の沿岸域とし、その範囲としては海岸線を挟む陸域及び海域のうち、人の社会・経済・生活活動が継続して行われる、または自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適確にとらえ、一体として管理する必要がある区域として、瀬戸内海が一つの閉鎖的内海であるという特徴から次のとおり全域とする。

〔広域管理指針の対象範囲〕



5. 広域管理指針の目標期間

広域管理指針は、瀬戸内海沿岸域の自然環境、土地利用など望ましい将来像について、できるだけ長期的な視野に立ち、社会情勢の変化、科学技術水準の発達及び関連する法令、施策等との整合といった観点を踏まえ、概ね10年程度先の平成25年度を目標年度として設定する。

6. 広域管理指針に基づき取り組む施策の基本方針

広域管理指針は、次に示す4つの視点を踏まえ、策定・推進するとともに、瀬戸内海沿岸域において広域的に取り組むべき施策の基本方針を以下のとおりとする。

- (1) 広域的影響への配慮：利活用による広域的な相互影響に配慮すること
- (2) 持続性の確保：持続的な発展の確保に努めること
- (3) 継続性と実効性の確保：施策の実効性を継続的に確保すること
- (4) 多様な主体の参画：多様な主体が参画しやすい環境を整備すること

～広域管理指針に基づき取り組む施策の基本方針～

□ 自然の力を活かした「瀬戸内海環境圏」の創造

- ～ 海砂採取跡地の修復，ミティゲーション，環境と融合した新たな沿岸域創出事業の推進 ～
- ～ 国立公園の環境整備など広域的環境マネジメントの推進 ～

□ 育まれた歴史・文化を活かした「瀬戸内海歴史文化交流圏」の構築

- ～ 生活，自然，歴史，文化資源を活かした広域交流圏の形成 ～
- ～ 自然，歴史，文化が調和した世界遺産化 ～

□ 豊富な地域資源を活かした「瀬戸内海国際観光圏」の形成

- ～ 多様な地域資源をつなぎ合わせた国際的広域ツーリズムゾーンの形成 ～
- ～ 戦略的広域観光プロモーションの推進 ～

□ 高度な技術を活かした「瀬戸内海産業圏」の創出

- ～ 広域的な産学連携システムによる広域産業クラスターの形成（静脈物流システム等）～
- ～ 地域の企業が有するデザイン・エンジニアリング力の広域活用システムの形成 ～

□ 他の圏域との連携・交流を通じた「瀬戸内海広域交流圏」づくり

- ～ 「環境」，「産業」，「観光」など各分野の連携と交流の促進 ～
- ～ 近畿圏など他の圏域との交流と連携の促進 ～

□ 広域連携施策を支える取組基盤づくり

- ～ 「瀬戸内海創生特区（環境創造，ツーリズム，新産業創出等）」の共同実現 ～
- ～ 多様な利活用を支える「瀬戸内情報ネットワーク」の整備 ～

第2章 瀬戸内海沿岸域全体からみた各沿岸域圏の課題と役割並びに 広域施策推進区域の設定

第1章で示した基本理念及び行動目標に基づき、瀬戸内海沿岸域における個々の沿岸域圏の役割（取組の方向性）については以下の通りとする。

沿岸域圏総合管理計画の策定に当たっては、広域管理指針の基本理念及び行動目標並びに以下の沿岸域圏の役割等を踏まえて、地域特性に基づきそれぞれの理念と行動目標を設定するものとする。

第1節 各沿岸域圏の課題と役割

1. 福山沿岸域

福山沿岸域圏の範囲は、原則として、福山市及び沼隈町からなる沿岸域の範囲とし、具体的な範囲は沿岸域圏委員会が定めるものとする。

(1) 福山沿岸域圏が抱える課題

福山沿岸域圏は、自然海岸や干潟・藻場の減少、赤潮の発生に加え、漁業の低迷や、昨今の経済の長期低迷等と相まって、重厚長大産業を中心に製造品出荷額が減少し、埋立地の低未利用地も多く点在するなど、内海地域をはじめとする自然環境の保全・再生や漁業の振興、多様な産業が集積しているJFEスチール敷地(株)～箕沖の産業再生が大きな課題となっている。このほか、鞆の浦の歴史・文化・景観と調和した街づくりや、芦田川の水質改善の遅れ等の課題もある。

[福山沿岸域圏が抱える課題]

- ・ 自然海岸の減少（自然海岸の割合：30.4%）
- ・ 水質・底質改善の遅れ（流入負荷量は減少傾向にあるものの、
海域CODの値は横ばいで推移、赤潮の発生）
- ・ 干潟・藻場の減少（干潟：1978年以降埋立等により71haが消滅
藻場：1978年以降の埋立等により12haが消滅）
- ・ 低未利用地の発生（低未利用地：箕沖埋立地をはじめ多く点在）
- ・ 製造品出荷額の減少、産業活動の低迷
(1991年をピークに漸減 2000年：1.5兆円弱)

(2) 福山沿岸域圏の役割

上記の課題を踏まえ福山沿岸域圏の役割としては、その地域特性から、次のとおりとする。

- ・ JFEスチール(株)をはじめとする既存産業の再生とリサイクル産業を中心と

した新たな産業集積の場の創出

- ・ 干潟・藻場等の自然環境の再生と漁業の再生
- ・ 鞆の浦における貴重な歴史・文化・景観資源と調和した街づくりの推進
- ・ 芦田川の水質改善

2. A沿岸域圏

A沿岸域圏の範囲は、〇〇市及び〇〇町からなる沿岸域の範囲とし、具体的な範囲は沿岸域圏委員会が定めるものとする。

.....

3. B沿岸域圏

.....

4. . . .

.....

第2節 広域施策推進区域

瀬戸内海沿岸域全域の広域的視点に立って、特に協動的かつ統合的に施策を進めていくことが求められる区域（以下「広域施策推進区域」という。）を以下のように設定する。なお、広域施策推進区域は、政策目標に誘導していくものであり、当面は、規制力をもたないものとして位置付ける。

1. A広域施策推進区域

A広域施策推進区域の範囲は、A県〇〇市の△沿岸域、B県〇〇町の▲沿岸域とし、自然海岸の保全及び自然海岸の保全に資する環境修復を積極的に進める区域とする。

.....

2. B広域施策推進区域

.....

3. . . .

.....

第3章 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画に対する考え方

各沿岸域圏の実情に基づいて策定される瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画については、以下の事項を基本として策定されるものとする。

第1節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の内容

1. 概要

沿岸域圏総合管理計画とは、

(1) 地域レベルの多様な主体が参画した沿岸域圏委員会によって、

- ① 地域主導の総合管理を実践するための基本計画として、かつ、
- ② 広域管理指針に基づく地域の実行プランとして、策定されるものである。

(2) 具体的には、

- ① 沿岸域圏の対象範囲、総合管理の目標期間、総合管理の基本理念、各主体の役割等が示されるとともに、
- ② 対象沿岸域圏における各地域（エリア）の課題の洗い出し、地域（エリア）ごとの具体的なゾーニングを通じた目標設定、ゾーンごとの総合管理施策の抽出や優先順位付け、施策等の総合管理目標の設定や関係者間や個別法間の具体的な調整方法等が示され、
- ③ 沿岸域圏委員会の執行体制や地域課題に対する対処方法、財源を含めた実効性の確保に向けた取組方法、

などが地域特性に応じて具体的に定められるものである。

2. 策定の目的

広域管理指針に基づき瀬戸内海沿岸域全体で総合管理を推進し、本指針の基本理念や行動目標を実現するためには、瀬戸内海沿岸域を構成する個々の沿岸域圏に暮らし、その特性を良く知っている市民、NPO、漁業者、企業、行政といった地域の各主体が協働・連携して、総合管理を実践するために基本となる計画を策定し、実行に移していくことが極めて重要である。

このため、広域管理指針に示された地域の課題及び役割に沿って、個々の沿岸域圏ごとに多様な主体が参画し設置された沿岸域圏委員会が、地域主導で総合管理を推進していくために沿岸域圏総合管理計画を策定し、この計画に基づき地域に根付いた即地的な取組を行っていくものである。これによって、広域管理指針に基づく広域レベルの取組と沿岸域圏総合管理計画に基づく取組が、相互に一体性、整合性を保ちながら、一貫した総合管理が瀬戸内海沿岸域全域で推進されるものである。

なお、この沿岸域圏総合管理計画では

- ① 地域主導の総合管理を実践するための基本計画（個別の総合管理施策に基本的な枠組みを与える上位性を有する計画）として、かつ、
- ② 地域の実行計画（個別の事業主体が単独で取り組むことが困難と考えられる沿岸域の利活用ルールの方策や人材育成、講演会の開催、情報の収集・整備・提供、広報、調査研究、地域支援体制の整備、関係機関との調整や要請、ゾーニングの実効性の確保などを実行する計画）として策定されるものであり、これにより、ゾーニングを柱とした保全と利活用の総合的なマネジメントが地域特性に応じて具体的に推進されるものである。

3. 策定主体

沿岸域圏総合管理計画は、第2章に示された個々の沿岸域圏ごとに設置される、本章第3節に示された沿岸域圏委員会が策定する。

4. 対象範囲

沿岸域圏総合管理計画が対象とする範囲は、第2章に示された個々の沿岸域圏を構成する市町村の区域のうち、海岸線を挟む陸域及び海域であって、人の社会・経済・生活に係る活動が継続して行われ、かつ、自然の系として地形、水、土砂等に関し、相互に影響を及ぼす範囲を適切に捉え、一体的に管理する必要がある区域として、沿岸域圏委員会が地域特性に応じて柔軟に設定する。

5. 策定等の手続

沿岸域圏総合管理計画の策定等の手続は、次のとおり行うものとする。

(1) 沿岸域圏総合管理計画の策定及び公表

沿岸域圏総合管理計画を策定する場合には、広域管理指針を踏まえ、当該沿岸域圏の特性、抱える課題、社会的な要請等を精査するとともに、当該沿岸域圏に隣接する沿岸域圏の状況等に十分配慮して策定するものとする。

また、原案の段階から、随時、情報公開や広範な主体の意見聴取等を実施し、多様な主体の意見を十分に盛り込みつつ策定するものとする。

沿岸域圏総合管理計画を策定した場合には、速やかにこれを公表するものとする。

(2) 沿岸域圏総合管理計画の見直し及び公表

沿岸域圏総合管理計画を見直しする場合の手続等は、策定の手続に準じるものとする。沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画の策定から5年を経過した場

合、広域管理協議会から沿岸域圏総合管理計画の見直しについて要請があった場合等において、必要に応じて、随時同計画の変更を行うこととする。

(3) 沿岸域圏総合管理計画の承認

沿岸域圏総合管理計画が策定又は見直しされた場合は、当該計画の実効性を確保するため、関係地方公共団体の長によって当該計画の承認を受けるものとする。

(4) 個別関係機関に対する要請

沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画を策定及び見直したときは、計画の実効性を確実なものとするため、国、地方公共団体等の関係行政機関へ本計画に対する尊重と協力について要請するものとする。

6. 盛り込むべき事項

広域管理指針に基づき沿岸域圏委員会が策定する沿岸域圏総合管理計画においては、本指針との整合性、統一性を確保する観点から、本指針に準じ、原則として、次に示す項目を盛り込むものとする。

また、沿岸域圏総合管理計画を実際に策定する際には、地域特性と地域の創意工夫によって、広範な関係者間の十分な合意形成を図りながら、策定するものとする。

〈沿岸域圏総合管理計画に盛り込むべき事項〉

第1章 沿岸域圏総合管理計画の目的等

1. 計画の目的
2. 当該沿岸域圏の特性と役割
3. 対象範囲
4. 目標期間
5. 基本理念
6. 行動目標

第2章 総合管理施策等

1. ゾーニング及び各種施策について
 - (1) ○○沿岸域圏全体のゾーニングについて
 - ① 各地域の課題
 - ② 各地域のゾーニングの基本的方向性
 - (2) 各地域のゾーニング及び実施する施策について
 - ① A地域

- ② B地域
 - ③ C地域
 - ④ . . .
2. 沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和
 3. 調査・研究の推進
 4. 情報の収集・整備・提供と情報公開
 5. 地域支援体制の構築及び地域支援
 6. 沿岸域圏委員会の役割
 7. 沿岸域圏総合管理計画の実行の確保

第3章 沿岸域圏総合管理計画の実行，管理及び見直し

1. 沿岸域圏総合管理計画の実行と管理
2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し

7. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理施策の構築の在り方

総合管理施策については，市町村，県，国等における既存の施策の積極的な連携・協働を図るとともに，広域的な効果が期待される施策を優先的に実施するものとする。

この場合，総合管理施策の選定及び構築は，沿岸域に関する既存施策を，総合管理（陸域・海域の一体的な空間の総合化，環境・防災・多面的利活用の総合調整，行政区域・圏域・部局を越えた総合調整，各主体間の総合調整，施策の総合調整等）という『フィルター』を通して，必要な総合管理施策を連携・再編し選定するとともに，必要に応じて新たな総合管理施策を構築することにより行うものとする。

また，施策の実施に際しては，課題の優先度，関連施策等の計画及び進捗状況等，地域の実状等を勘案し，最も効果的・効率的な実施が図れるようにするものとする。

特に，事業効果を一層高めるため，選択と集中の視点に立って，ソフト・ハード両面から，各地域の取組方針に沿った優先順位の高い事業を選定及び構築し，重点的・集中的な取組を効率よく推進するなど，各種施策を総合的，統一的に実施するものとする。

第2節 ゾーニング

1. 意義と必要性

- (1) 総合管理システムでは、環境を基礎とした利活用を基本として、地域主導の合意形成によって沿岸域の「守るべき資源」、「治すべき資源」、「利用すべき資源」を適正に管理・マネジメントしていくため、ゾーニング手法を採用する。
- (2) ゾーニングは、沿岸域を連続する自然の系として一体的に捉えた上で、ゾーンごとに当該沿岸域の総合管理の方向・目標や個別具体の施策その他の取組を定めるものであり、都市計画法のような規制を行うものではなく、当該目標に沿って緩やかに行政、企業、市民、企業、行政等の取組を誘導していく性質のものである。
- (3) 従って、ゾーニングは地域の関係者が創り出した新たな地域の方向性（当該沿岸域圏総合管理の方向性）、即ち、保全と利活用の在るべき将来像を導く手法として位置付けることが適当である。
- (4) これにより、地域の目標の実現に向け、総合管理の方向や個別具体の施策その他の取組目標が設定され、具体的取組が誘導されるなど、地域ぐるみの総合管理が効率よく効果的に実践されるものである。

2. ゾーニング

- (1) ゾーニングとは、沿岸域圏総合管理計画の全体目標の達成を目的として、特定の地区ごとに個別目標や総合管理の個別具体の施策その他の取組方針を決定し、その方針に沿った取組を誘導するための手法であり、その取組方針が定められた特定の地区を「ゾーン」とする。
ゾーニングを設定するにあたり、
 - ① 対象圏域のうち、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や居住環境等を勘案して区分された一定のまとまりのあると考えられる地域に分け、各々の地域をさらに特定の地区に区分化しゾーンを設定する。
 - ② 当該地域の合意形成によって定められた保全と利活用の基本的な方向（基本目標）を達成するため、当該地域の特性等を踏まえて特定の地区に区分けする。
- (2) このゾーニングは、都市計画法等のように、行政サイドが、現況の土地利用等に照らし、空間を区分するといった「はめ込み型」のものではなく、地域主導の合意形成によって導かれる保全と利活用の「目標」である。

3. ゾーニングの手続

ゾーニングは、ゾーンの大きさ（縮尺）など技術的な課題があることから、引き

続き、技術的手法の確立に努めていくものとするが、当面、沿岸域圏総合管理計画においては、以下の手続により対応していくこととする。

(1) 沿岸域圏の地域分け

(福山沿岸域圏のA～F (P107～108の図表参考)の個々の地域に該当)

沿岸域圏総合管理計画の対象圏域を、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や居住環境等を勘案したうえで、合意形成によって一定のまとまりのあると考えられる地域に複数区分する。

(2) 基本目標の設定

(福山沿岸域圏のA～Fの各目標に該当 (P107～108の図表参考))

沿岸域圏総合管理計画の全体目標を達成するため、隣接する他の地域の状況にも配慮しつつ、(1)で区分された地域ごとに、合意形成を図りながら、保全と利活用の基本的な方向(地域の将来像・基本目標)を設定する。

その際、環境の保全・再生を基礎とした利活用を基本に据えて、「環境再生を柱とした地域づくり」、「環境と経済の両立する地域づくり」、「産業再生を通じた活力の創出」、「美しく魅力と活力に溢れたウォーターフロントの形成」など、地域特性に応じた明確な目標を設定するものとする。

(3) ゾーニング (ゾーン設定)

(JFEスチール敷地～箕沖地域、内海地域の事例 (P109, P114の図表参考))

(2)の基本目標の実現に向け、合意形成によって地域特性等を勘案し、地域内の特定の地区(ゾーン)ごとに個別目標や総合管理の個別具体の施策その他の取組方針を決定する。(例:ゾーンとしては、環境保全ゾーン、環境修復ゾーン、産業活動促進ゾーン、生活・文化振興ゾーンなど地域の創意工夫によって、様々なゾーンが想定される。)

(4) 取組の誘導・推進

(3)のゾーンに定められた個別目標や取組方針に沿って、多様な主体の取組を誘導し、地域ぐるみの総合管理を推進する。

4. その他

(1) ゾーン間の重複

ゾーン間の重複は基本的にはないものとする。

(2) ゾーニングの縮尺

沿岸域圏総合管理計画のゾーニングの縮尺は10万分の1程度とする。

(3) 広域管理指針における「広域施策推進区域」との整合

沿岸域圏総合管理計画のゾーニングは、広域管理指針において、瀬戸内海沿岸

域全域の広域的視点に立ち協調的かつ統合的に施策を進めていくために設定する広域施策推進区域との整合を確保しなければならないものとする。

(4) ゾーニングと私有地との関係

ゾーニングをする以上、一定の方向性を私有地に対しても与えることとなる。瀬戸内海沿岸域総合管理システムが対象とする私有地は、社会的な影響や地域の発展の方向性に重大な影響を与える可能性のある大規模なものと考えられる。

一般的な宅地等まで対象とすることについては、都市計画法の用途制限等を踏まえると、宅地と著しく異なった活動が行われるとは想定しにくい。

従って、私有地については、ゾーニングに規制力を持たせないとはいっても一定の方向性を示すものであることから、特に大規模な敷地の所有者等とは、沿岸域圏総合管理計画原案の作成段階から、当該所有者の意向等を十分聴くなど、ゾーニングの内容についてきめ細かく意見交換と合意形成を行っていくこととする。なお、一般の宅地については、図面上ではゾーニングの範囲に含まれるものの、沿岸域圏総合管理計画に基づく具体的な取組を個々に求めることは想定しない。

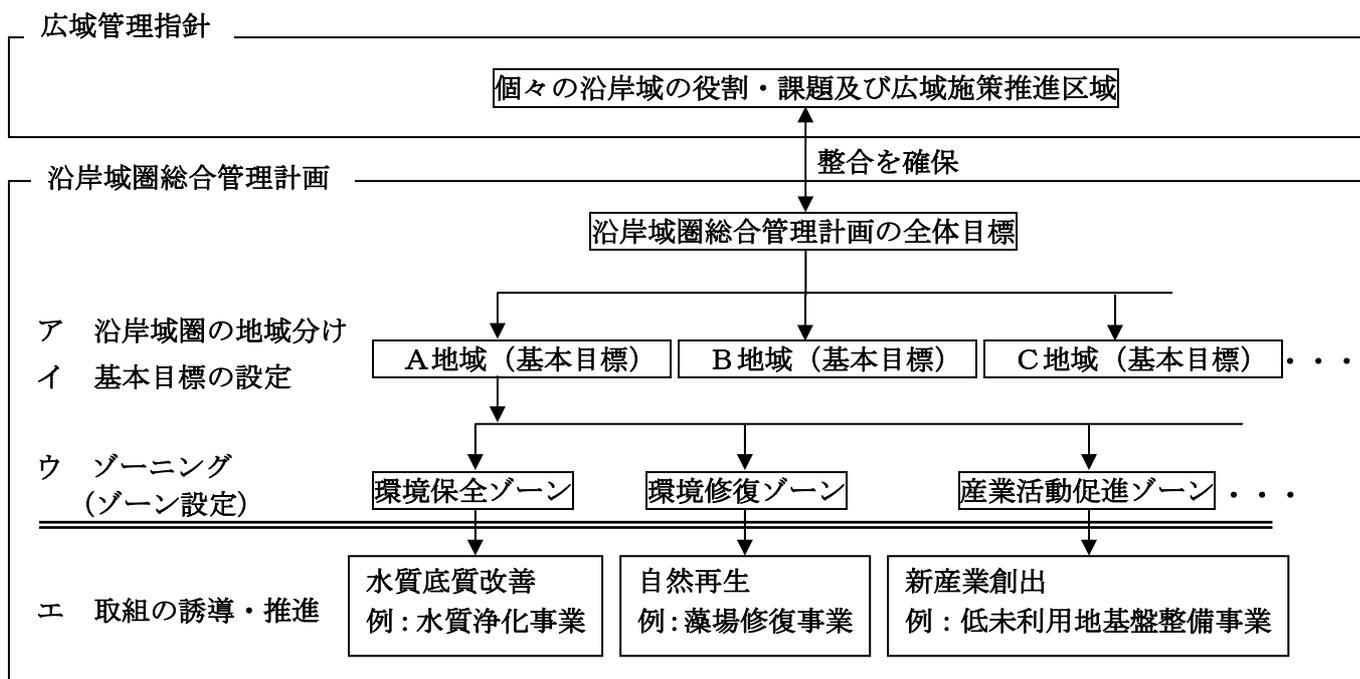
(5) ゾーニングの規制力

ゾーニングは、案の作成段階で意見を求められた公的主体にとっては事実上の拘束力が働くこと等から、公的主体に対する実効性を確保できる。

- ・ 民間の事業に対しては、事前調整がなされ、許認可の迅速化などと相まって、相当の動機付けを確立すること
- ・ 環境の保全を基調としたゾーニングを柱として策定される沿岸域圏総合管理計画を、環境アセスメントの基準として活用すること等により民間事業に対する一定の影響力を確保すること
- ・ さらには、関係者間の連携や市民の目による監視活動等を行うこと等によって、一定の実効性を確保していくこと、(なお、このような市民活動が生まれるよう、積極的に市民参加を進める必要がある。)

等によって、実効性は確保できるものと考えられる。

[ゾーニングの手続]



[ゾーン例]

ゾーンの考え方	想定される地区の特性
環境保全ゾーン	水質・底質の改善，生物多様性の維持といった観点から，豊かな自然環境を有する地区を設定する。また，海洋性レクリエーション振興ゾーンや水産業振興ゾーンとの面的なつながり等によって，自然との触れ合い機能を持たせるなど，ゾーンの機能，価値等をさらに高める必要がある。
環境修復ゾーン	産業活動等によって失われた自然環境のうち，再生・修復の必要のある地区を設定する。その際，安易な設定を避け，海況条件，生物生息条件等を踏まえて設定する。また，環境保全ゾーンや水産業振興ゾーンとの面的な広がりを意識し，効果的かつ効率的な空間創出に努める必要がある。
産業活動促進ゾーン	既存産業における活動促進，さらには新たな産業集積を積極的に図る地区を設定する。産業基盤の強化に向けた港湾振興ゾーンとの連携等に加え，産業活動を支える社会資本整備等も考慮する必要がある。
低未利用地環境創造ゾーン	官民間問わず低未利用地を多く抱え有効活用が必要な地区を設定する。多様な利活用を図る中で，緑化等による市民の憩いの場，さらにはビオトープの創出や干潟・藻場などの環境修復の場，環境教育の場の創出など地域の発展に資するような利活用に努めることが必要である。
港湾振興ゾーン	港湾を核とし，関連産業の諸活動を活性化させる必要のある地区を設定する。機能的・効率的な利用を促進するため，産業活動促進ゾーンや海洋性レクリエーション振興ゾーンとの一体的な整備等も考慮する必要がある。
水産業振興ゾーン	水産資源の維持・回復，水産基盤の整備，環境の保全・創造等による水産業の振興を図る地区として設定する。その際，環境保全ゾーン，環境修復ゾーン，港湾振興ゾーン，海洋性レクリエーション振興ゾーンとの連携を考慮する必要がある。
海洋性レクリエーション振興ゾーン	海洋レジャーが現に行われる，または今後親水・海洋レジャーの場として望まれる地区を設定する。ポートパーク，マリナー，フィッシャリーナ整備などの港湾振興ゾーンや水産業振興ゾーンとの連携が考えられるほか，特に沿岸域利用の秩序化に向けたルールの設定等が望まれる。
歴史・景観保全ゾーン	貴重な歴史・景観資源を現に有す，または再認識し今後保全と有効活用が望まれる地区を設定する。海洋性レクリエーション振興ゾーンや生活・文化振興に関連するゾーンとの面的な重なりまたはつながりによって，観光を中心とする地域振興の拠点としていくこと等も考慮する必要がある。
生活・文化振興ゾーン	居住地域一帯を設定し，必要な社会資本整備を充実させるとともに，歴史・景観保全ゾーン，海洋性レクリエーション振興ゾーン等との連携によって，水と緑に溢れた魅力ある地域づくりを促すことが考えられる。
循環型社会形成ゾーン	廃棄物の排出抑制，再使用，再生利用を促進するとともに，再生利用等が困難な廃棄物の熱回収や適正処分を行うための事業が実施される地区を設定する。このゾーンでは，瀬戸内海の産業集積に向けた新規環境産業の創出が期待されるなど産業活動促進ゾーンとの連携についても考慮する。
安全・防災，流域管理ゾーン	河川・河口域，居住地域等防災管理が必要な一帯を設定する。津波・高潮，洪水といった自然災害に対する総合対策を徹底して図るとともに，水質の改善・土砂の安定供給に向けた流域対策を重点的に講じる地区として位置付ける。

※このほか，地区特性によって緑地ゾーン，親水促進ゾーン，観光振興ゾーン等が想定される。

第3節 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画策定のための委員会について

沿岸域圏総合管理計画策定等のための委員会(沿岸域圏委員会)構成等については、原則として以下の通りとする。

1. 概要

沿岸域圏委員会は、広域管理指針に基づき、沿岸域圏総合管理計画を策定し実行することによって、環境の保全・再生と、環境と調和した秩序ある利活用を推進し、貴重な環境資源と地域の経済活動が集中する沿岸域の再生と活性化を図り、真に持続的発展が可能な沿岸域を構築することを目的として、次に掲げる事務を行う。

- (1) 沿岸域圏総合管理計画の策定及び見直し
- (2) 沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の実施・調査・点検・評価等の進
行管理
- (3) (1)に係る関係機関、関係者等との調整と協力要請
- (4) ○○沿岸域圏の総合管理に資する地域支援マニュアルの作成及び配布並びに地
域支援制度の構築に対する支援
- (5) ○○沿岸域圏の総合管理に資する調査研究及び収集した情報の公開
- (6) 前各号に掲げるもののほか、○○沿岸域圏の総合管理に資するために必要な事
項

2. 沿岸域圏委員会の構成

- (1) 沿岸域圏委員会の委員は、当該沿岸域圏に関係する、住民関係者、NPO関係
者、漁業者代表、企業代表、有識者(環境、経済、海洋等)、市町村、県、国(地
方出先機関等)から構成する。
- (2) 構成員の人選に当たっては、代表性(沿岸域圏内の各地域を概ね代表している
か)、また、公平性(各分野及び地域のバランスが保たれているか)、透明性(人
選方法の透明度が高いか)、中立性(偏りはないか)といった点に留意し選定す
る。また、既存の組織であって既に当該分野又は地域の代表性を有している場合
には当該組織から委員を選定し、組織が複数あり、それぞれ代表性がない場合は、
複数の委員を選定する。なお、特定の分野又は地域で代表性を有している組織が
ない場合には、公募を原則とする。
- (3) また、適正な委員会運営を担保する観点から、人選に際しては、技術的・専門
的な見地から客観的な視点を持つ有識者を選定する。
- (4) 委員の数は、委員会の適切かつ円滑な運営を図る確保する観点から、大規模に
ならないよう15~20名程度の構成とすることが望ましい。
- (5) 選任方法は、大きく、次の方法が想定され、そのうち、①、②、③又はそれら

の混合型をとることが適当と考えられる。

- ① 行政機関以外の委員を全て公募制で選任
- ② 委員を選出する機関ごとに、当該機関が代表者を選任
 - ア 市民…町内会連合会，自治会連合会等の代表者の互選等により選任
 - イ N P O …… N P O の代表者会議により選任
 - ウ 漁業団体…漁協の代表者会議により選任
 - エ 企業団体…商工会議所，経済連合会など経済団体が互選等により選任
 - オ 有識者…学識経験を有する者を選任
- ③ 意欲のある者を広く募り，選挙等で選任

3. 部会の設置

沿岸域圏委員会の適切かつ円滑な運用を図るため，沿岸域圏委員会の下に，必要に応じて，次の部会その他総合管理を円滑に進めるための部会等を置くことができることとする。

部会の具体的な内容は以下の通りとする。

(1) 調整・実行部会

沿岸域圏総合管理計画の実効性を確保する観点から，総合管理施策へ多様な関係者の参画を促し，多様な地域・分野の関係者と総合調整を図るとともに，総合管理施策を適正に実行することを目的として設置する。

調整・実行部会の構成員は，地域又は分野の代表性を有する沿岸域圏委員会の委員，施策に関係する行政機関の担当部局とする。

(2) 技術専門部会

沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の評価，環境修復等科学的知見が乏しい事業の評価，広域的な総合影響等に関する評価・分析など技術的・専門的な見地から検討を行うことを目的として設置する。

技術専門部会の構成員は，沿岸域圏委員会の委員，その他科学的知見を有する有識者とする。

(3) 行政連絡部会

沿岸域の総合管理に関係する行政機関との連絡調整を円滑に実施することを目的として設置する。

行政連絡部会の構成員は，沿岸域圏委員会の委員，その他関係行政機関の担当部局とする。

4. 事務局

- (1) 沿岸域圏委員会に、広域管理協議会との連絡調整等、地域情報の収集・管理、会議の運営等、沿岸域圏総合管理計画の推進に向けた事務を処理することを目的として事務局を設置することとする。この事務局は、当該沿岸域圏総合管理計画の対象範囲に含まれる県及び市町村とする。
- (2) 経費は、事務局に属する県及び市町村の負担金をもって充てることとする。
- (3) 沿岸域圏委員会における事務局としての市町村並びに関係県の役割としては、当面、次のとおりと考えられるが、今後の権限移譲や財源移譲等の動向を注視しながら、適宜、役割分担の見直しを図っていくこととする。

《市町村の役割》

地域の行政サービスの推進母体として、基本的には、次の役割を担う。

- ① 会議：委員との連絡調整、会議の開催・運営
- ② 広報：収集・整備・提供と情報公開、説明会及び公聴会の開催
- ③ 庁内組織：庁内関係部局との調整（庁内連絡会議の立ち上げ等）
- ④ 地元支援：地域活動への参加や財政支援等の地域支援体制の整備
- ⑤ 施策実施：主としてソフト面の総合管理施策の実施
- ⑥ 地元調整：総合管理施策の実施に関する地元調整等
- ⑦ 財政負担：関係県との役割分担のもと総合管理組織体の運営活動費を負担

《関係県の役割》

広域的な行政サービスの推進母体であり、かつ、沿岸域に関する許認可を有し、公共事業の実施主体として、基本的には、次の役割を担う。

- ① 調整：個別法・個別計画、国等との調整
- ② 広報：広域的な収集・整備・提供と情報公開
- ③ 庁内組織：庁内関係部局との調整（庁内連絡会議の立ち上げ等）
- ④ 施策の実施：主としてハード面の総合管理施策の実施
- ⑤ 地元調整：総合管理施策の実施に関する地元調整等
- ⑥ 財政負担：関係市町村との役割分担のもと総合管理組織体の運営活動費を負担

5. その他

- (1) 沿岸域圏委員会の議事は、委員全員の合意により行うものとする。
- (2) 沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画を策定又は見直したときは、広域管理協議会へ報告するとともに、国、地方公共団体などの関係行政機関に対し、本計画の尊重と協力について要請することができることとする。
- (3) 沿岸域圏委員会は、必要と認める場合は、広域管理協議会に対して、広域管理指針の見直しを要請することができることとする。
- (4) 議事及び議事録は原則として公開するものとする。

第4節 その他必要な事項

1. 瀬戸内海沿岸域圏総合管理計画の見直し

沿岸域圏総合管理計画は5年ごとに必要な見直しを行うこととする。また、見直し手続は沿岸域圏総合管理計画策定等の手続を準用することとする。

なお、沿岸域圏委員会は、広域管理協議会から沿岸域圏総合管理計画の見直しについて要請があった場合には、必要に応じて、随時同計画の見直しを行うものとする。

2. 個別施策・計画等との調整

沿岸域圏委員会は、ゾーニング、総合管理施策の選定と構築等に際して、個別法、個別計画等について、次の表に示す関係行政機関と必要かつ十分な調整を行うこととするとともに、その他の機関とも総合管理施策の円滑な実施を確保するため十分な調整を行っていくこととする。

また、各施策の主体が、今後、新規施策、計画等を推進する際には、沿岸域圏総合管理計画との整合性に配慮すること及び当該計画の策定を踏まえ、必要に応じて既存施策、計画等の見直しを行うことを、当該計画中に記述することとする。

〔個別法・個別計画等を所管する関係機関の例〕

福山沿岸域圏に存在する制度、計画等	所管する地方公共団体等
瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、広島県自然海浜保全条例 (瀬戸内海環境保全基本計画・府県計画) 広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン	県庁環境局／県福山地域事務所厚生環境局／福山市環境保全課
自然公園法（公園計画）	環境省山陽四国地区自然保護事務所
海岸法（海岸保全基本計画）	県庁土木建築部、空港港湾局、農林水産部／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
公有水面埋立法	県庁空港港湾局／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
港湾法	県庁空港港湾局／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
漁港漁場整備法（漁港漁場整備事業計画）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市港湾河川課、農政課
漁業法（漁業権の設定）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農政課
水産資源保護法（保護水面管理計画）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農政課
森林法（魚つき保安林）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農林整備課
文化財保護法、広島県文化財保護条例、福山市文化財保護条例（文化財の指定）	県教育委員会／福山市教育委員会

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	県庁空港港湾局港湾管理室 県福山地域事務所建設局港湾課
広島の水の管理に関する条例	県庁空港港湾局港湾管理室 県福山地域事務所建設局港湾課
構造改革特別区域法	県庁政策企画局 県庁環境局循環型社会推進室 県庁空港港湾局港湾企画整備室
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	福山市環境保全課

3. 総合管理施策の実行と進行管理

沿岸域圏総合管理計画に基づく関連施策等は、それらの連携・再編の可能性について十分に検討した上で、各地域の取組方針に沿った優先順位の高い事業への重点的、集中的な取組を促進し、各々の事業効果を更に高めながら実行していくものとする。

この場合、沿岸域圏委員会は、事業の実行段階において関係機関と緊密な連携・調整を図るとともに、国、県、市町村が事業実施予定者である場合には、必要な財源が確保されるよう、関係行政機関への要請など必要な支援を行うとともに、民間事業者が事業実施予定者である場合には、許認可処分の迅速化など事業の効率化等について関係行政機関へ要請するなど必要な支援を行うものとする。

また、事業の実行に当たっては、沿岸域圏委員会に設置する部会を活用するなどして、進行管理体制を確立するとともに、事業の進捗状況及び実施効果等を把握するため進行管理目標を別途設定し、適宜、事業点検、事業評価を行うものとする。

その際、計画→実行→評価→反映→計画→……といった検証の過程を繰り返し行うものとする。

なお、各沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画に基づいて実施される施策等について、広域管理協議会の指導、助言等を得ながら適切に評価するとともに、円滑な進行管理に努めることとする。

第4章 広域管理指針において取り組むべき事項

1. 広域管理指針に基づき取り組む施策

広域管理指針に基づき取り組む施策については、第1章第2節の6で示した施策の基本方針を踏まえ、社会事情に鑑み、選択と集中の中で適切に進めていくこととする。

2. 広域管理指針と諸計画等の調和

広域管理指針と関係する県、市町村及び国の行政機関その他の主体が策定した諸計画等及び今後、構築する各種施策とは調和が図られたものでなければならない。このため、必要に応じて諸計画等の見直しを行うこととする。

3. 調査・研究の推進

広域管理協議会においては、広域管理指針並びに個々の沿岸域圏総合管理計画の推進に向け、ゾーニング、ミティゲーション、モニタリング、情報データベース（GIS）等の考え方、手法について、沿岸域圏委員会その他の関係機関と連携し、積極的に調査研究を進めるものとする。

また、開発保険制度（事業者が復元費用を管理主体へ預託）、環境アドプト（市民、民間企業等が一定区画を「里親」として管理）といった新たな管理手法など新規分野に関する調査研究を進めるものとする。

なお、実際の調査・研究に際しては、技術専門委員会のほか、関連行政研究機関、大学機関、民間研究機関等との連携を図るものとする。

4. 情報の収集・整備・提供と情報公開

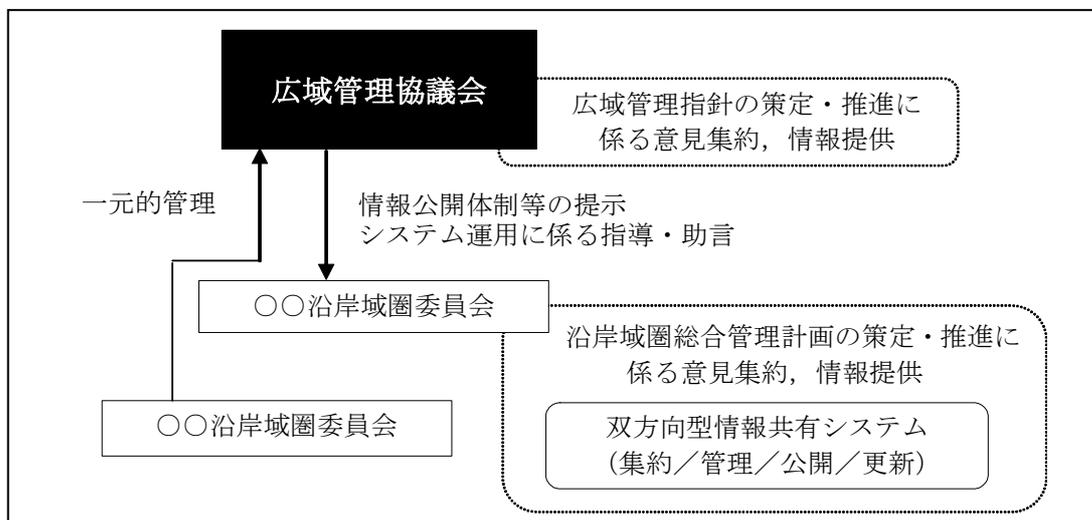
広域管理協議会は、各沿岸域圏総合管理計画の内容、進捗状況等について、体系的に整理するとともに、広域管理指針の検討→決定→推進→見直しという総合管理の一連の実践過程において、市民を含め多様な関係者の意見を集約する情報窓口を設けるものとする。

さらに、計画策定・推進機関である沿岸域圏委員会が整備する双方向型情報共有システムについて、その整備方針を示した上で、これらの情報等を一元的に管理するものとする。さらに、各沿岸域圏委員会に対し個々のシステムの運用に係る必要な指導、助言を行うなど情報支援に努めるものとする。

また、住民等一般の人からの意見については、広域管理指針や沿岸域圏総合管理計画の策定やゾーニングの実施など重要な局面においてパブリック・インボルメントや地元説明会の開催などを通じて広域管理協議会及び沿岸域圏委員会において幅広く聴取し集約するとともに、さらに多様な関係者を対象とした沿岸域に関するアンケート

調査，各種懇談会，シンポジウム，イベントの実施等の情報発信を継続的に行うことで，沿岸域の概念，基本理念，当該計画の周知徹底と「参加と連携」の意識啓発に努めるものとする。

[広域管理指針における情報収集・整理・公開体制イメージ]



5. 広域管理指針の実行の確保

本広域管理指針は，関係団体と十分な連携と調整を行いながら，瀬戸内海沿岸域の多様な主体が参画した枠組みによって，瀬戸内海沿岸域全体の概ねの総意として，個々の沿岸域圏が沿岸域圏総合管理計画を策定し実践していく上での総合管理の基本的な方向や個々の沿岸域圏では対応が困難な広域的な施策の方針を取りまとめたものである。

従って，本指針の重要性に鑑み，広域管理協議会の構成員となる団体以外の多様な関係団体においても本指針が尊重されるとともに，今後，本指針に基づき各種の総合管理に関する基本的な施策の方向が決定されていくことを深く認識し，これに積極的な協力がなされるよう，各種団体に対して要請していくものとする。

また，民間企業等に対しても本指針に対する積極的な協力を要請するとともに，本指針に適合する民間の施策については，関係団体が積極的な協力・支援を行っていくこととする。

さらに，本指針は，瀬戸内海沿岸域全域の市民等が広範囲に参画することによって策定されたものであることから，市民等が行動する上での規範となるものであり，市民等においても本指針に規定している施策の実現に積極的に協力することが求められる。

なお，実績と経験を積み重ねながら，本指針の実効性を検証し，条例又は法令によって対処しなければならない課題等が存在すれば，現行制度による対応の是非を精査した上で，制度化を検討していくものとする。

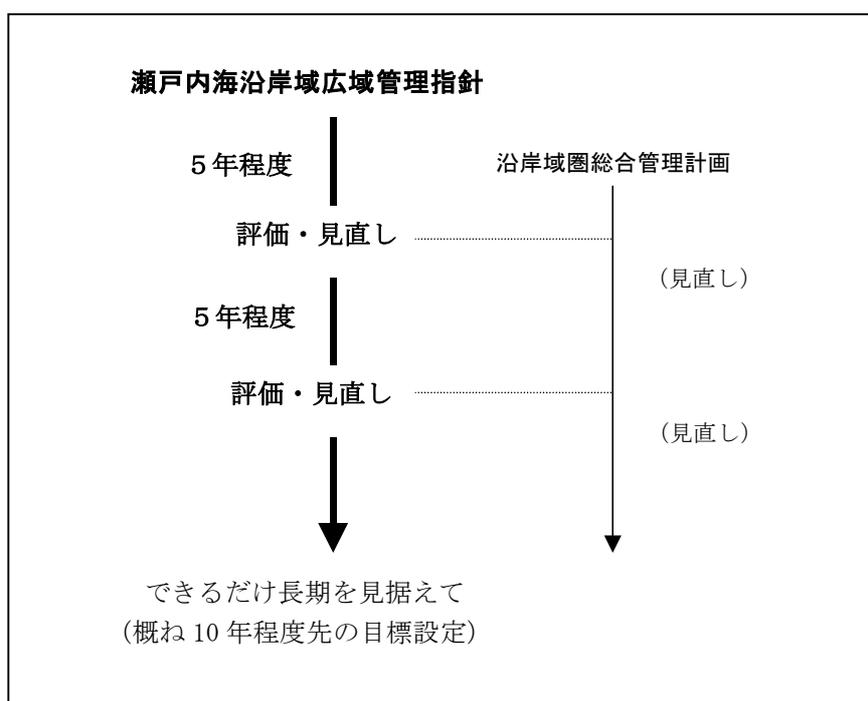
第5章 広域管理指針の見直し等

1. 広域管理指針の見直し

広域管理指針は、社会情勢の変化、技術水準の発達及び各種個別具体の施策との整合性を図る観点から、当該指針の妥当性及び実効性を考慮し、5年ごとに見直すこととする。

また、沿岸域圏総合管理計画の動向等を踏まえ、広域管理指針の必要な改定を適宜行うこととする。

[広域管理指針の見直し手順]



2. 沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会からの広域管理指針の変更要請に対する対応

沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会から広域管理指針の変更について要請があった場合には、必要に応じて、広域管理指針の見直しを行うものとする。

1－2 モデル瀬戸内海沿岸域広域管理協議会設置要綱（案）

（注）本要綱は、瀬戸内海沿岸域を対象とした総合管理のケーススタディ調査の結果によって導かれた試行的なものであり、実行等を約束するものではありません。

目 次

(名称)	89
(対象範囲)	89
(目的)	89
(所掌事務)	89
(構成)	89
(期間)	90
(会長及び副会長)	90
(協議会の会議)	90
(関連組織)	90
(公開)	91
(事務局)	91
(事務局の所掌事務)	91
(経費の支弁)	92
(運営細則)	92
附 則	92

(名称)

第1条 この協議会は、瀬戸内海沿岸域広域管理協議会（以下「協議会」という。）という。

(対象範囲)

第2条 協議会で検討する瀬戸内海沿岸域広域管理指針（以下「広域管理指針」という。）の対象範囲は、中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域とする。

(目的)

第3条 協議会は、中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域において環境の保全・再生と、環境と調和した秩序ある利活用を通じて、貴重な環境資源と地域の経済活動が集中する瀬戸内海の再生と活性化を図り、真に持続的発展が可能な瀬戸内海を構築するため、瀬戸内海沿岸域の総合管理を広域的に推進することを目的として設置する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域管理指針の策定及び見直し
- (2) 沿岸域圏総合管理計画の策定支援及び沿岸域圏総合管理計画間の調整
- (3) 沿岸域圏委員会及び沿岸域圏委員会を設置しようとする者に対する指導及び助言
- (4) 環境修復技術等総合管理を推進する上での広域的課題に対する調査研究、広域的な情報交換、関係機関への協力要請
- (5) 前各号に掲げるもののほか、瀬戸内海沿岸域の総合管理を達成するために必要な事項

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域に関係する住民関係者
 - (2) 中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域に関係するNPO関係者
 - (3) 中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域に関係する漁業者代表
 - (4) 中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域に関係する企業代表
 - (5) 瀬戸内海沿岸域に関し専門的知識を有する者
 - (6) 中国・四国地方の瀬戸内海沿岸域の関係県及び関係市町村
 - (7) 国
- 2 前項の委員は〇〇名以内とする。

(期間)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は非常勤とする。

4 委員は、任期満了後にあっても後任者が選任されるまでは、引き続き、その職を行う。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会の事務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代理する。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員全員の同意により決するものとする。

4 会長は、会議の進行に際して、必要に応じて、学識経験者、瀬戸内海沿岸域に隣接する地方公共団体の代表者その他の関係者の出席を要請することができる。

5 会長は、瀬戸内海沿岸域に隣接する地方公共団体の代表者その他国及び地方公共団体の代表者又はこれらの指名する職員が会議における発言を求めたときは、会議の進行に著しい支障がない限り、これを認めなければならない。

(関連組織)

第9条 協議会の適切かつ円滑な運用を図るため、協議会の下に、必要に応じて、次の委員会その他の総合管理を円滑に進めるための委員会等を置くことができる。

(1) 支援調整委員会

(2) 技術専門委員会

(3) 行政連絡委員会

2 前項第1号の支援調整委員会は、沿岸域圏総合管理計画の策定など地域の取組に対する支援を行うとともに、各地域の計画の間に問題が生じた場合に必要な調整を行うことを目的として設置するものとする。

- 3 第1項第2号の技術専門委員会は、環境修復技術など沿岸域管理上の広域的課題に対する調査研究、広域的な総合影響等に関する評価・分析など技術的・専門的な見地から検討を行うことを目的として設置する。また、策定される広域管理指針に対しても、客観的な立場から、その妥当性等について判断し提出するものとする。
- 4 第1項第3号の行政連絡委員会は、個別法、個別計画などを所管し、沿岸域の総合管理に係る行政機関との連絡調整を円滑に実施することを目的として設置するものとする。

注1：支援調整委員会の構成員は、原則として、瀬戸内海沿岸域広域管理協議会の委員及び各沿岸域圏委員会の代表者とする。

注2：技術専門部会の構成員は、原則として、瀬戸内海沿岸域広域管理協議会の委員及びその他の科学的知見を有する有識者とする。

注3：行政連絡委員会の構成員は、瀬戸内海沿岸域広域管理協議会の委員，その他国，県等の関係行政機関の担当部局とする。

(公開)

第10条 協議会及び関連委員会の会議又は議事録は、原則として公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、〇〇県とする。

(事務局の所掌事務)

第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 各沿岸域圏委員会との連絡調整
- (2) 瀬戸内海沿岸域に係る情報の収集・管理
- (3) 第8条に規定する会議の議事に関する事務
- (4) 第10条に規定する会議の議事要旨の作成及び公開に関する事務

(5) その他協議会が付託する事務

(経費の支弁)

第 13 条 協議会の経費は、関係県の負担金をもって充てる。

(運営細則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員全員の合意により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

瀬戸内海沿岸域広域管理協議会 委員名簿

住民関係者	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
市民団体等NPO関係者	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
企業代表	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
漁業者代表	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
有識者	〇〇	〇〇 (専門：環境)
	〇〇	〇〇 (専門：経済)
	〇〇	〇〇 (専門：海洋)
国土交通省	〇〇	〇〇
農林水産省	〇〇	〇〇
環境省	〇〇	〇〇
関係県	〇〇	〇〇 (岡山県)
	〇〇	〇〇 (広島県)
	〇〇	〇〇 (山口県)
	〇〇	〇〇 (徳島県)
	〇〇	〇〇 (香川県)
	〇〇	〇〇 (愛媛県)
関係市町村	〇〇	〇〇 (岡山県△△市)
	〇〇	〇〇 (広島県△△市)
	〇〇	〇〇 (山口県△△市)
	〇〇	〇〇 (徳島県△△市)
	〇〇	〇〇 (香川県△△市)
	〇〇	〇〇 (愛媛県△△市)

〔想定される関係委員の役割について〕

関係委員	役割
市民	沿岸域における日常的な生活者として、沿岸域が抱える課題とあるべき姿について、率直な考え方、将来イメージ等を示す。
市民団体等NPO	市民活動等で得たノウハウや経験を通じて、沿岸域が抱える課題とその要因を分析し、各地域での取組（モニタリング、環境教育等）、今後果たし得る役割等について情報発信する。
漁業者・漁業団体	海の環境監視のプロの立場から、漁業活動を通して知り得る海岸・海域の現状、自らの取組（漁場造成、観光漁業、利用ルール）、今後果たし得る役割等について情報発信する。
企業・各種団体	沿岸域に立地する企業または関連する団体として、産業動向、技術革新の動向、総合管理施策事業への技術参画、地域振興策等について情報発信を行う。
有識者	科学的かつ専門的見地から、瀬戸内海沿岸域の現況、本指針の妥当性・各地域の計画策定状況等を論理的、客観的に評価するとともに、必要な技術支援及び研究開発を促進する。
行政機関	広域的な総合管理システムを推進する立場から、今後進むべき方向性について行政としての考え方を示すとともに、管理組織体の円滑かつ効率的な事務運営、総合調整役としての機能を果たす。

〔協議会委員の選出について〕

〈具体的な協議会委員の例〉

各県から住民関係者，NPO関係者を各1名ずつ選出，漁業代表2名（中国側1名，四国側1名），企業代表2名（中国側1名，四国側1名），有識者3名（環境，経済，海洋），国1名，県6名（中国側3名，四国側3名），市町村6名（中国側3名，四国側3名）

〈委員の選定方法の例〉

また，委員の選任に当たっては透明性，代表性，公平性，中立性を確保する観点から，次のいずれかの方法又はいずれかの方法を組み合わせた方法によるものとする。

1. 行政機関以外の委員を全て公募制で選任
2. 委員を選出する分野，機関ごとに代表者を選任
 - ・ 住民……原則として公募制により選任
 - ・ NPO……NPOの代表者会議により選任
 - ・ 漁業団体…漁協の代表者会議により選任
 - ・ 企業団体…商工会議所，経済連合会など経済団体が互選等により選任
 - ・ 有識者……学識経験を有する者を選任
3. 意欲のある者を広く募り，選挙等で選任

この場合，各県の住民関係者，NPO関係者の選定に当たっては，特に，透明性，中立性，代表性，公平性の確保に留意するとともに，適正な委員会運営を担保する観点から，有識者の人選に際しては，技術的・専門的な見地から客観的な視点を持つ者を選定するように努めるものとする。

また，広域管理協議会の委員数は，委員会の適切かつ円滑な運営を図る観点から最大30～35名程度の構成とするものとする。

モデル広域管理指針の策定要領（案）

1. 広域管理指針の策定及び公表

広域管理指針を策定する場合には、瀬戸内海沿岸域の特性、抱える課題、社会的な要請等を精査するとともに、当該沿岸域に隣接する地域の状況等に十分配慮して策定することとする。

また、原案の段階から、随時、情報公開や広範な主体の意見聴取等を実施し、多様な主体の意見を十分に盛り込みつつ、策定することとする。

広域管理指針を策定した場合には、速やかにこれを公表することとする。

2. 沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会からの広域管理指針の見直し要請に対する対応

広域管理指針を見直しする場合は、策定の手続を準用するものとする。

協議会は、広域管理指針の策定から5年を経過した場合、沿岸域圏総合管理計画を策定した沿岸域圏委員会から広域管理指針の見直しについて要請があった場合には、必要に応じて、広域管理指針の見直しを行うものとする。

3. 広域管理指針の承認

広域管理指針を策定又は見直したときは、速やかに、瀬戸内海沿岸県知事の承認を受けるものとする。

4. 関係機関への要請

広域管理協議会は、広域管理指針を策定及び見直したときは、広域管理指針の実効性を確実なものとするため、国、地方公共団体等の関係行政機関へ本指針に対する尊重と協力について要請するものとする。

また、広域管理指針の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、関係行政機関、関係団体等関係者に対して、既存の施策等の見直し等を要請するものとする。

第2部 モデル福山沿岸域圏総合管理計画の在り方

2-1 モデル福山沿岸域圏総合管理計画（案）

(注) 本モデル計画は、福山沿岸域圏を対象とした総合管理のケーススタディ調査の結果によって導かれた試行的なものであり、実行等を約束するものではありません。

目 次

第1章 沿岸域圏総合管理計画の目的等	99
1. 計画の目的	99
2. 当該沿岸域圏の特性と役割	99
3. 対象範囲	102
4. 目標期間	103
5. 基本理念（全体目標）	103
6. 行動目標	104
第2章 総合管理施策	105
1. ゾーニング及び総合管理施策について	105
(1) 福山沿岸域圏全体の地域分けと基本目標の設定について	105
① 地域分けと地域ごとの課題	105
② 各地域の基本目標	105
(2) 各地域のゾーニング及び実施すべき総合管理施策について	109
① J F E スチール敷地～箕沖地域	109
② 内海地域	114
③ 海域全般（特に福山港沖合及び松永湾）	119
④ 芦田川河口堰～田尻地域	119
⑤ 鞆の浦～阿伏兔観音地域	119
⑥ 沼隈地域	119
⑦ 松永地域	119
2. 沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和	120
3. 調査・研究の推進	120
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開	120
5. 地域支援体制の構築及び地域支援	121
6. 沿岸域圏委員会の役割	123
7. 沿岸域圏総合管理計画の実行の確保	124
第3章 沿岸域圏総合管理計画の実行、管理及び見直し	126
1. 沿岸域圏総合管理計画の実行と管理	126
2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し	126

本計画は、別添設置要綱に基づき設置された〇〇沿岸域圏委員会において、関係者の合意を踏まえ、策定されたものである。

第1章 沿岸域圏総合管理計画の目的等

1. 計画の目的

広域管理指針に基づき策定する福山沿岸域圏総合管理計画は、広域管理指針において示された当沿岸域圏の課題と役割に的確に対応するため、

- (1) 当沿岸域圏が、現在及び将来の市民にとって、かけがえのない財産であることを深く認識し、その恵みを世代を越えて享受できるようにすること、
- (2) そのためには、美しく安全で生き活きとした姿の沿岸域を復元・創造し、次世代へ継承すること、
- (3) さらには、各主体の参画のもと、良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の調和を通じて、多様な地域資源を活かし、魅力ある自立的な地域を形成すること、を旨として、当該地域の多様な主体の参画・協働によって、環境の保全・再生と、環境と調和した秩序ある利活用を推進し、自然、文化、歴史など貴重な地域資源と地域の経済活動その他諸活動が集中する当該沿岸域の再生と図り、真に持続可能な福山沿岸域圏を構築することを目的として策定する。

2. 当該沿岸域圏の特性と役割

(1) 福山沿岸域圏の特性

当該沿岸域圏は、鉄鋼、化学、造船、港湾物流をはじめ漁業、リサイクル、レクリエーション等の利用が行われており、こうした産業集積・技術を活用して、低未利用地における新規産業の創出等環境と融合した多面的な利活用を推進する上で、大きなポテンシャルを有している。また、南部の鞆の浦、内海等には、優れた景観や干潟・藻場など豊かな生態系からなる自然環境が残されている。

こうした中で、福山沿岸域圏は、自然海岸や干潟・藻場の減少、赤潮の発生に加え、漁業の低迷や、昨今の経済の長期低迷等と相まって、重厚長大産業を中心に製造品出荷額が減少し、埋立地の低未利用地も多く点在するなど、内海地域をはじめとする自然環境の保全・再生や漁業の振興、多様な産業が集積しているJFEスチール敷地～箕沖の産業再生が大きな課題となっている。このほか、鞆の浦の歴史・文化・景観と調和した街づくりや、芦田川の水質改善の遅れ等の課題もある。

① 自然海岸

福山沿岸域圏における海岸線は、合計 111.51 km（福山市 72.70km, 内海地域 27.95 km, 沼隈町 10.86km）である。そのうち自然海岸は、合計 33.91 km（福山市 24.60km, 内海地域 8.20 km, 沼隈町 1.11km）と島嶼部には多く存在しているものの、全体としては少ない状況にある。

② 干潟

福山沿岸域圏における干潟の合計は 278ha である。内海地域の沿岸沿いのほか、松永湾一帯、さらには廃棄物処理用地として埋立計画の対象となっている芦田川河口域などにまとまって分布している（平成 3 年現在）。昭和 53 年調査時からの減少分は、埋立等約 71ha であり、特に、松永湾において干潟の改変が多くみられる。一方で、松永湾周辺及び内海地域横田港では、国土交通省の直轄事業並びに広島県の海域環境創造整備事業により、人工干潟の造成事業が進められており、アサリ漁場としての効果等が期待されている。

③ 藻場

福山沿岸域圏における藻場の合計は 27ha である。内海地域北部の沿岸沿い及び走島（福山市）が主な分布域となっている（平成 3 年現在）。昭和 53 年調査時において、芦田川河口域以南の沿岸沿いに点在していた藻場は、工業利用のための埋立等により 10ha ほど消滅しているほか、内海地域でも 2ヶ所の消滅が確認されている。

④ 水質

福山沿岸域圏の水質（COD 年平均值）については、流入負荷量（河川流入 COD）が生活系、産業系ともに減少傾向にあるにもかかわらず、ほぼ横ばいで推移しており、改善が遅々として進まない状況をうかがわせる。

⑤ 人口変化率の推移

福山沿岸域圏の人口は、広島県全体と比較した場合、モデル沿岸域の人口変化率は一貫して県全体を上回って成長してきている。ただし、近年は増加テンポの大幅な鈍化がみられる。

⑥ 産業（製造業）

福山沿岸域圏は、高度成長期に工業整備特定地域として、産業基盤整備が重

点的に整備されたことにより、この地域の製造業は、他地域と比較しても非常に高い成長を示してきた。しかし、バブル崩壊以降、厳しい社会経済情勢の中、低下傾向で推移しており、平成12年には製造品出荷額で約1兆4,796億円となっている。

広島県内における福山沿岸域圏の製造業のシェアをみると、平成8年以降の不況期において製造品出荷額等自体は減少しているものの、県内シェアは徐々に上昇し、平成12年には20.5%となっており、当該地域の産業基盤の強固さがうかがえる。

⑦ 観光・海洋性レクリエーション

福山沿岸域圏は次のような観光資源を抱えている。

ア 福山駅北の歴史・文化

福山城の周囲に、県立歴史博物館、ふくやま美術館、ふくやま文学館等が集積し、歩行者回遊環境整備がなされている。

イ みろくの里

沼隈町内に立地するアミューズメントパークであり、本地域内では観光集客力が最も大きい（観光統計で把握されている資源内での比較）。

ウ 鞆の浦

朝鮮通信使による瀬戸内の寄港地の中で最も重要視されていた地域であり、仙酔島と一体的となって伝統的な瀬戸内海の景観を形成している。歴史的な建造物や街並みが残されている。観光鯛網漁などの伝統行事も継承されており、瀬戸内海の中でも歴史的な素材や文化性を残している地域である。

エ 内海地域

橋で本土と結ばれているが、周囲を海に囲まれた島であることから、最も海洋性レクリエーション資源に富んだ地域である。特に自然海岸の多い横島には、海水浴場、潮干狩り、底引き網観光などの海洋性レクリエーション資源が富んでいる。

(2) 広域管理指針で示された福山沿岸域圏の役割

上記の課題を踏まえ福山沿岸域圏の役割としては、その地域特性から、次のとおりである。

- ① JFEスチール㈱をはじめとする既存産業の再生とリサイクル産業を中心とした新たな産業集積の場の創出
- ② 干潟・藻場等の自然環境の再生と漁業の再生
- ③ 鞆の浦における貴重な歴史・文化・景観資源と調和した街づくりの推進
- ④ 芦田川の水質改善

3. 対象範囲

福山沿岸域圏総合管理計画が対象とする範囲は、沿岸域における自然の系の連続性（流域系，流水系，流砂系，干潟，藻場，野生生物の生育・生息場所などの自然環境，自然景観等），防災（海岸保全区域，海岸侵食等），産業活動（漁業，工業，商業等），海上交通（船舶航行，港湾区域等），海洋性レクリエーション活動（自然公園，遊漁海域，海水浴等），文化・歴史・芸術拠点，低未利用地の連続性などの地域特性を十分に勘案し，福山市及び沼隈町など市町村境界など地理的な面での利害関係者の集まりやすさ，既存の地域単位の各種事業計画・施策，市民活動等との関連の深さなどを考慮して，次の図に示す範囲を当該計画の対象範囲とする。

〔福山沿岸域圏総合管理計画が対象とする範囲〕



4. 目標期間

広域管理指針の改定に準じ、概ね10年程度先の平成25年度を目標年度として設定する。

5. 基本理念（全体目標）

～総合管理を通じて地域の沿岸域が目指すべきビジョン～

福山沿岸域圏は、鉄鋼、造船など「ものづくり」を柱とした高度な技術と裾野の広い産業集積がみられる一方で、漁業活動や海洋レクリエーション、豊かな自然海岸や美しい自然景観、鞆の浦に代表される歴史・文化的資源など、多種多様な利用形態と保全すべき貴重な自然環境が存在している。このような沿岸域を健全で潤いと魅力にあふれ活力あるものとして、持続性が確保された状態で次世代へ継承していくため、次のとおり基本理念を設定し、環境の保全・修復と、環境と調和した秩序ある利用を通じた沿岸域の総合管理を図っていくものとする。

〈基本理念：全体目標〉

- 環境から産業を生み出す魅力と活力に満ちた

「びんご活性拠点」の創出

(環境産業の育成・創出や自然とのふれ合いの場の創出、環境に優しい

賑わい利用など多目的利用の促進)

[他に考えられる基本理念の例]

- 地域に育まれた環境・生活・歴史・文化資源の保全と利用の調和により、
観光客を引きつける魅力に溢れた「びんごツーリズム」の形成
(環境、歴史・文化資源の保全・保存、地域に育まれた生活、風景などを
活かしたツーリズムゾーンの形成)
- 干潟、藻場の再生による美しい海の創出と漁業の振興
(環境再生による昔慣れ親しんだ頃の海を創出/漁場の整備による漁業振興の促進)
- 人と自然とのふれ合いの場の創出による豊かな環境と共生する「びんごづくり」
(親水海岸、環境と調和したウォーターフロントの整備を通じた環境と共生したまちづくり)

6. 行動目標

沿岸域圏総合管理計画の行動目標について、前記基本理念を踏まえ、以下のとおりとする。

〈行動目標〉

- ・干潟，藻場を現在の〇〇ha から〇〇ha に復元
- ・環境，体験学習の機会を年〇回以上実施
- ・低未利用地の産業促進ゾーンへ環境企業を〇社以上誘致
- ・環境修復事業での水砕スラグ利用量を〇〇トンに増加
- ・最終処分場〇〇ha を整備

[他に考えられる行動目標の例]

- ・高度成長期以前の環境の状態に復元
- ・漁獲量を平成元年ベースに回復
- ・地域経済の実質成長率を+〇〇%に増加
- ・観光客数を〇〇%増加
- ・外国人観光客を〇〇千人増加
- ・人と自然とが触れ合える水辺空間を〇〇%創出
- ・真に社会的公益性のあるものを除き原則埋立禁止
- ・港湾埠頭へマイナス〇〇m岸壁を整備
- ・国際物流貨物量を年間〇〇〇トン増加

第2章 総合管理施策

1. ゾーニング及び総合管理施策について

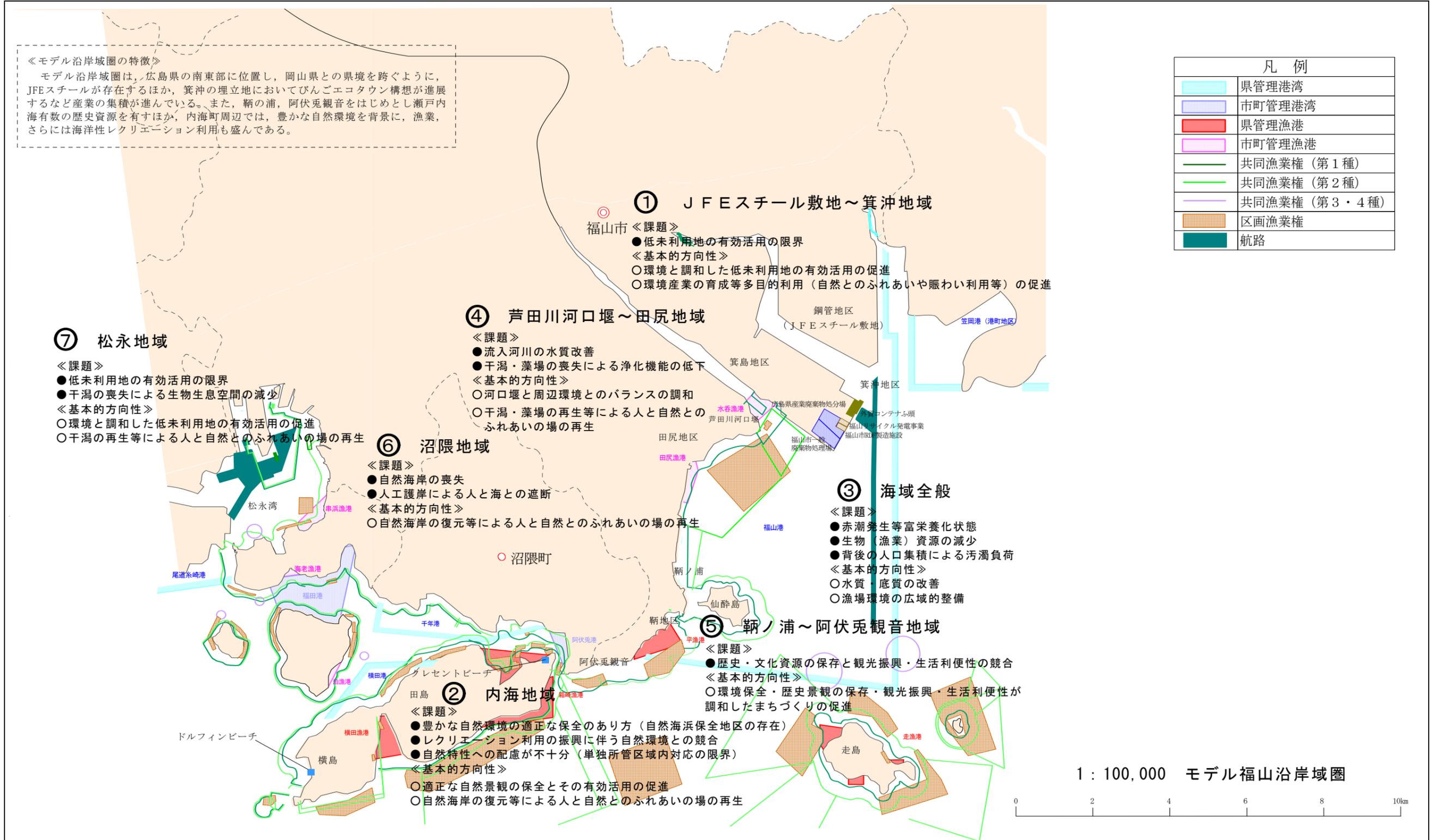
(1) 福山沿岸域圏全体の地域分けと基本目標の設定について

① 地域分けと地域ごとの課題

当該沿岸域全体について現地調査，ヒアリング調査及び文献調査等を実施した。その結果，対象沿岸域のうち，自然的，社会的，経済的，文化的諸条件や居住環境等を踏まえ，一定のまとまりがあると考えられる地域を，次ページの①～⑦のとおり区分する。また，各種調査を踏まえ，それぞれの地域が抱える課題は次ページの①～⑦に掲げるとおりである。

② 各地域の基本目標

各地域の特性を踏まえ，沿岸域委員会が中心となって地元説明会，公聴会，福山市民への意見聴取など合意形成手続を経て行った福各地域ごとの基本目標は次ページの①～⑦に掲げるとおりである。



(2) 各地域のゾーニング及び実施すべき総合管理施策について

① JFEスチール敷地～箕沖地域

同地域は、広島県と岡山県に跨って立地するJFEスチール(株)のほか、箕島工業団地、さらには、特区によりリサイクル産業の集積や国際物流機能の強化を目指す箕沖地域(埋立地)が存在するなど、工業的な利用に特化した土地利用が行われており、用途地域もほとんどが工業専用地域に指定されている。

一方、福山沿岸域圏の製造品出荷額は平成3年をピークに漸減しており、JFEスチール(株)では、低未利用地を抱え、その有効活用が課題となっている。

また、箕沖地域では、芦田川浄化センターや廃プラスチックの高炉原料化施設、食品トレー等の各種リサイクル施設の集積が見られ、現在、びんごエコタウン実行計画(平成13年度)に基づき、その中核施設となるRDF発電施設の整備が進められているなど、地域に培われたものづくり産業(動脈産業)の集積を活かしながら、リサイクル産業(静脈産業)をはじめとする新産業の育成が図られている。さらに、平成15年5月には構造改革特別区域に位置付けられ、今後各種規制に対する特例措置が認められる。

また、箕沖埋立地の南西側には、治水・利水を目的とした芦田川河口堰があり、河口部とその周辺では、水呑町漁協に所属する漁業者がアサリ漁業などを営んでいる。

〔JFEスチール敷地～箕沖地域のゾーニング結果〕



《関連する施策》

ゾーン	関連する施策
環境保全ゾーン (流域含む)	①広域的な干潟・藻場・浅場造成事業(ミティゲーション手法の導入), 芦田川流域の広域的・一体的な土砂管理(バランスが保たれた土砂・栄養の補給)
環境修復ゾーン (流域含む)	②水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策(生活・産業排水処理, モニタリング, 森林造成) ③汚染抑止に向けた普及・啓発活動(流域河川を含めた利用モラルの向上), 環境教育, 海岸・海底ゴミ清掃活動
産業活動促進ゾーン	④国際物流拠点の形成に向けた港湾整備(関連道路整備含む) ⑤広域的な静脈物流システムの構築による循環型社会の形成(特区等による規制緩和, 研究開発支援) ⑥豊かな自然環境を享受できる多目的親水空間の創造(環境学習拠点等の整備・環境技術の実証試験の推進等) ⑦国際競争力強化に向けた産業活性化(規制緩和等)
港湾振興ゾーン	⑧隣接港との機能分担に基づいた港湾整備(関連道路整備含む) ⑨水質環境, 都市景観等に配慮した港湾整備
低未利用地環境創造ゾーン	⑩付加価値の高い低未利用地の有効活用(新産業の誘導や自然とのふれ合いの場の創出, 特区等による規制緩和, その他誘因策等)
海洋性レクリエーション振興ゾーン	⑪海岸線方向に連続したパブリックアクセスの整備 ⑫ボートパーク整備(約1,000隻の放置艇対策) ⑬沿岸域利用ルールの設定(漁業とレクリエーション利用との調整, 海岸・海底ゴミの回収等)
生活・文化振興ゾーン	⑭地域間の交流, まちづくり(コミュニティ)基盤整備
安全・防災, 流域管理ゾーン	⑮ 海岸・河川における防災・避難システム構築 ⑯広域的な海岸保全施設の整備(既存施設の適正な維持及び修築・改修)

※1 斜体はソフト施策。

※2 太字は, JFE スチール敷地~箕沖地域が抱える地域課題を踏まえ, 総合的管理の観点から, 特に重要と思われる施策。

〔関連する施策の優先順位について〕

福山沿岸域圏の総合管理に向け, 広域管理指針に示された課題と役割, 地域特性から導き出される当地域の方向性は, 概ね次のとおりである。

当地域には, 昭和39年の備後工特指定以来, 電力, 鉄鋼, 造船, 化学等の動脈産業が集積し, また, オンリーワン, ナンバーワン企業も多数輩出するなど, 高度な技術と裾野の広い産業群が形成されている。

しかしながら、長期間にわたる構造的な不況のなかで、産業の再生が喫緊の課題となっており、今こそ、総合管理を通じて、培われた技術や蓄積されたノウハウを新たな視点から徹底的に引き出し、環境関連産業をはじめ国際競争力を持った新規成長産業の創出や広域静脈物流の拠点の創出など、低未利用地の有効活用等を通じて活力に溢れた産業再生の場を創造していく。

これと同様に、備後圏域の広域的な課題となっている芦田川を中心とした水質改善や広域的な土砂管理対策、沿岸域に暮らす住民の生命、財産を守るための防災対策に取り組んでいく。

次に、福山市内中心部には、瀬戸内海とふれ合える水辺空間がないことから、広大な低未利用地等を中心に、市民が集い、自然とのふれ合いや、環境学習や体験学習等ができる多目的の機能を有した親水空間を創造する。

また、地域の水辺空間の景観を損ない、地域の悩みの種となっている放置艇対策、ゴミ問題や釣りや海洋レジャーを楽しむ利用者間のトラブル等を解決するためのルールづくり、さらに、こうした沿岸域の保全と利活用を推進するため、必要な人材育成とともに、企業、漁業者、住民、行政等多様な主体が参画する協働の枠組みを創出する。

以上の観点から、総合管理施策は、これらの地域の方向性を踏まえ、今後、基本的には、以下の通りの順に基づき、適切に実施していくこととする。ただし、個々の事業の熟度に応じて実行可能な状態にあるものは、優先順位に拘わらず、直ちに実行に移すものとする。

《最優先で実施すべき総合管理施策》

- ・付加価値の高い低未利用地の有効活用（新産業の誘導や自然とのふれ合いの場の創出、特区等による規制緩和、その他誘因策等）
- ・国際物流拠点の形成に向けた港湾整備（関連道路整備含む）
- ・広域的な静脈物流システムの構築による循環型社会の形成（特区等による規制緩和、研究開発支援等）
- ・芦田川を中心とした水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策（生活・産業排水処理、モニタリング、森林造成）
- ・芦田川流域の広域的、一体的な土砂管理（バランスが保たれた土砂・栄養の補給）
- ・海岸・河川における防災・避難システムの構築

《優先的に実施すべき総合管理施策》

- ・豊かな自然環境を享受できる多目的親水空間の創造
(環境学習拠点等の整備・環境技術の実証試験の推進等)
- ・沿岸域利用ルールの設定(漁業とレクリエーション利用との調整, 海岸・海底ごみの回収等)
- ・汚染防止に向けた普及・啓発活動(流域河川を含めた利用モラルの向上, 環境教育, 海岸・海底清掃活動等)
- ・ボートパーク整備(約1,000隻の放置艇対策)

《中長期的な観点から実施すべき総合管理施策》

- ・広域的な干潟・藻場・浅場造成事業(ミティゲーション手法の導入)
- ・海岸線方向に連続したパブリックアクセスの整備
- ・地域間交流, まちづくり(コミュニティ)基盤の整備
- ・広域的な海岸保全施設の整備等(既存施設の適正な維持及び修築・改修)

《各種総合管理施策に共通する事項》

- ・人材育成, 企業, 漁業者, 住民, NPO, 行政等多様な主体が参画する協働の枠組みの創出。

[関連する施策と各主体の役割について]

ゾーン	関連する施策	各主体・総合管理組織の役割						
		市 民	N P O	漁 業 者	企 業	有 識 者	行政 ・ 国 県 市	沿岸 域 圏 委 員 会
環境保全ゾーン (流域含む) 環境修復ゾーン (流域含む)	①広域的な干潟・藻場・浅場造成（ミティゲーション手法の導入）、広域のかつ一体的な土砂管理対策	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	②水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策（生活・産業排水処理事業、モニタリング、森林造成）	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	③汚染抑止に向けた普及・啓発活動（流域河川を含めた利用モラルの向上）、環境教育、海岸・海底ゴミ清掃活動	● 事業主体			○ 事業支援	● 事業主体		
産業活動促進ゾーン	④国際物流拠点の形成に向けた港湾整備（関連道路整備含む）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑤広域的な静脈物流システムの構築による循環型社会の形成（規制緩和、研究開発支援）	○ 情報協力		● 事業主体	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑥豊かな自然環境を享受できる親水空間の創造（環境学習拠点の整備・環境修復技術にかかわる実証試験の推進）	○ 事業協力		● 事業主体	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑦国際競争力強化に向けた産業活性化（規制緩和等）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
港湾振興ゾーン	⑧隣接港との機能分担に基づいた港湾整備（関連道路整備事業含む）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑨水質環境、都市景観等に配慮した港湾整備	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 情報協力	● 事業主体	○ 事業調整	
低未利用地環境創造ゾーン	⑩付加価値の高い低未利用地の有効活用（新産業の誘導や自然とのふれ合いの場の創出、規制緩和、その他誘因策等）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
海洋性レクリエーション振興ゾーン	⑪海岸線方向に連続したパブリックアクセスの整備	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑫ボートパーク整備（放置艇対策）	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑬海岸・海域利用ルールの設定（漁業とレクリエーション利用との調整、海岸・海底ゴミの回収等）	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体		
生活・文化振興ゾーン	⑭地域間の交流、まちづくり（コミュニティ）基盤整備	○ 情報協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
安全・防災、流域管理ゾーン	⑮海岸・河川における防災・避難システム構築	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑯水質環境、都市景観等に配慮した広域的海岸保全整備、既存施設の適正な維持及び修築・改修	○ 情報協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	

※有識者の「事業評価」には、「情報協力」も含まれる。

② 内海地域

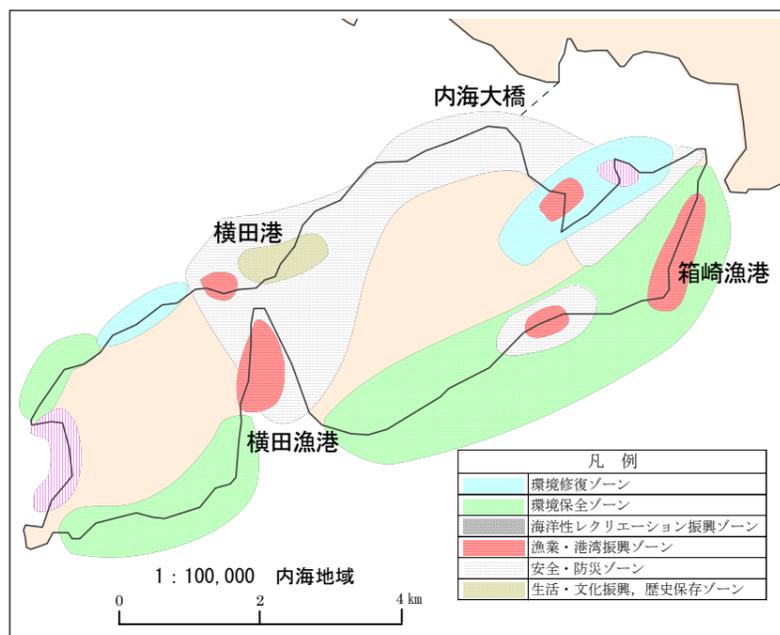
同地域内には、箱崎、グイビ、横山といった広島県自然海浜保全地区や魚つき保安林などが存在し、美しい景観を有した貴重な自然環境が人々の心にやすらぎや潤いを与えている。

しかし、このように豊かな自然環境を残す同地域内でも、昭和 53 年から平成 2 年までに干潟約 4 ha、藻場約 1 ha がそれぞれ消滅しており、現存する干潟・藻場の保全が望まれている。

産業面においては、箱崎漁港、横田漁港等が存在しており、漁業を利用した観光振興（定置網・底曳網観光等）にも取り組んでいる。一方、海域におけるレクリエーション利用の振興に伴い、横田地域周辺では放置艇問題、さらには漁業と水上バイクとの海面利用上の競合問題も指摘されている。

また、同地域北岸ではミティゲーション事業と併せてクレセントビーチやフィッシュアリーナ等、利用ニーズに即した整備がなされている。

[内海地域のゾーニング結果]



《関連する施策》

ゾーン	関連する施策
環境保全ゾーン	①自然海岸の保全，自然の系に基づく広域的な干潟・藻場・浅場造成事業（ミティゲーション手法の導入，土砂管理）
環境修復ゾーン	②水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策事業（生活・産業排水処理事業，モニタリング，生物調査）
	③自然の系に配慮した自然再生手法の調査研究，汚染抑止に向けた普及・啓発活動（利用モラルの向上），環境教育，海岸・海底ゴミ清掃活動
海洋性レクリエーション振興ゾーン	④眺望場所の整備と森林管理事業，パブリックアクセス整備事業
	⑤豊かな自然環境を享受できる親水空間の創造事業（憩いの場，賑わいの場，海洋性レクリエーション拠点の整備等）
	⑥沿岸域利用ルールの設定（漁業とレクリエーション利用との調整，海岸・海底ゴミの回収等）
漁業・港湾振興ゾーン	⑦自然環境，海岸景観等に配慮した漁港整備の推進，漁場環境の保全と回復，栽培漁業・資源管理型漁業の推進
	⑧地産地消・高付加価値化に向けた流通基盤整備事業
	⑨自然環境，海岸景観等に配慮した港湾整備の推進
安全・防災ゾーン	⑩広域的な海岸保全施設の整備等（既存施設の適正な維持及び修築・改修）
生活・文化振興，歴史保存ゾーン	⑪眺望場所の整備と森林管理事業，パブリックアクセス整備事業
	⑫村上水軍，源平合戦等の拠点整備とネットワーク事業 定置網観光，底曳網観光の推進
	⑬地域間の交流，まちづくり（コミュニティ）基盤整備事業

※1 斜体はソフト施策。

※2 太字は，内海地域が抱える地域課題を踏まえ，総合的管理の観点から，特に重要と思われる施策。

〔関連する施策の優先順位について〕

福山沿岸域圏の総合管理に向け，広域管理指針に示された課題と役割，地域特性から導き出される当地域の方向性は，概ね次のとおりである。

当地域には，瀬戸内海特有の温暖な気候の中で，陸・島・海が織りなす美しく和やかな自然に恵まれ，風光明媚な漁業の町として，また，瀬戸内海の自然と文化，歴史の香りが漂う町として栄えてきた。

現在，横田漁港及び箱崎漁港の二大漁港によって，漁業活動が営まれているが，干潟，藻場，浅場などの漁業資源の減少や赤潮の発生等に伴って近年漁獲量が減少している。さらに，これまでの護岸整備等によって，瀬戸内海とふれ合うことのできる水辺空間も減少し，地域経済の長期低迷や少子高齢化等から，新たな地域振興策が求められているところである。

このため，まずは，沿岸域空間の美しい景観と干潟・藻場・浅場などの自然環境

の復元を通じた漁業の再生と自然とのふれ合いの場の創出に取り組むとともに、景観の眺望拠点や水辺空間へのパブリックアクセスの整備に取り組んでいく。

また、選択と集中によって、水産業の振興に必要な漁港等の社会資本の整備を進めるとともに、栽培漁業、資源管理型漁業の推進に取り組んでいく。

次に、沿岸域空間を、市民の憩いの場、賑わいの場として再生するとともに、自然環境を活用したレクリエーション機能を高めるとともに、高齢者等が住みやすい生活基盤の整備を図る。

また、海洋レジャーを楽しむ利用者間のトラブル等を解決するためのルールづくり、水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策を進めるとともに、自然の系の連続性を確保するための自然再生手法等の調査研究等に取り組んでいく。こうした沿岸域の保全と利活用を推進するため、必要な人材育成とともに、企業、漁業者、住民、行政等多様な主体が参画する協働の枠組みを創出する。

以上の観点から、総合管理施策は、これらの地域の方向性を踏まえ、今後、基本的には、以下の通りの順に基づき、適切に実施していくこととする。ただし、個々の事業の熟度に応じて実行可能な状態にあるものは、優先順位に拘わらず、直ちに実行に移すものとする。

《最優先で実施すべき総合管理施策》

- ・ 自然海岸の保全，自然の系に基づく広域的な干潟・藻場・浅場造成事業
(ミティゲーション手法の導入，土砂管理)
- ・ 眺望場所の整備と森林管理事業，パブリックアクセス整備事業
- ・ 自然環境，海岸景観等に配慮した漁港整備の推進，漁場環境の保全と回復，栽培漁業・資源管理型漁業の推進

《優先的に実施すべき総合管理施策》

- ・ 豊かな自然環境を享受できる親水空間の創造（憩いの場，賑わいの場，海洋性レクリエーション拠点の整備等）
- ・ 沿岸域利用ルールの設定（漁業とレクリエーション利用との調整，海岸・海底ごみの回収等）
- ・ 汚染防止に向けた普及・啓発活動（利用モラルの向上），環境教育，海岸・海底清掃活動等
- ・ 自然の系に配慮した自然再生手法の調査研究
- ・ 地域間交流，まちづくり（コミュニティ）基盤の整備

《中長期的な観点から実施すべき総合管理施策》

- ・ 広域的な海岸保全施設の整備等（既存施設の適正な維持及び修築・改修）
- ・ 地産地消，高付加価値化に向けた流通基盤整備事業

《各種総合管理施策に共通する事項》

- ・ 人材育成，企業，漁業者，住民，NPO，行政等多様な主体が参画する協働の枠組みの創出。

[関連する施策と各主体の役割について]

ゾーン	関連する施策	各主体・総合管理組織体の役割						
		市 民	N P O	漁 業 者	企 業	有 識 者	行政 ・ 国 県 市	沿岸 域 圏 委 員 会
環境保全ゾーン 環境修復ゾーン	①自然海岸の保全，自然の系に基づく広域的な干潟・藻場・浅場造成事業（ミティゲーション手法の導入，土砂管理）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	②水質・底質環境の改善に向けた水質汚濁防止対策事業（生活・産業排水処理事業，モニタリング，生物調査）	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	③自然の系に配慮した自然再生手法の調査研究（利用モラルの向上），環境教育，海岸・海底ゴミ清掃活動	● 事業主体			○ 事業支援	● 事業主体		
海洋性レクリエーション振興ゾーン	④眺望場所の整備と森林管理事業，パブリックアクセス整備事業	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑤豊かな自然環境を享受できる親水空間の創造事業，地域特性に応じた低未利用地の有効活用推進事業	○ 事業協力		● 事業主体	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑥沿岸域利用ルールの設定（漁業とレクリエーション利用との調整，海岸・海底ゴミの回収等）	○ 事業協力	● 事業主体	○ 事業協力		● 事業主体		
漁業・港湾振興ゾーン	⑦自然環境，海岸景観等に配慮した漁港整備の推進，漁場環境の保全と回復，栽培漁業・資源管理型漁業の推進	○ 情報協力	● 事業主体	○ 情報協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑧地産地消・高付加価値化に向けた流通基盤整備事業	○ 情報協力	● 事業主体	○ 事業協力	○ 情報協力	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑨自然環境，海岸景観等に配慮した港湾整備の推進	○ 情報協力	○ 事業協力		○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
安全・防災ゾーン	⑩広域的な海岸保全施設の整備等（既存施設の適正な維持及び修築・改修）	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
生活・文化振興，歴史保存ゾーン	⑪眺望場所の整備と森林管理事業，パブリックアクセス整備事業	○ 事業協力			○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑫村上水軍，源平合戦等の拠点整備とネットワーク事業，定置網観光，底曳網観光の推進	○ 事業協力	● 事業主体	● 事業主体	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	
	⑬地域間の交流，まちづくり（コミュニティ）基盤整備事業	○ 情報協力		○ 事業協力	○ 事業評価	● 事業主体	○ 事業調整	

※有識者の「事業評価」には、「情報協力」も含まれる。

③ 海域全般（特に福山港沖合及び松永湾）
（中略）

④ 芦田川河口堰～田尻地域
（中略）

⑤ 鞆の浦～阿伏兔観音地域
（中略）

⑥ 沼隈地域
（中略）

⑦ 松永地域
（中略）

2. 沿岸域圏総合管理計画と諸計画等の調和

沿岸域圏総合管理計画と関係する県，市町村及び国の行政機関その他の主体が策定した諸計画等及び今後，構築する各種施策とは調和が図られたものでなければならない。このため，必要に応じて諸計画等の見直しを行うこととする。

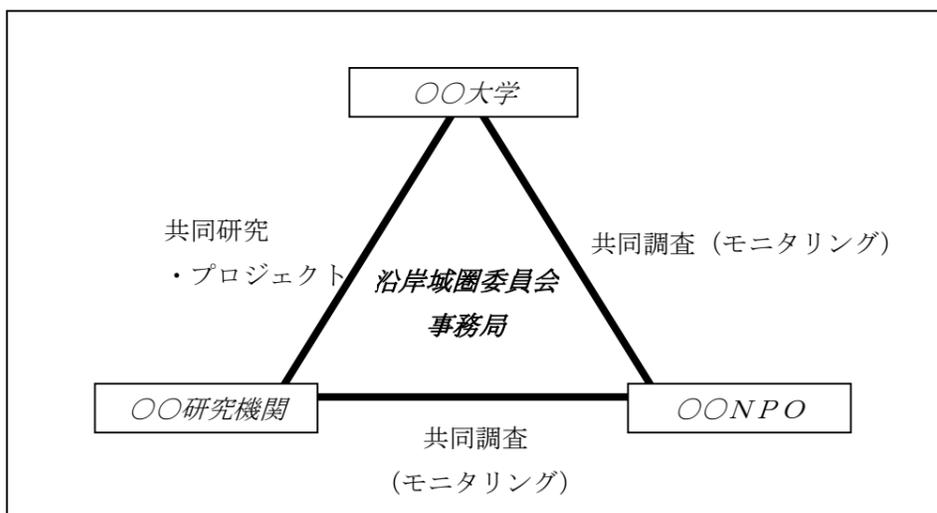
3. 調査・研究の推進

沿岸域圏委員会において，広域管理協議会さらには他の沿岸域圏委員会との連携・協働に基づき，沿岸域圏総合管理計画の推進に向け，ゾーニング，ミティゲーション，モニタリング，情報データベース（GIS）等の考え方，手法について，積極的に調査研究を進めるものとする。

さらに，開発保険制度（事業者が復元費用を管理主体へ預託），環境アドプト（市民，民間企業等が一定区画を「里親」として管理）といった新たな管理手法など新規分野に関して，社会実験等を通じた調査研究を進める。

なお，実際の調査・研究に際しては，当該沿岸域圏内外の関連行政研究機関，大学機関，民間研究機関等との連携を図るものとする。

〔調査・研究体制イメージ〕



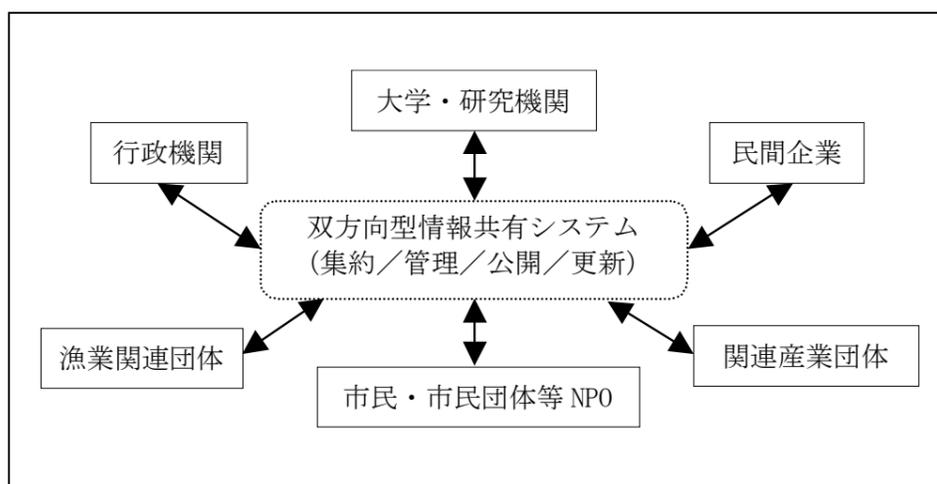
4. 情報の収集・整備・提供と情報公開

沿岸域圏委員会は，沿岸域圏総合管理計画の内容，進捗状況等について，一般住民を含め，広く情報提供する。さらに，計画の検討→決定→推進→見直しという一連の過程において，多様な関係者の意見を集約する，または関連NPO，漁業関連団体，民間企業等が有する情報，データ等を積極的に活用するための枠組み（双方向型情報

共有システム) を確立する。なお、意見集約の窓口並びに各種情報、データを一元化するシステムの管理については、広域管理協議会と連携しつつ、沿岸域圏委員会が担うものとする。

その際、市民・市民団体等NPO、漁業者・漁業団体、民間企業・企業団体、有識者など地域の関係主体を通じて、当該沿岸域圏の自然環境及び社会環境に係る地域レベルの情報を可能な限り収集・把握する。

[沿岸域圏総合管理計画における情報収集・整理・公開体制イメージ]



5. 地域支援体制の構築及び地域支援

地域の多様な主体が参画し、沿岸域圏委員会と協働して総合管理を進めるため、あらかじめ地域の取組を促進・体系化するマニュアルを作成し、地域が自主的かつ自発的な取組を継続できる体制を整備する。

特に、実効ある地域支援策の構築に向け、次の地域支援策について検討し、適宜実行に移していく。

[検討すべき地域支援策]

- ・ 地域から出てきたアイデアが計画に盛り込まれ、実践されること
- ・ 地域支援マニュアルに基づき、地域が自主的に取組方針を策定すること、
- ・ 沿岸域圏委員会と地域との間で取組方針に関する協定書を交わすこと
- ・ 地域活動に対する必要最低限の活動費を支援すること（活動費申請要綱の策定等）
- ・ 行政機関において活動費の財源を確保すること（支援費用は、保険加入費等）

[地域支援のイメージ]



[マニュアル例]

■ 沿岸域利用ルールの普及・啓発マニュアル

[概要]

利用者が安全・快適に沿岸域を利用するためのルールについて, 看板の設置, パンフレットの作成, 学校教育の充実 (総合学習の活用) 等により, 普及・啓発を図る。

[関係主体とその役割]

漁協・漁業者をはじめ, 港湾関連企業, 市民団体等 NPO・地域住民等様々な関係者が参加し, ルールの設定とその遵守, 及び監視, 評価を併せて行う。

■ 海岸ゴミ等の回収マニュアル

[概要]

海岸ゴミ等の状況を把握した上で, 計画的に回収し, 市町村への引き渡し等を行うとともに, ゴミの不法投棄を防止するための啓発活動, 市町村への通報等を行う。

[関係主体とその役割]

既に海岸ゴミの収集をボランティアで行っている市民団体等 NPO をはじめ, 海底ゴミの回収が可能な漁協及び漁業者, 民間企業, 住民等, 幅広く参加を呼びかける。

■ 施設等の維持・管理マニュアル

〔概要〕

海浜，干潟，堤防等，沿岸域に存在する資源・施設について，日常的な監視を通じて現状を把握し，必要な改善点の指摘等を行うとともに，一部維持管理を担う。

〔関係主体とその役割〕

港湾，漁港，海岸等当該地域において日常的な資源利用並びに施設利用実績のある市民団体等 NPO，漁協，民間企業を中心に，プログラムの運用を図る。

■ 環境教育マニュアル

〔概要〕

水環境の保全，ゴミ減量化等に向けた取組を進めるとともに，環境教育を積極的に進めるゾーンにおいて，重点的な課外学習を行う。また，関係主体が共催するイベント等を通して，沿岸域の重要性・希少性について，市民に対し広く普及啓発していく。

〔関係主体とその役割〕

環境保全にかかわる専門的知見を有する市民団体等 NPO を中心に，漁協（漁業者），学校等教育機関（教員）など，テーマ（水環境の保全，ゴミ減量化，生物多様性，歴史・文化等）に応じて，様々な組織，機関，さらには個人が参加する。

6. 沿岸域圏委員会の役割

- (1) 沿岸域圏総合管理計画の策定，見直し等を行う沿岸域圏委員会は，ゾーニング，総合管理施策の選定と構築等に際して，個別の法制度，計画等について，次の表に示す関係行政機関と十分に調整を行ったところであるが，引き続き，本計画に基づく総合管理施策の円滑な実施を確保するため，今後も，これらの行政機関をはじめ，関係する組織と十分な調整を行っていくこととする。
- (2) また，各主体が，今後，新たな施策等を計画・推進する際には，本計画との整合性に配慮するよう要請していく。
- (3) さらに，本計画に規定する各種の総合管理施策の評価，モニタリングの結果等に基づき，必要に応じて，関係行政機関，関係団体等に対して，既存の施策等の見直し等についても要請していくものとする。

[個別法・個別計画等を所管する関係機関の例]

福山沿岸域圏に存在する制度、計画等	所管する地方公共団体
瀬戸内海環境保全特別措置法，水質汚濁防止法，広島県自然海浜保全条例 (瀬戸内海環境保全基本計画・府県計画) 広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン	県庁環境局／県福山地域事務所厚生環境局／福山市環境保全課
自然公園法（公園計画）	環境省山陽四国地区自然保護事務所
海岸法（海岸保全基本計画）	県庁土木建築部，空港港湾局，農林水産部／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
公有水面埋立法	県庁空港港湾局／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
港湾法	県庁空港港湾局／県福山地域事務所建設局／福山市港湾河川課
漁港漁場整備法（漁港漁場整備事業計画）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市港湾河川課，農政課
漁業法（漁業権の設定）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農政課
水産資源保護法（保護水面管理計画）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農政課
森林法（魚つき保安林）	県庁農林水産部／県福山地域事務所農林局／福山市農林整備課
文化財保護法，広島県文化財保護条例，福山市文化財保護条例（文化財の指定）	県教育委員会／福山市教育委員会
広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	県庁空港港湾局港湾管理室 県福山地域事務所建設局港湾課
広島の水の管理に関する条例	県庁空港港湾局港湾管理室 県福山地域事務所建設局港湾課
構造改革特別区域法	県庁政策企画局 県庁環境局循環型社会推進室 県庁空港港湾局港湾企画整備室
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	福山市環境保全課

7. 沿岸域圏総合管理計画の実行の確保

本計画は，関係団体と十分な連携と調整を行いながら，広域管理指針に基づき，地域の多様な主体が参画した枠組みによって，地域全体の概ねの総意として，地域の総合管理の方向や施策の基本的な取組の方向が取りまとめたものである。

従って，本計画の重要性に鑑み，沿岸域圏委員会の構成員となる団体以外の多様な関係団体においても本計画が尊重されるとともに，今後，本計画に基づき各種の総合

管理施策が構築されていくことを深く認識し、これに積極的な協力がなされるよう、各種団体に対して要請していくものとする。

また、民間企業等に対しても本計画に対する積極的な協力を要請するとともに、本計画に適合する民間の施策については、関係団体が積極的な協力・支援を行うこととする。

さらに本計画は、市民等が広範囲に参画することによって策定されたことに鑑み、市民等においても本計画に規定している施策の実現に積極的に協力することが求められる。

なお、本計画に基づき実績と経験を積み重ねつつ、指針や計画の実効性を検証し、条例又は法令によって対処しなければならない課題等が見受けられれば、現行制度を精査した上で、制度化を検討していくこととする。

第3章 沿岸域圏総合管理計画の実行、管理及び見直し

1. 沿岸域圏総合管理計画の実行と管理

沿岸域圏総合管理計画に基づく関連施策等は、それらの連携・再編の可能性について十分に検討した上で、各地域の取組方針に沿った優先順位の高い事業への重点的、集中的な取組を促進し、各々の事業効果をさらに高めながら実行していくものとする。

この場合、福山沿岸域圏委員会は、事業の実行段階において関係機関緊密な連携・調整を図るとともに、国、県、市町村が事業実施予定者である場合には、必要な財源が確保されるよう、関係行政機関への要請など必要な支援を行うとともに、民間事業者が事業実施予定者である場合には、許認可処分の迅速化など事業の効率化等について関係行政機関へ要請するなど必要な支援を行うものとする。

また、事業の実行に当たっては、沿岸域圏委員会に設置する部会を活用するなどして、進行管理体制を確立するとともに、事業の進捗状況及び実施効果等を把握するため進行管理目標を別途設定し、適宜、事業点検、事業評価を行うものとする。

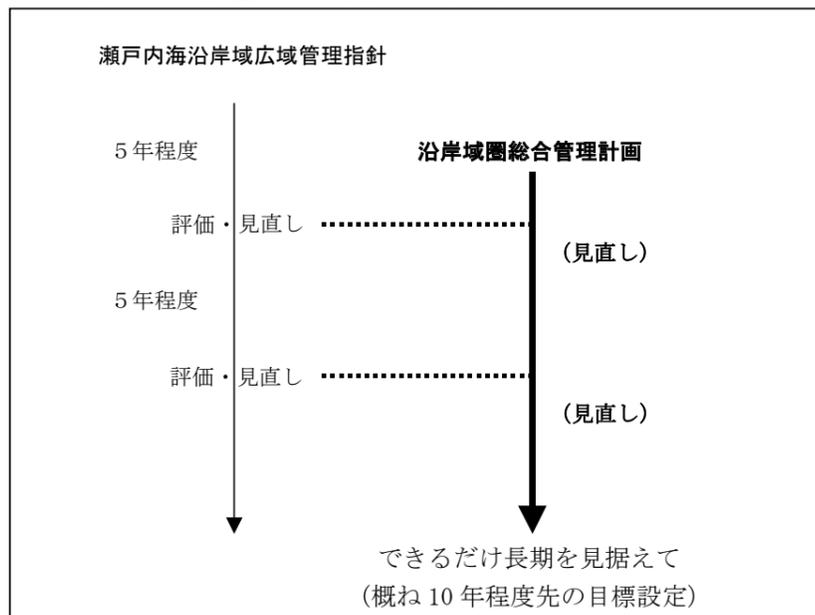
その際、計画→実行→評価→反映→計画→……といった検証の過程を繰り返し行うものとする。

なお、各沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画に基づいて実施される施策等について、広域管理協議会の指導、助言等を得ながら適切に評価するとともに、円滑な進行管理に努めることとする。

2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し

沿岸域圏総合管理計画は5年ごとに必要な見直しを行うこととする。また、広域管理指針の見直し等本計画をとりまく環境の変化が生じた場合においても適宜、見直しを行うものとする。

[沿岸域圏総合管理計画の見直し手順]



2-2 モデル沿岸域圏委員会設置要綱（案）

（注）本要綱は、福山沿岸域圏を対象とした総合管理のケーススタディ調査の結果によって導かれた試行的なものであり、実行等を約束するものではありません。

目 次

(名称)	129
(対象範囲)	129
(目的)	129
(所掌事務)	129
(構成)	129
(期間)	130
(会長及び副会長)	130
(委員会の会議)	130
(関連組織)	130
(公開)	131
(事務局)	131
(事務局の所掌事務)	131
(経費の支弁)	132
(協力要請等)	132
(運営細則)	132
附 則	132

(名称)

第1条 この委員会は、〇〇沿岸域圏委員会（以下「委員会」という。）という。

(対象範囲)

第2条 委員会で検討する〇〇沿岸域圏総合管理計画（以下「沿岸域圏総合管理計画」という。）の対象範囲は、〇〇市及び〇〇町における沿岸域とする。

(目的)

第3条 委員会は、瀬戸内海沿岸域広域管理協議会が策定した瀬戸内海沿岸域広域管理指針（以下「広域管理指針」という。）に基づき、沿岸域圏総合管理計画を策定し実行することによって、環境の保全・再生と、環境と調和した秩序ある利活用を推進し、貴重な環境資源と地域の経済活動が集中する〇〇沿岸域圏の再生と活性化を図り、真に持続的発展が可能な〇〇沿岸域圏を構築することを目的として設置する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 沿岸域圏総合管理計画の策定及び見直し
- (2) 沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の実施・調査・点検・評価等の進管理
- (3) (1)に係る関係機関、関係者等との調整と協力要請
- (4) 〇〇沿岸域圏の総合管理に資する地域支援マニュアルの作成及び配布並びに地域支援制度の構築に対する支援
- (5) 〇〇沿岸域圏の総合管理に資する調査研究及び収集した情報の公開
- (6) 前各号に掲げるもののほか、〇〇沿岸域圏の総合管理に資するために必要な事項

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 〇〇沿岸域圏に関係する住民関係者
 - (2) 〇〇沿岸域圏に関係するNPO関係者
 - (3) 〇〇沿岸域圏に関係する漁業者代表
 - (4) 〇〇沿岸域圏に関係する企業代表、
 - (5) 〇〇沿岸域圏に関し専門的知識を有する者
 - (6) 〇〇沿岸域圏に関係する市町村、県及び国（地方出先機関等）
- 2 前項の委員は〇〇名以内とする。

(期間)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は非常勤とする。
- 4 委員は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、引き続き、その職を行う。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、委員会の事務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員全員の同意により決するものとする。
- 4 会長は、会議の進行に際して、必要に応じて、学識経験者、〇〇沿岸域圏に隣接する地方公共団体の代表者その他の関係者の出席を要請することができる。
- 5 会長は、〇〇沿岸域圏に隣接する地方公共団体の代表者その他国及び地方公共団体の代表者又はこれらの指名する職員が会議における発言を求めたときは、会議の進行に著しい支障がない限り、これを認めなければならない。

(関連組織)

第9条 委員会の適切かつ円滑な運用を図るため、委員会の下に、必要に応じて、次の部会その他の総合管理を円滑に進めるための部会等を置くことができる。

- (1) 調整・実行部会
- (2) 技術専門部会
- (3) 行政連絡部会

- 2 前項第1号の調整・実行部会は、沿岸域圏総合管理計画の実効性を確保する観点から、総合管理施策へ多様な関係者の参画を促し、多様な地域・分野の関係者と総合調整を図るとともに、総合管理施策を適正に実行することを目的として設置するものとする。

- 3 第1項第2号の技術専門部会は、沿岸域圏総合管理計画に基づく総合管理施策の評価、環境修復等科学的知見が乏しい事業の評価、広域的な総合影響等に関する評価・分析など技術的・専門的な見地から検討を行うことを目的として設置するものとする。
- 4 第1項第3号の行政連絡部会は、沿岸域の総合管理に係る行政機関との連絡調整を円滑に実施することを目的として設置するものとする。

注1：調整・実行部会の構成員は、地域又は分野の代表性を有する沿岸域圏委員会の委員、施策に係る行政機関の担当部局とする。

注2：技術専門部会の構成員は、沿岸域圏委員会の委員、その他科学的知見を有する有識者とする。

注3：行政連絡部会の構成員は、沿岸域圏委員会の委員、その他関係行政機関の担当部局とする。

(公開)

第10条 委員会及び関連部会の会議又は議事録は、原則として公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 委員会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、〇〇県及び〇〇市町村とする。

(事務局の所掌事務)

第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域管理協議会との連絡調整
- (2) 当該沿岸域圏に係る情報の収集・管理
- (3) 第8条に規定する会議の議事に関する事務
- (4) 第10条に規定する会議の議事要旨の作成及び公開に関する事務
- (5) その他委員会が付託する事務

(経費の支弁)

第13条 委員会の経費は、〇〇県及び〇〇市町村の負担金をもって充てる。

(協力要請等)

第14条 委員会は、沿岸域圏総合管理計画を策定又は見直したときは、広域管理協議会へ報告するとともに、国、地方公共団体などの関係行政機関に対し、必要と認める場合は、本計画の尊重と協力について要請するものとする。

2 委員会は、必要と認める場合は、広域管理協議会に対して、広域管理指針の変更を要請するものとする。

(運営細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員全員の合意により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

参考 1

沿岸域圏委員会 委員名簿

住民関係者	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
市民団体等NPO関係者	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
企業代表	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
漁業者代表	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇
有識者	〇〇	〇〇 (環境)
	〇〇	〇〇 (経済)
	〇〇	〇〇 (海洋)
国土交通省	〇〇	〇〇 (△△工事事務所)
農林水産省	〇〇	〇〇 (△△漁業調整事務所)
環境省	〇〇	〇〇 (〇〇自然保護事務所)
関係県	〇〇	〇〇 (△△県)
関係市町村	〇〇	〇〇 (△△市)
	〇〇	〇〇 (△△市)
	〇〇	〇〇 (△△町)
	〇〇	〇〇 (△△村)

参考 2

[想定される関係委員の役割]

関係委員	役割
市民	沿岸域の日常的な生活者として、沿岸域の特性をよく知る立場から、沿岸域の課題や取組の方向、目指すべき将来像について率直な考え方を示すとともに、施策へ協力する。
市民団体等NPO	市民活動等で得たノウハウや経験を通じて、沿岸域が抱える課題とその要因を分析するとともに、関連する情報の提供や施策の提案のほか、市民活動等を通じて施策事業を実施し又は協力し、地域活動の中核としての役割を担う（モニタリング、環境教育等）。
漁業者・漁業団体	海の環境監視のプロの立場から、漁業活動を通して知り得る海岸・海域に関する情報の提供や施策の提案を行うほか、施策事業を実施し又は協力し、地域活動の中核としての役割を担う地域支援の一翼を担う（モニタリング、環境教育、ゴミ、利用ルール）。
企業・各種団体	沿岸域に立地する企業または関連する団体として、必要な情報提供や施策提案を行うとともに、環境教育、環境修復事業等への技術的な参画、地域振興策への実施や協力などを行う。
有識者	科学的かつ専門的見地から、当該沿岸域の現況、本計画の妥当性・進捗状況等を客観的に評価するとともに、地域総合管理を進めるための技術支援及び研究開発を推進する。
行政機関	選択と集中の視点から、広域連携を通じた総合管理施策の重点的な採択と効率的な実施を通じて、質の高い公共サービスを提供するとともに、管理組織体の事務運営、個別法・個別計画等との総合調整等の機能を果たす。

〈構成員の人選に関する留意事項〉

構成員の人選に当たっては、代表性（沿岸域圏の各地域を概ね代表しているか）、また、公平性（各分野及び地区のバランスが保たれているか）透明性（人選方法の透明度が高いか）、中立性（偏りはないか）といった点に留意し選定する。また、既存の組織であって既に当該分野又は地域の代表性を有している場合には当該組織から委員を選定し、組織が複数あり、それぞれ代表性がない場合は、複数の委員を選定する。なお、特定の分野又は地域で代表性を有している組織がない場合には、公募を原則とする。

また、適正な委員会運営を担保する観点から、人選に際しては、技術的・専門的な見地から客観的な視点を持つ有識者を選定する。

〈人数に関する留意事項〉

委員の数は、委員会の適切かつ円滑な運営を図る確保する観点から、大規模にならないよう15～20名程度の構成とする。

〈委員選任に関する留意事項〉

選任方法は、大きく、次の方法が想定され、そのうち、1、2、3又はそれらの混合型をとることが適当である。なお、一定の権限が付与された総合管理機構（仮称）の設立や法律又は条例に基づき明確な選任基準を定める方法もあり、こうした方法については、検討課題として、調査研究を進めていく。

1. 行政機関以外の委員を全て公募制で選任
2. 委員を選出する分野、機関ごとに、代表者を選任
 - ・市民……町内会連合会、自治会連合会等の代表者の互選等により選任
 - ・NPO……NPOの代表者会議により選任
 - ・漁業団体…漁協の代表者会議により選任
 - ・企業団体…商工会議所、経済連合会など経済団体が互選等により選任
 - ・有識者……学識経験を有する者を選任
3. 意欲のある者を広く募り、選挙等で選任

モデル沿岸域圏総合管理計画の策定要領（案）

1. 沿岸域圏総合管理計画の策定及び公表

沿岸域圏総合管理計画を策定する場合には、広域管理指針を踏まえ、当該沿岸域圏の特性、抱える課題、社会的な要請等を精査するとともに、当該沿岸域圏に隣接する沿岸域圏の状況等に十分配慮して策定することとする。

また、原案の段階から、随時、情報公開や広範な主体の意見聴取等を実施し、多様な主体の意見を十分に盛り込みつつ、策定することとする。

沿岸域圏総合管理計画を策定した場合には、速やかにこれを公表することとする。

2. 沿岸域圏総合管理計画の見直し及び公表

沿岸域圏総合管理計画を見直しする場合は、策定の手続に準用するものとする。

沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画の策定から5年を経過した場合、広域管理協議会から当該計画の見直しについて要請があった場合等において、必要に応じて、随時、計画の見直しを行うこととする。

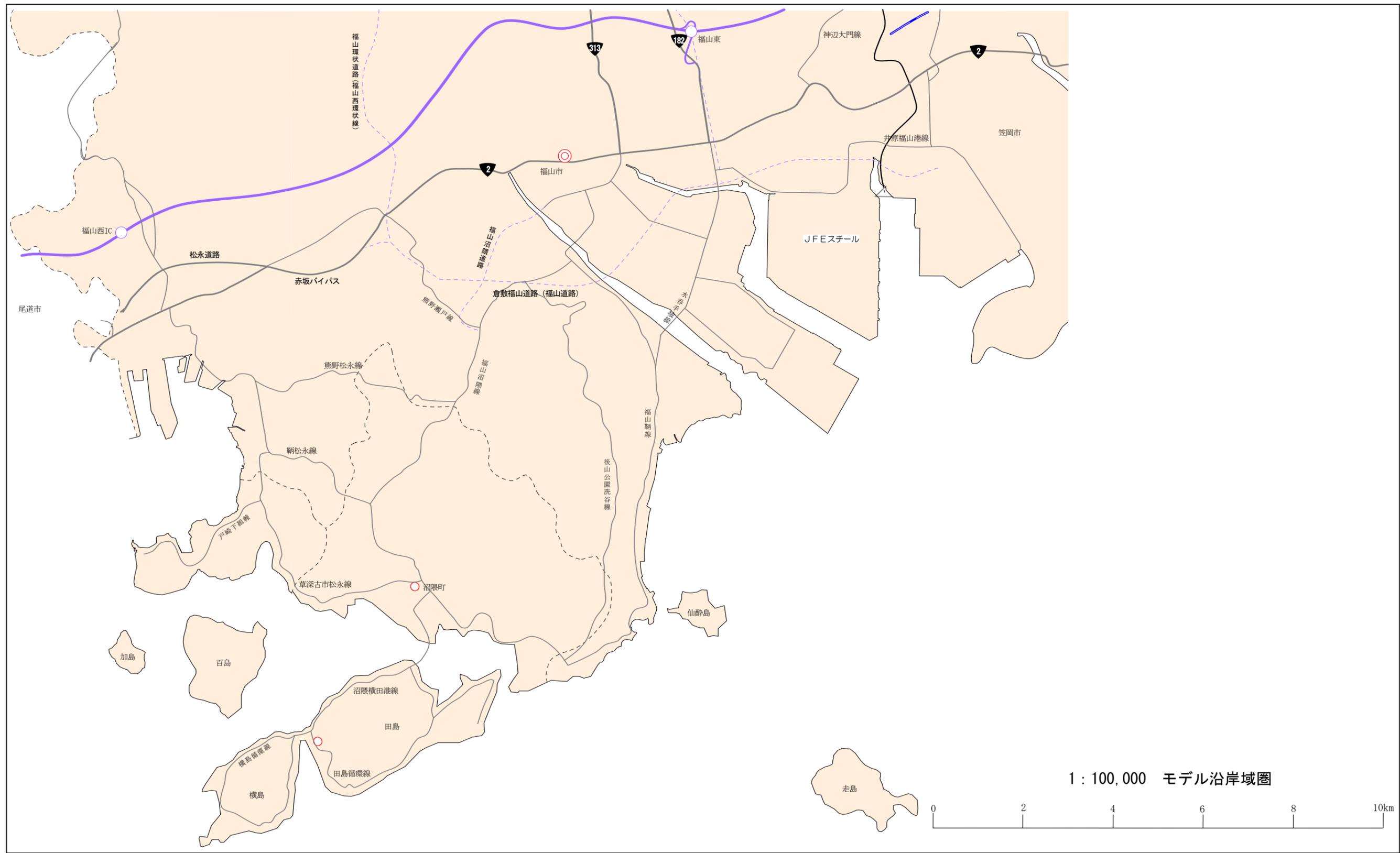
3. 沿岸域圏総合管理計画の承認

沿岸域圏総合管理計画が策定又は見直しされた場合は、当該計画の実効性を確保するため、関係地方公共団体の長によって計画の承認を受けるものとする。

4. 個別関係機関に対する要請

沿岸域圏委員会は、沿岸域圏総合管理計画を策定及び見直したときは、当該計画の実効性を確実なものとするため、国、地方公共団体等の関係行政機関へ計画に対する尊重と協力について要請するものとする。

また、沿岸域圏総合管理計画の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、関係行政機関、関係団体等関係者に対して、既存の施策等の見直し等を要請するものとする。



Ⅲ. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの実現に向けて

ここでは、瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの実現に向け、残されている課題、並びに今後の対応について整理した。

Ⅲ. 瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの実現に向けて

1. 今後の課題

本調査では、福山沿岸域圏をモデルとしたケーススタディを通じて、広域管理指針及び沿岸域圏総合管理計画からなる瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの構築に向け、試行的な検討を行った。

その結果、今後の具体的な取組の方向として、瀬戸内海沿岸域の総合管理の方向性に基本的な枠組みを与えるモデル広域管理指針や、当該指針に基づき地域が総合管理を実践するためのモデル沿岸域圏総合管理計画など瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの構築に向けた試行的・モデル的な枠組の在り方について示したところである。

なお、この試行的・モデル的システムについては、あくまで、福山沿岸域圏をモデルとしたケーススタディによって導かれたものであり、この試行システムが、直ちに実行に移されるという趣旨のものではない。

また、本試行システムを導くに当たっては、2年間計8回にもわたる議論を重ね、総合管理組織体の権限や、個別法との調整、国と地方の役割分担、ゾーニングの効力など実効性の確保の問題をはじめ、ゾーニングの技術的手法、市民を中心として広範な主体の協力を得るための環境整備のあり方など様々な課題を検討し、一定の結論を出したところであるが、依然として次のような今後の取組課題が存在しているところであり、こうした課題に対して調査研究を進めることが必要である。

- (1) 総合管理システムに対する広範なコンセンサスの形成
- (2) 総合管理システムを推進していくための人材育成
- (3) 多様な主体が積極的に総合管理システムに参画するための環境整備の充実
- (4) ゾーニングの技術的手法や広域的な影響予測など技術的課題に対する調査研究

また、総合管理システムの実効性については、システム自体が一つの社会規範として円滑に運営されることが見込まれるなど、現行制度上、一定の実効性は確保できるとの結論を得たが、これまで、全く経験のない中では、地域自ら、試行的な瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの検証や改善等を通じて、先導的なシステムの構築に向けた行動を起こし、実績と経験を積み重ねていくことが

必要である。

さらに、こうした取組を行った結果、現行制度に起因して、実効性の確保等に関する問題が生じた場合には、現行制度での対応の是非を改めて精査した上で、条例又は法律による制度化に向けた取組を行っていくことが必要である。

2. 今後の対応

本調査においては、前述したとおり、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの構築に向け、

- ① 今後の取組課題に対する調査研究
- ② 試行的な瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの検証や改善等を通じた沿岸域圏総合管理計画の構築など具体的かつ先導的な取組の推進などの課題を提起した。

この2年間の調査を通じて、わが国の貴重な国土空間である瀬戸内海沿岸域の再生を図り、持続的な発展を確保するためには、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムの構築が極めて重要であることを、本調査に携わった関係者が改めて認識し、こうした検討課題に対し、次の役割分担に沿って対処していくことを期待する。

- (1) 地方の取組としては、瀬戸内海の沿岸県・経済団体が構成する瀬戸内海交流圏研究会の枠組みを活用して、沿岸県と市町村と一体となって、引き続き、各種検討課題に対し調査研究を進めるとともに、総合管理システムの構築に向け、出来るところから取組を行うこと。
- (2) 国としても、引き続き沿岸域に係る調査研究を積極的に進めるとともに、瀬戸内海沿岸域総合管理システムの構築に向けて積極的な支援を行っていくこと。また、構築を進める場合において法制度的な問題が発生したときは速やかに検討を行い、所要の結論を得ること。
- (3) さらに、このシステムの根幹をなす、市民、NPO、漁業者、企業、有識者等の関係者は、個々の役割を踏まえ、自ら行動するほか、地方及び国の今後の取組に積極的に参画し協力すること。

最後に、瀬戸内海沿岸域の総合管理システムが、近い将来、地域全体の総意として実現することを切に願い、関係者間の適切な役割分担のもと、具体的かつ先導的な取組が行われるよう、関係者の今後の取組に強く期待するものである。

用語解説

パブリック・アクセス

海岸線を誰もが自由かつ快適に往来できる空間状況。

パブリック・インボルブメント

地域の計画等をつくる過程で住民の参画を求め、意見を表明できる場を設けたうえで、意見を計画に反映させていくこと。

ビオトープ

地理的、気候的に最も適した動物と植物がバランスを保って生きていける空間。動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。

ミティゲーション

人間の行為が環境に及ぼす悪影響を自らの責任で緩和しようとする考え方。回避、最小化、代償の3つの考え方がある。

モニタリング

環境の変化等について日常的・継続的に調査・点検すること。